

一時保護施設の第三者評価に関する調査研究  
報告書

令和7年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング



# 目次

<b>第1章 調査研究の実施概要</b> .....	<b>1</b>
I. 事業実施目的 .....	1
II. 調査研究の構成 .....	1
III. スケジュール .....	3
IV. 成果の公表方法 .....	3
V. 検討委員会 .....	4
<b>第2章 自治体（主管課）調査</b> .....	<b>5</b>
I. 実施概要 .....	5
II. 調査結果 .....	6
<b>第3章 一時保護施設調査</b> .....	<b>27</b>
I. 実施概要 .....	27
II. 調査結果 .....	28
<b>第4章 評価機関調査</b> .....	<b>46</b>
I. 実施概要 .....	46
II. 調査結果 .....	47
<b>第5章 第三者評価のモデル実施</b> .....	<b>60</b>
I. モデル実施概要 .....	60
II. モデル実施先からの意見等 .....	61
<b>第6章 一時保護専用施設調査</b> .....	<b>62</b>
I. 実施概要 .....	62
II. アンケート調査結果 .....	63
III. 意見交換会での主な意見 .....	96
<b>第7章 一時保護施設の第三者評価に関する研修会の開催</b> .....	<b>100</b>
I. 研修会実施概要 .....	100
<b>第8章 本調査研究の考察</b> .....	<b>101</b>
I. 一時保護施設の第三者評価について .....	101
II. 一時保護専用施設について .....	106

## <別添資料>

- 【改訂版】一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）

## <資料編>

- アンケート調査票① 児童相談所主管課
- アンケート調査票② 一時保護施設
- アンケート調査票③ 評価機関
- アンケート調査票④ 専用施設



# 第1章 調査研究の実施概要

## I. 事業実施目的

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）により、令和6年4月より「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（以下、「新基準」という。）が施行された。あわせて、一時保護ガイドラインも大幅に改訂された。

一時保護施設の第三者評価については、平成30年度調査研究事業「一時保護の第三者評価に関する調査研究」（以下、「平成30年度調査研究事業」という。）において、第三者評価モデル事業及びそのモデル事業の結果を反映した第三者評価基準（案）を作成しており、多くの一時保護施設で本評価基準（案）を用いた第三者評価が実施されている。

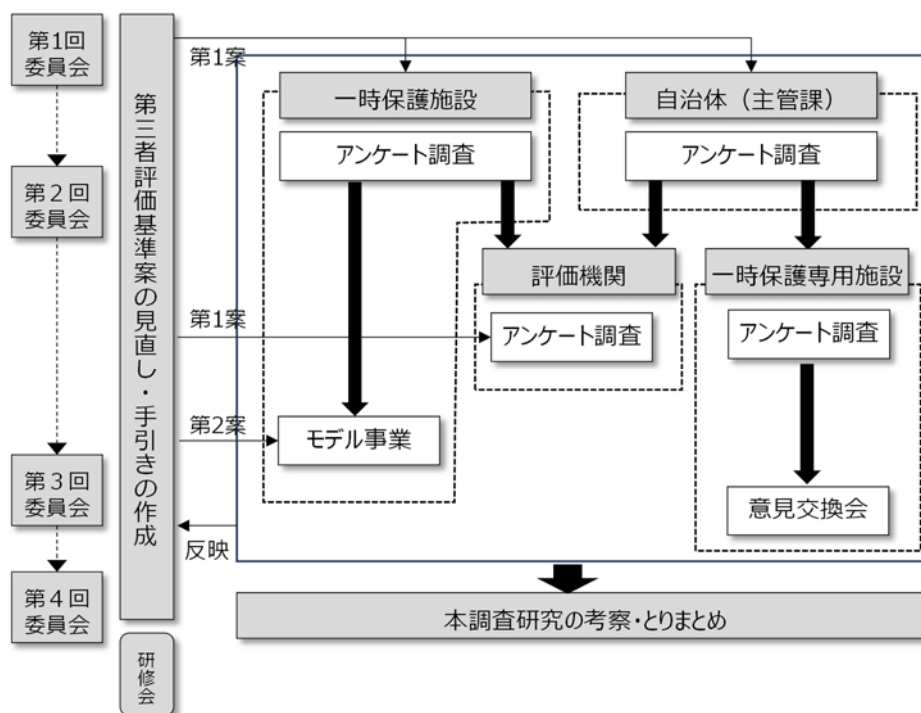
そこで、本調査研究では、一時保護施設における第三者評価の実施状況や課題等を把握するとともに、新基準及び改訂版の一時保護ガイドラインを踏まえた評価基準の見直しを行うこと、また、一時保護専用施設（以下、「専用施設」という。）の質の向上のための施策等について検討を行うこととする。

※一時保護専用施設とは、一時保護実施特別加算費実施要綱に基づいて設置されたものを指す。

## II. 調査研究の構成

本調査研究の構成は以下のとおり。

図表 1-1 本調査研究の構成



## 1. 児童相談所設置自治体の主管課ならびに一時保護施設へのアンケート調査

一時保護施設の第三者評価の実施状況や課題、受審のメリット等を確認することを目的として、児童相談所設置自治体の主管課及び一時保護施設へのアンケート調査を実施した。一時保護施設には、第三者評価の進め方や評価項目等の評価方法に関する詳細把握を中心に、自治体には、予算取りや評価機関の選定方法等を中心に確認を行った。

また、評価機関や専用施設への調査対象を確認するため、委託した評価機関や、管内における専用施設の設置状況についても確認した。

## 2. 評価機関へのアンケート調査

全国の一時保護施設が3年に1回第三者評価を受審できるようにするためには、第三者評価を実施できる評価機関の確保が必要である。

第三者評価の実施方法（評価項目、評価方法、評価体制等）の実態について確認するとともに、一時保護施設の第三者評価機関を増やすためにどのような方策が必要か、またよりよい第三者評価にするために検討等が必要だと思う事項や提案について把握することを目的とし、一時保護施設の第三者評価を実施した経験のある評価機関を対象としたアンケート調査を実施した。

なお、送付先については、自治体調査と一時保護施設への調査で確認した。

## 3. 第三者評価のモデル実施

一時保護施設の設備及び運営に関する基準ならびに改訂版の一時保護ガイドラインに基づき見直した評価項目及び評価方法等についての妥当性を確認することを目的として、第三者評価をモデル的に実施した。

評価の進め方は、平成30年度調査研究事業で作成した「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）」でとりまとめた第三者評価の実施方法をもとに、一時保護施設等へのアンケート調査結果や検討委員会での意見等を踏まえて行った。

## 4. 専用施設へのアンケート調査及び意見交換会の開催

専用施設については、現在自己評価や第三者評価の指標がないが、質の担保・向上のための仕組みづくりが求められている。そこで、一時保護施設の第三者評価基準案をもとに専用施設の評価項目案の検討を行った。

専用施設には、この評価項目案について意見を求めるとともに、質の確保・向上のための取組状況や、第三者評価に関する意向等を確認すること、第三者評価等を行う場合の懸念事項となり得る点等についての実態を確認するためアンケート調査を実施した。

また、アンケート調査に回答のあった専用施設を対象とし、意見交換会を実施し、専用施設の運営の状況や課題等を把握した。

## 5. 第三者評価基準案及び一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引き案の作成

一時保護施設の設備及び運営に関する基準ならびに改訂版の一時保護ガイドラインに基づき見直した評価項目について、自治体、一時保護施設、評価機関へのアンケート及びモデル実施での意見等を踏まえ、再度見直しを行い、一時保護施設の第三者評価基準案としてとりまとめを行った。また、第三者評価の目的や評価方法等について、平成30年度の調査研究で作成した「一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引き」について、改訂版を作成した。

## 6. 一時保護施設における第三者評価に関する研修会の開催

本調査研究で作成した、一時保護施設における第三者評価基準案ならびに改訂版の一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引きについての周知を行うため、自治体及び一時保護施設を対象とした研修会を開催した。

## III. スケジュール

図表 1-2 スケジュール

	R6年						R7年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討委員会		●		●			●		●
一時保護施設 調査	調査票作成		実施		集計				
児童相談所設置自治体 調査	調査票作成		実施		集計				
評価機関 調査			調査票作成		実施		集計		
一時保護施設 モデル実施				依頼	準備	実施			
専用施設 調査			調査票作成		実施		集計		
専用施設 意見交換会							●		
第三者評価基準案等の検討	第1案作成						見直し	手引き作成	
研修会									●
とりまとめ・報告書作成								報告書作成	

## IV. 成果の公表方法

本事業の成果をとりまとめた本報告書は、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社のホームページにて公開する。

## V. 検討委員会

### 1. 委員構成

検討委員会の委員は以下のとおりである。

図表 1-3 検討委員会委員 ※敬省略 五十音順 ◎座長

◎	安部 計彦	一般社団法人 日本児童相談業務評価機関 代表理事
	大久保 法彦	滋賀県中央子ども家庭相談センター 所長
	神谷 万美	中野区児童相談所 副所長
	川松 亮	明星大学 人文学部福祉実践学科 常勤教授
	角南 和子	角南法律事務所 弁護士
	竹家 裕美	大阪市北部こども相談センター 一時保護所長
	田中 進	特定非営利活動法人 あいおらいと 代表

### 2. 開催概要

検討委員会の開催概要は以下のとおりである。

図表 1-4 検討委員会の開催概要

	開催日時・場所	主な検討内容
第1回	令和6年8月26日(月) 17:30~19:30 ビジョンセンター東京京橋802会議室	1. 事業実施計画について 2. アンケート調査について (自治体/一時保護施設/専用施設) 3. 一時保護施設の第三者評価基準 第1案について
第2回	令和6年10月22日(火) 19:00~21:00 ZOOM開催	1. アンケート調査結果の中間報告 (自治体/一時保護施設) 2. アンケート調査について (評価機関/専用施設) 3. モデル実施について
第3回	令和7年1月27日(月) 9:00~11:00 ZOOM開催	1. アンケート調査結果報告 (自治体/一時保護施設/評価機関) 2. モデル実施の結果報告 3. 一時保護施設の第三者評価基準の見直しについて 4. 一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引きの見直しについて 5. 専用施設との意見交換会について
第4回	令和7年3月14日(金) 9:00~11:00 ZOOM開催	1. 一時保護施設の第三者評価基準案について 2. 一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引き案について 3. 専用施設の調査結果報告 (アンケート/意見交換会) 4. 本調査研究の考察(案)について 5. 研修会について

## 第2章 自治体（主管課）調査

---

### I. 実施概要

#### 1. 実施目的

一時保護施設における第三者評価の評価基準や評価方法等についての見直しを行うにあたり、一時保護施設の第三者評価受審の現状や受審にあたっての課題、第三者評価を効果的に活用するために必要な取組等について把握することを目的として、主管課へのアンケート調査を実施した。

#### 2. 調査概要

調査の実施概要は以下のとおりである。

図表 2-1 調査概要

調査対象	全国の児童相談所主管課
調査期間	令和6年9月6日（金）～令和6年11月6日（水）
調査方法	郵送配布・郵送回収 ・要望のあった主管課にはメールにて Word ファイル配布・回収
配布・回収数	配布 : 79 回収 : 75 回収率 : 94.9%

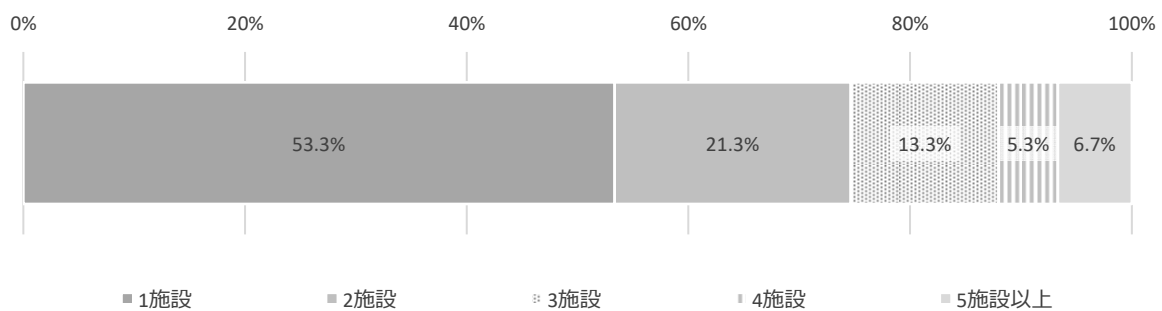
## II. 調査結果

### 1. 自治体の基本情報について

#### (1) 問 1.一時保護施設数

自治体内の一時保護施設数を聞いたところ、「1施設」が53.3%（40件）、「2施設」が21.3%（16件）、「3施設」が13.3%（10件）、「4施設」が5.3%（4件）、「5施設以上」が6.7%（5件）であった。

図表 2-2 一時保護施設数(n=75)(数値回答を分類)

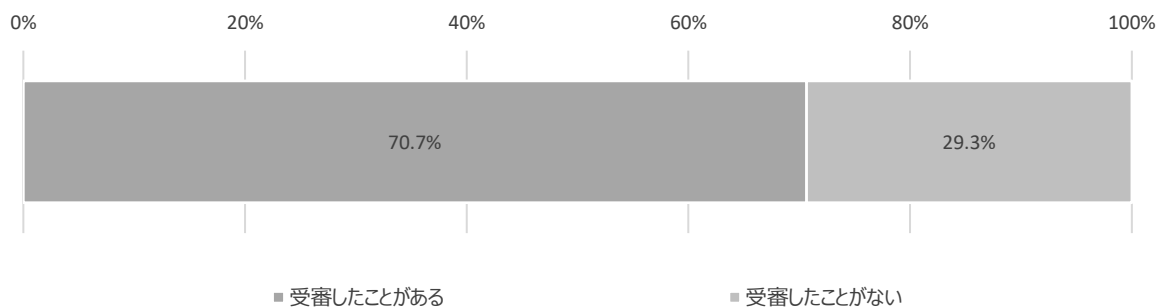


### 2. 一時保護施設における第三者評価の実施状況等について

#### (1) 問 2.第三者評価受審有無

自治体内で一時保護施設を対象とした第三者評価を受審したことがあるか聞いたところ、「受審したことがある」が70.7%（53件）、「受審したことがない」が29.3%（22件）であった。

図表 2-3 第三者評価受審有無(n=75)(単一回答)



## (2) 問 3.第三者評価受審内容

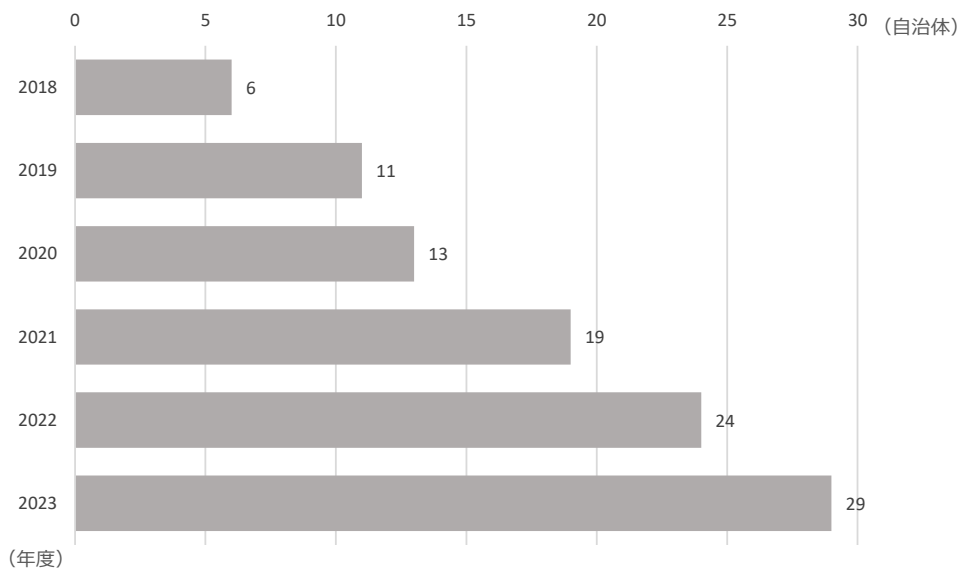
問 2 で第三者評価を「受審したことがある」と回答した自治体に、2018 年 4 月から 2024 年 3 月に受審した第三者評価について、受審時期と受審した一時保護施設名、評価者を聞いたところ、以下のとおりであった。

### ア. 第三者評価の受審時期

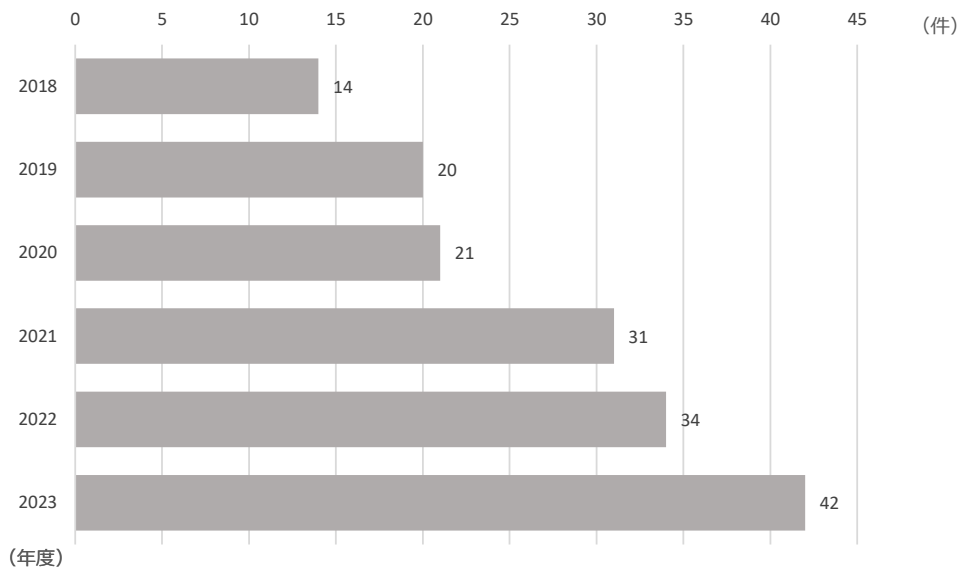
53 自治体から回答のあった合計 162 件の第三者評価の受審時期について、年度ごとの受審自治体数および受審件数を集約すると、いずれも 2018 年度以降増加傾向にあった。

(同一自治体で同一年に複数回受審がある場合、1 施設 1 件としてカウント。)

図表 2-4 第三者評価の受審年度別受審自治体数の推移(n=53)



図表 2-5 第三者評価の受審年度別受審件数の推移(n=53)

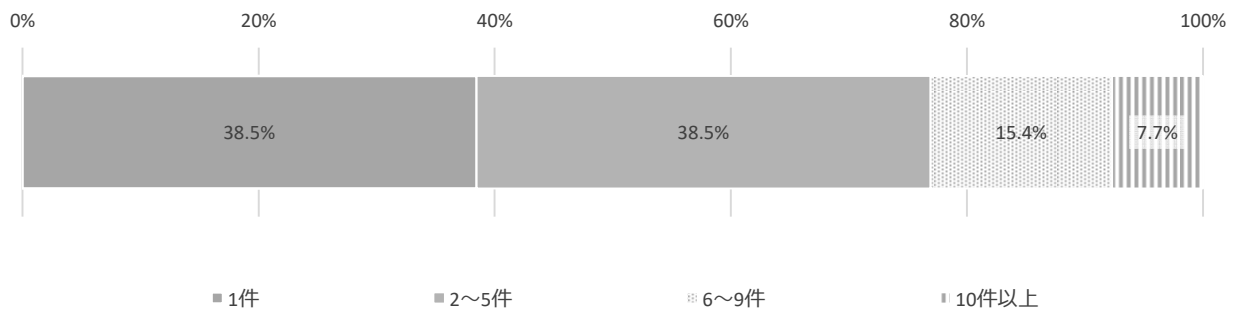


## イ. 第三者評価の評価者

自治体から回答のあった評価者は 39 機関で、2018 年 4 月から 2024 年 3 月に実施した第三者評価の実施件数は、「1 件」「2～5 件」がともに 38.5%（15 機関）で最も多く、次いで「6～9 件」が 15.4%（6 機関）、「10 件以上」が 7.7%（3 機関）であった。

また、評価者を評価者種別に整理したところ、「NPO 法人」が 12 法人と最も多く、次いで「株式会社」が 9 法人であった。「自治体の附属機関」としては児童福祉審議会等、「個人（有識者）」としては弁護士や大学教授等の回答があった。1 評価者あたりの評価件数の平均値は「株式会社」が 7.0 件と最も多く、次いで「社団法人」が 6.0 件であった。

図表 2-6 第三者評価の実施件数(n=39)



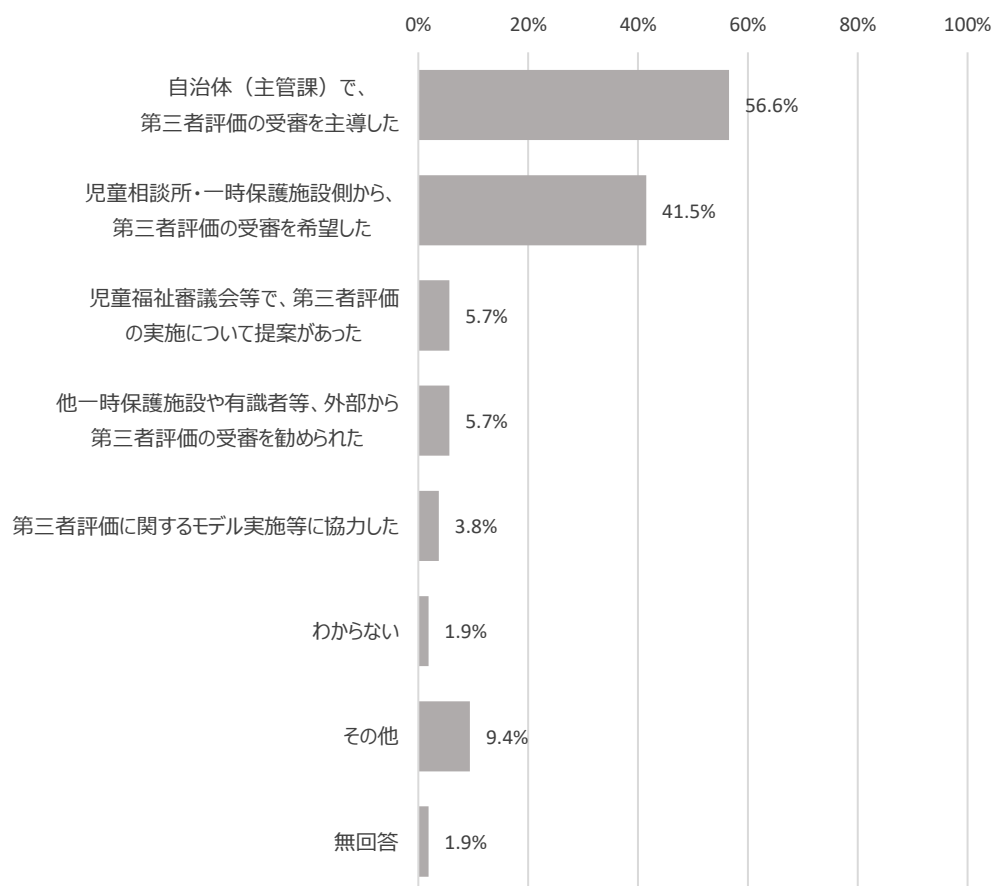
図表 2-7 評価者の種別および 1 評価者あたりの評価件数(n=39)

種別	評価者数	評価件数	1法人あたりの評価件数		
			平均値	最大値	最小値
NPO法人	12	45	3.8	20	1
社団法人	4	24	6.0	13	1
株式会社	9	63	7.0	37	1
合同会社・有限会社	4	13	3.3	6	2
自治体附属機関	7	13	—	—	—
個人	3	4	—	—	—
計	39	162			

### (3) 問 4.第三者評価受審のきっかけ

一時保護施設が第三者評価を受審することになった主なきっかけについて聞いたところ、「自治体（主管課）で、第三者評価の受審を主導した」が56.6%（30件）と最も多く、次いで「児童相談所・一時保護施設側から、第三者評価の受審を希望した」が41.5%（22件）、「児童福祉審議会等で、第三者評価の実施について提案があった」「他一時保護施設や有識者等、外部から第三者評価の受審を勧められた」が5.7%（3件）であった。

図表 2-8 第三者評価受審のきっかけ(n=53)(複数回答)



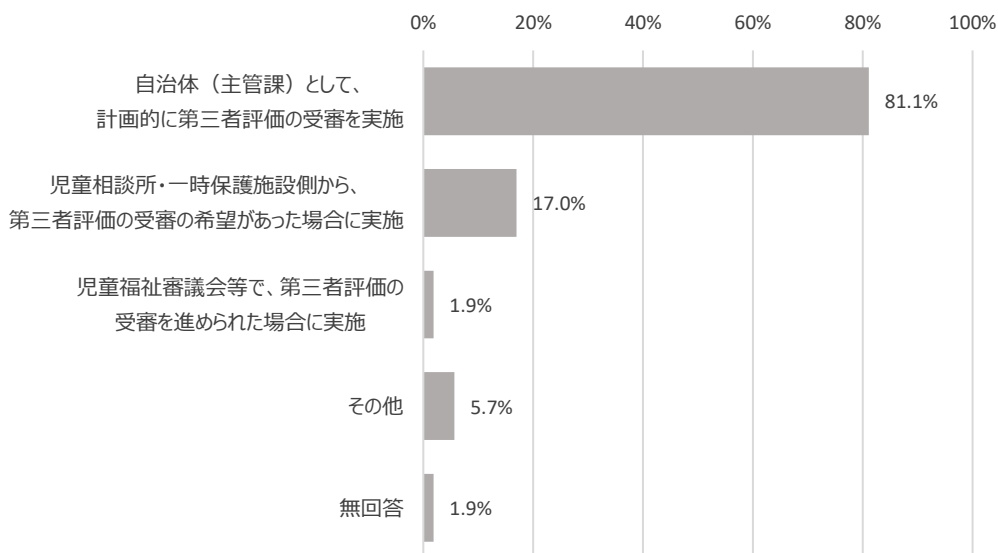
#### 【「その他」の主な内容】

- 児童相談所が第三者評価を受審するのに併せて、一時保護施設も受審した
- 開設に向けた検討段階から人権の尊重を基本理念に掲げており、定期的に外部評価を受審している
- 国から発出された通知「一時保護中のこどもの権利擁護について」を受け、主管課および児童相談所で第三者評価受審の必要性について協議のうえ決定した
- 自治体の「社会的養育推進計画」における一時保護改革に向けた取組として、業務の質の向上、運営の透明化を図るため第三者評価制度の導入を定めたため

#### (4) 問 5.第三者評価のタイミング

一時保護施設における第三者評価のタイミングについて聞いたところ、「自治体（主管課）として計画的に第三者評価の受審を実施」が 81.1%（43 件）と最も多く、次いで「児童相談所・一時保護施設側から第三者評価の受審の希望があった場合に実施」が 17.0%（9 件）、「児童福祉審議会等で第三者評価の受審を進められた場合に実施」が 1.9%（1 件）であった。

図表 2-9 第三者評価有無(n=53)(複数回答)



#### 【「その他」の主な内容】

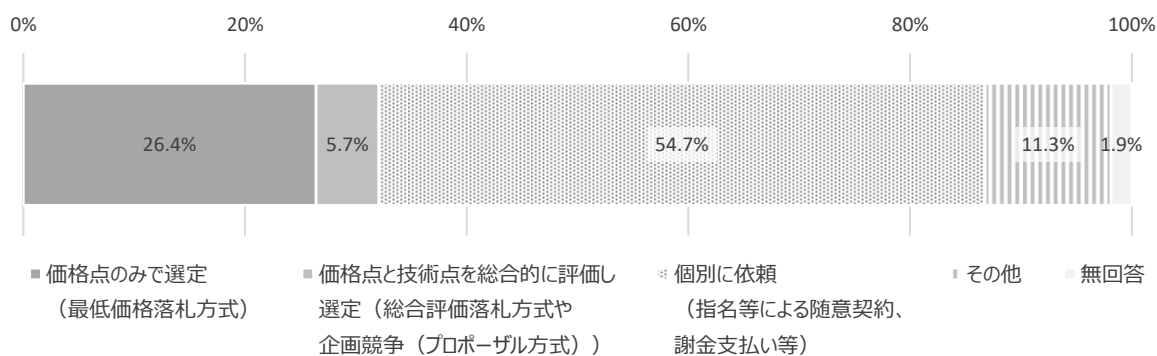
- 児童相談所から、計画的に第三者評価の受審を希望して実施
- 児童相談所・一時保護施設として、計画的に第三者評価を受審
- 状況等に応じて適宜検討している
- 重大事案があったため

### 3. 直近の第三者評価について

#### (1) 問 6. 評価者選定方法

第三者評価を委託する評価者をどのように選定したか聞いたところ、「個別に依頼」が 54.7%（29 件）と最も多く、次いで「価格点のみで選定」が 26.4%（14 件）、「価格点と技術点を総合的に評価し選定」が 5.7%（3 件）であった。

図表 2-10 評価者選定方法(n=53)(単一回答)



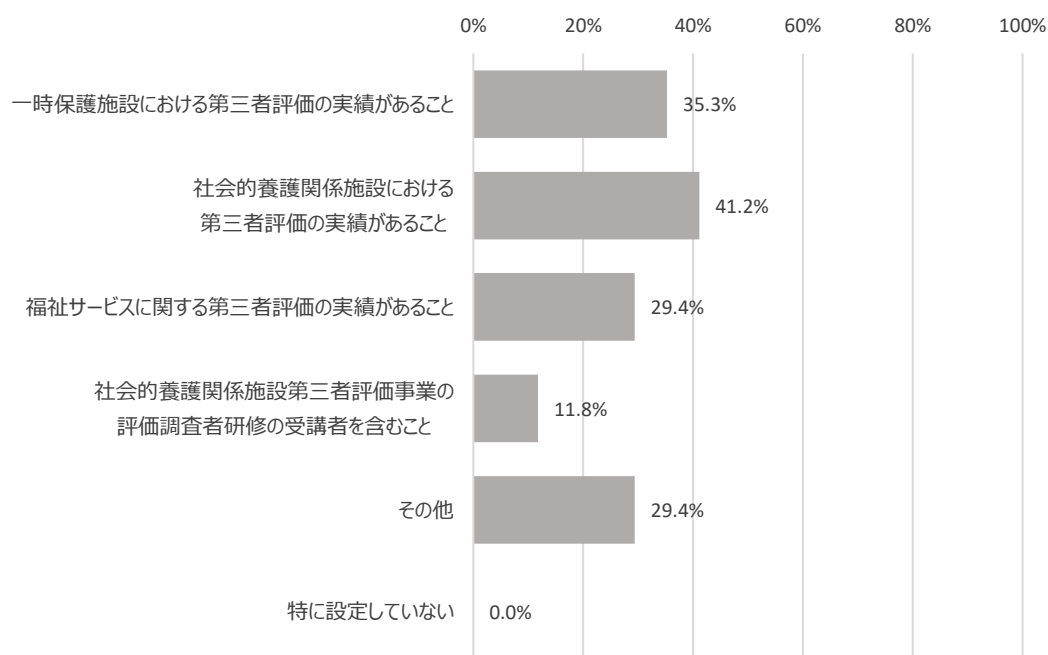
#### 【「その他」の主な内容】

- 見積りあわせにより相手方を決定し、随意契約を行う
- 価格や各県の状況を調査の上、第三者評価機関選定委員会を設立し、委員会で決定する
- 児童福祉審議会の臨時委員として選定する。委員は弁護士会等団体依頼及び個別依頼である
- 審議会の要綱に位置づけている

## (2) 問 7.評価者の参加資格条件

問 6 で「価格点のみで選定」または「価格点と技術点を総合的に評価し選定」と回答した自治体に、参加資格として設定している第三者評価の実績や専門性に関する条件について聞いたところ、「社会的養護関係施設における第三者評価の実績があること」が 41.2%（7 件）、「一時保護施設における第三者評価の実績があること」が 35.3%（6 件）、「福祉サービスに関する第三者評価の実績があること」が 29.4%（5 件）であった。

図表 2-11 評価者の参加資格条件(n=17)(複数回答)



### 【「その他」の主な内容】

- 自自治体の福祉サービス第三者評価機関に登録されたものであること
- 全国推進組織が認証した評価機関又は都道府県組織が認証した評価機関であること
- 弁護士や児童相談所での勤務経験がある評価員等を用意できること

## (3) 問 8.選定で重視する点

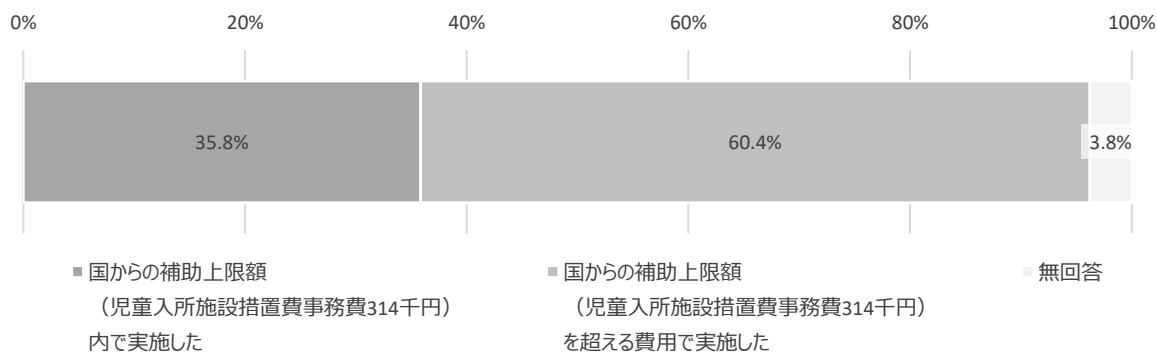
問 6 で「価格点と技術点を総合的に評価し選定」と回答した自治体に、プロポーザル方式の選定において重視する点を聞いたところ、主に以下の回答があった。

- 評価にあたっての視点、計画性、ガイドラインの理解度があること
- 企画提案内容および業務遂行能力があること
- これまでの実績および価格、業務体制等で判断している

#### (4) 問 9.第三者評価受審費用

第三者評価の受審にかかった費用について聞いたところ、「国からの補助上限額を超える費用で実施した」が60.4%（32件）、「国からの補助上限額内で実施した」が35.8%（19件）であった。

図表 2-12 第三者評価受審費用(n=53)(単一回答)

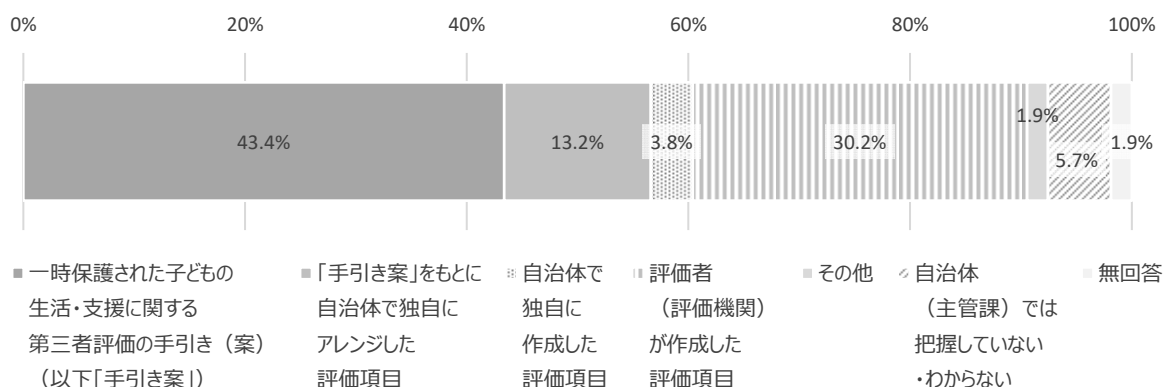


#### (5) 問 10.第三者評価で使用した評価項目

第三者評価で使用した評価項目について聞いたところ、「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）（以下「手引き案）」が43.4%（23件）と最も多く、次いで「評価者（評価機関）が作成した評価項目」が30.2%（16件）、「手引き案」をもとに自治体で独自にアレンジした評価項目」が13.2%（7件）であった。

なお、「その他」として、「手引き案」をもとに、評価者（評価機関）がアレンジした評価項目」との回答があった。

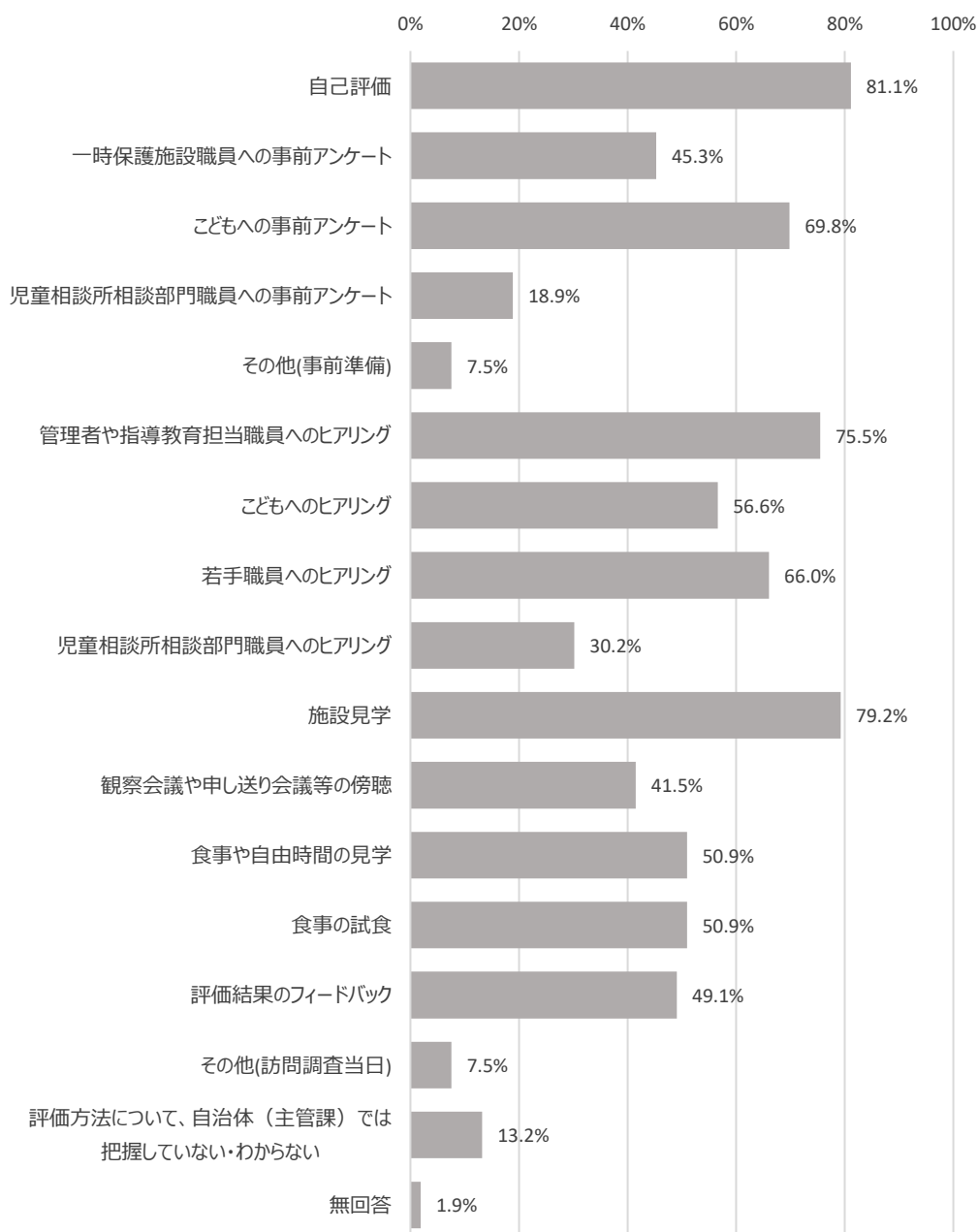
図表 2-13 第三者評価で使用した評価項目(n=53)(単一回答)



## (6) 問 11.実施した評価方法

評価方法として実施したものを聞いたところ、「自己評価」が 81.1%（43 件）と最も多く、次いで「施設見学」が 79.2%（42 件）、「管理者や指導教育担当職員へのヒアリング」が 75.5%（40 件）「こどもへの事前アンケート」が 69.8%（37 件）「若手職員へのヒアリング」が 66.0%（35 件）と続く。

図表 2-14 実施した評価方法(n=53)(複数回答)



### 【「その他」の主な内容】

#### （事前準備）

- 資料精査（事業概要、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画、こどもに対する説明資料等）

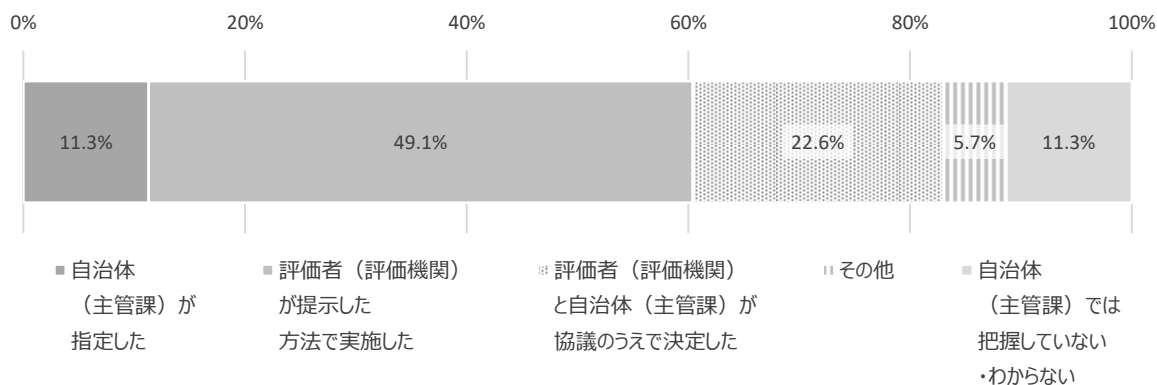
#### （調査当日）

- 幼児の生活場面の観察
- 専門職へのヒアリング
- 一時保護に関する資料の分析

## (7) 問 12.評価方法決定経緯

評価方法をどのように決めたか聞いたところ、「評価者が提示した方法で実施した」が 49.1%（26 件）、「評価者と自治体が協議のうえで決定した」が 22.6%（12 件）、「自治体が指定した」が 11.3%（6 件）であった。

図表 2-15 評価方法決定経緯(n=53)(単一回答)



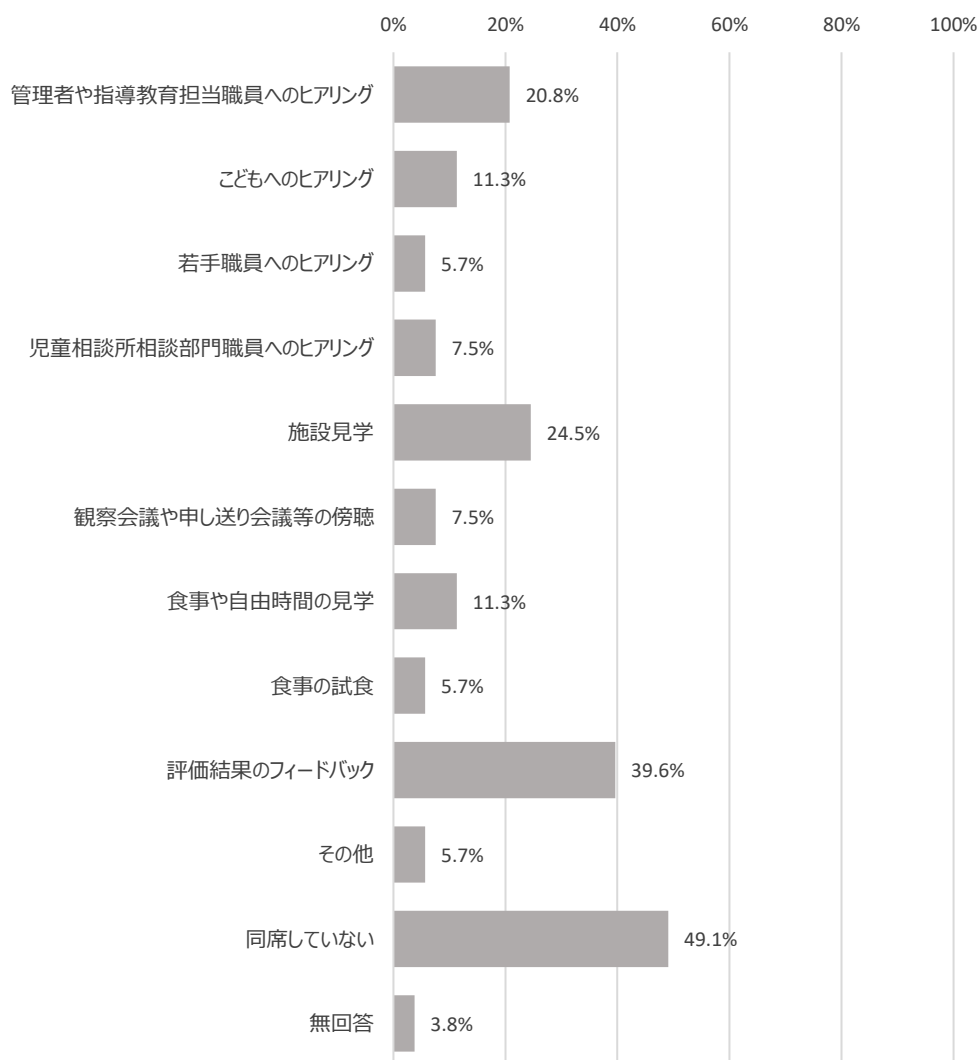
### 【「その他」の主な内容】

- 前年度実施した第三者評価と同じ方法を踏襲した
- 主管課および児童相談所の職員で、手法や評価内容について検討を進め、評価者（審議会委員）からも意見聴取したうえで決定した
- 児童相談所が提示し、評価者と協議のうえで決定した

## (8) 問 13.自治体職員同席状況

第三者評価の訪問調査に自治体主管課の職員が同席したものを聞いたところ、「評価結果のフィードバック」が39.6%（21件）、「施設見学」が24.5%（13件）、「管理者や指導教育担当職員へのヒアリング」が20.8%（11件）であった。一方、「同席していない」の回答が49.1%（26件）あった。

図表 2-16 自治体職員同席状況(n=53)(複数回答)



### 【「その他」の主な内容】

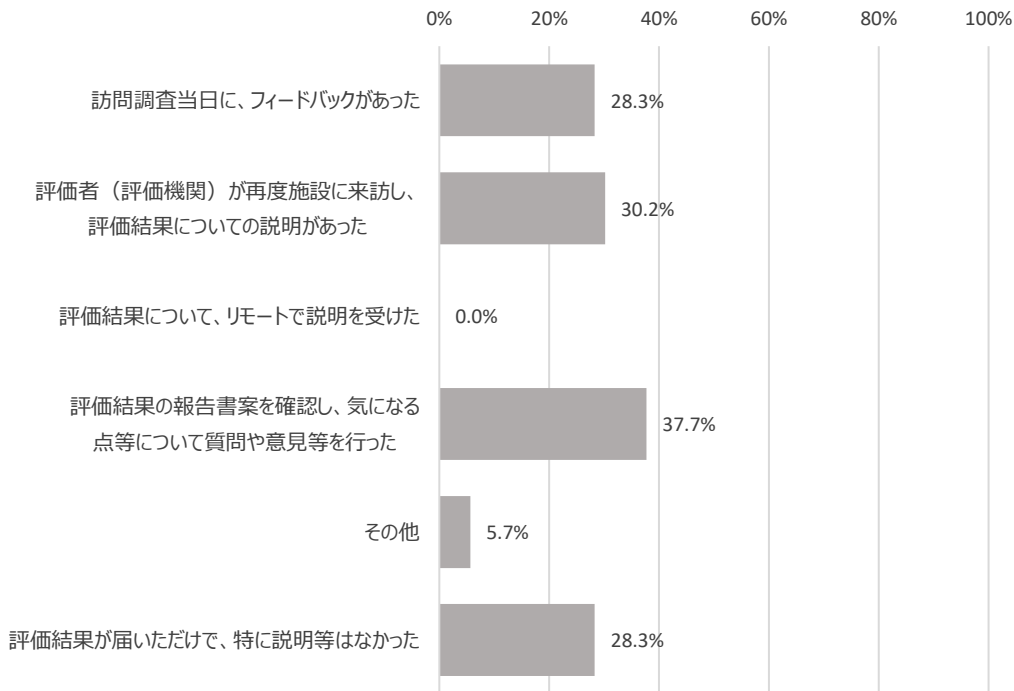
- キックオフミーティング
- 一時保護施設の経営層を交えた質疑応答
- 全体の状況についての確認

### (9) 問 14.自治体職員と評価者間コミュニケーション有無

評価の結果について自治体主管課職員と評価機関とでコミュニケーションの機会があったか聞いたところ、「評価結果の報告書案を確認し、気になる点等について質問や意見等を行った」が 37.7%（20 件）、「評価者が再度施設に来訪し、評価結果についての説明があった」が 30.2%（16 件）、「訪問調査当日にフィードバックがあった」が 28.3%（15 件）であった。

なお、「その他」として、「フィードバックは本庁で実施し、一時保護施設の責任職も参加した。一時保護施設からも評価を受けた所感等を述べる場面があった」との回答があった。

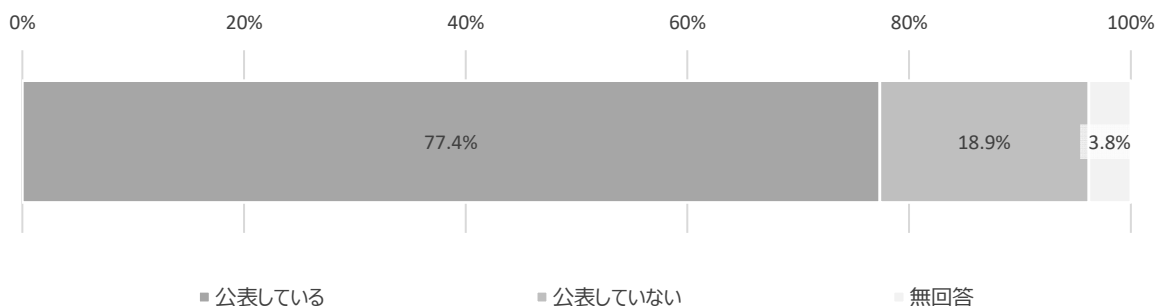
図表 2-17 自治体職員と評価者間コミュニケーション有無(n=53)(複数回答)



### (10) 問 15.第三者評価結果の公表有無

第三者評価の結果を自治体のホームページ上で公表しているか聞いたところ、「公表している」が 77.4%（41 件）、「公表していない」が 18.9%（10 件）であった。

図表 2-18 第三者評価結果の公表有無(n=53)(単一回答)

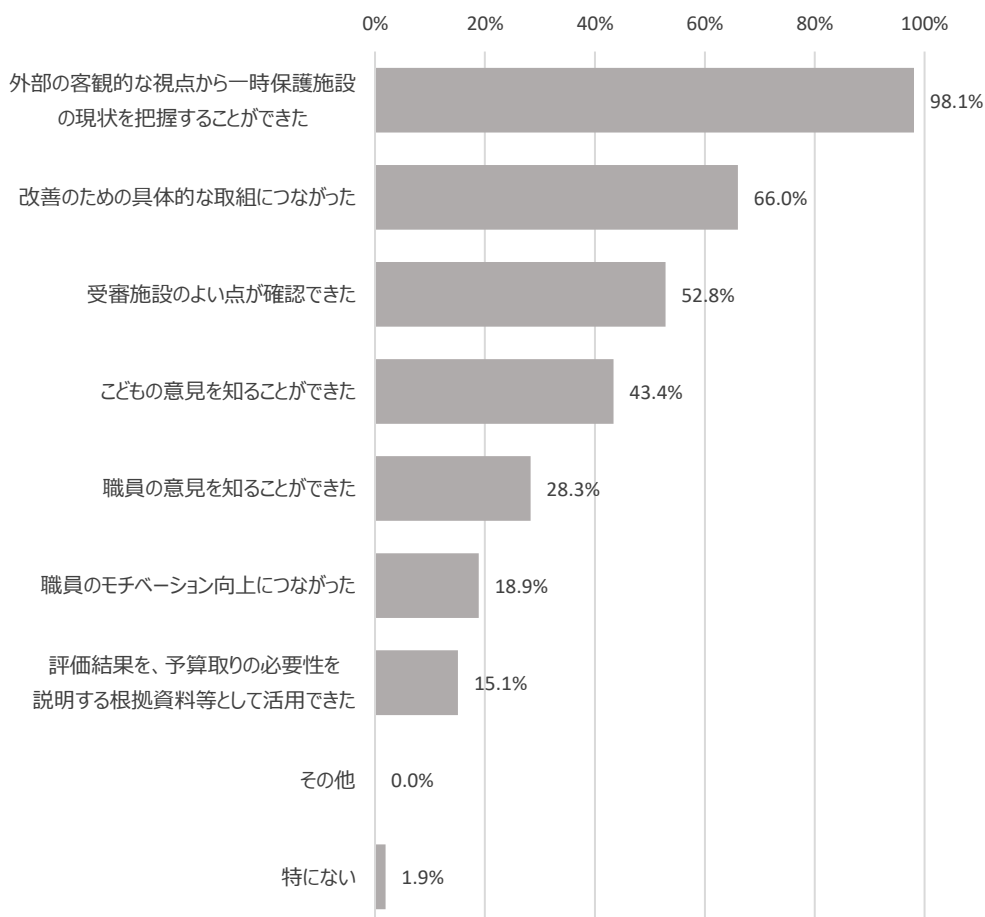


#### 4. これまでの第三者評価についての感想と望ましい第三者評価の在り方について

##### (1) 問 16. 第三者評価を受審してよかったこと

第三者評価を受審してよかったことについて聞いたところ、「外部の客観的な視点から一時保護施設の現状を把握することができた」が 98.1%（52 件）と最も多く、次いで「改善のための具体的な取組につながった」が 66.0%（35 件）、「受審施設のよい点が確認できた」が 52.8%（28 件）と続く。

図表 2-19 第三者評価を受審してよかったこと(n=53)(複数回答)



##### (2) 問 17. 第三者評価の結果を受け自治体として行った取組

第三者評価の結果を受け自治体として行った取組を聞いたところ、主に以下の回答があった。

###### (マニュアルやルールの策定・改定)

- 指摘事項についての改善を実施した（マニュアルの整備、研修の実施、遊び場の改善等）
- 一時保護施設の設備基準等を定める条例策定にあたり、評価の結果（基準）を条例の基礎的な部分の参考として取り入れた
- 日課や私物の持ち込み、ルールの改定を行った
- 全職員が守るべき法、規範、倫理等の理解が深まるよう、職員セルフチェックの実施を導入した

### **(ケアの充実)**

- 観察会議を実施した
- 安全のため、こどもの服薬に対してダブルチェックを行うようにした

### **(予算請求)**

- 評価の中で指摘を受けた部分について、各児童相談所の担当課に対し、改善及びそれに必要な予算の要求について指導を行った。予算については、自治体側の予算担当に対し予算の融通に関する打診を行った
- 衣服の着回しや外出時の衣服について、新しいものを購入するように指摘があり、予算要求（R7 年度）を行う

### **(職員育成・研修)**

- 職員への研修や、一時保護児童の教育に係る取組（教育委員会との連携）の推進等を行った
- 人材育成、計画的な研修の受講を行った
- 一時保護施設初任者向け研修を行った
- 一時保護施設における観察会議（所内の現状共有）前に職員に向けた研修を実施するようになった
- 一時保護施設職員を対象に、こどもから入所措置等について不安な気持ちや質問が出た際の的確な対応や、施設や里親等について学ぶ研修項目を設ける等した
- 権利擁護やトラウマインフォームドケア等の研修を適宜行っている

### **(職員体制強化)**

- 一時保護施設内で SV を設置した
- 令和 5 年度から一時保護担当課長を配置した

### **(こどもの意見表明・権利擁護)**

- こどもアンケート等、こどもの意見を取り入れる仕組みを作った
- こどもの権利擁護に係る取組（権利ノートの改訂等）をした
- こどもの意見表明した際のこどもへの返しや職員側の共有方法を具体化することができた
- こどもアドボケイトの受入れを行った
- こども会議の実施をした
- 一時保護施設におけるこどもの権利擁護を推進するために、ワーキンググループを立ち上げて、検討している

### **(居住環境の整備)**

- 一時保護施設内にソファ等を設置した
- プライバシー保護のため、居室の扉にフィルムを貼付けた
- 施設改修（居室の個室化等）を行った
- 余暇活動の充実に向け、幼児向けに音の鳴る絵本を取り入れ、パズルを増やした。相談室や廊下等の雰囲気や和らげることを意図してウォールステッカーを貼り、居室の模様替え等を実施した
- 専用施設を整備した

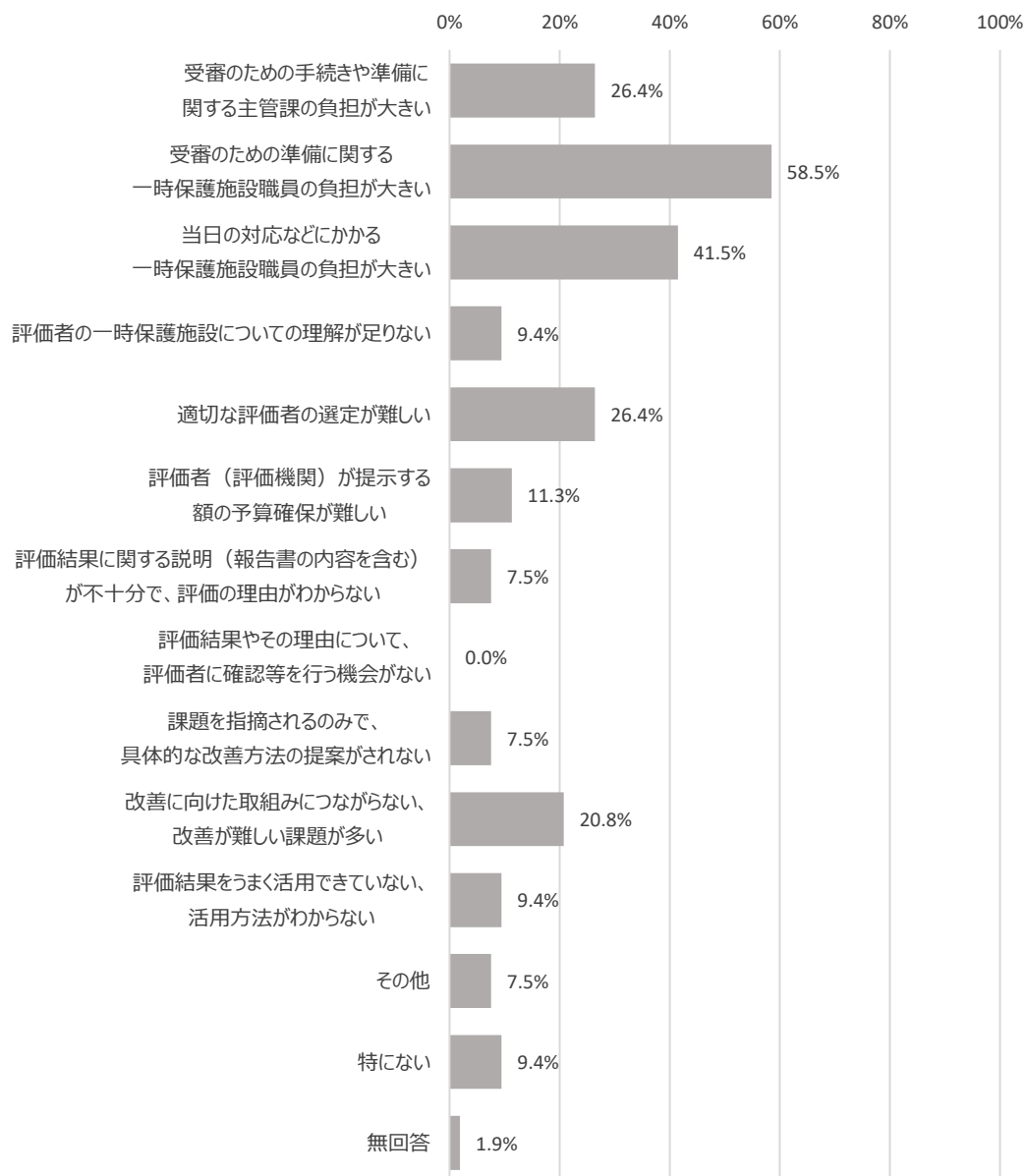
### **(その他)**

- 「災害発生時の対応は明確になっているか」という項目について「取組みの余地がある状態」と評価されたことを受け、児童相談所全体での訓練を行った。今後は毎年 1 回実施予定である
- 先進自治体への視察を行った
- 管内の一時保護施設の平準化に役立てた

### (3) 問 18.第三者評価受審で感じた課題

第三者評価を受審して課題に感じたことを聞いたところ、「受審のための準備に関する一時保護施設職員の負担が大きい」が 58.5%（31 件）と最も多く、次いで「当日の対応などにかかる一時保護施設職員の負担が大きい」が 41.5%（22 件）、「受審のための手続きや準備に関する主管課の負担が大きい」が 26.4%（14 件）と続く。

図表 2-20 第三者評価で感じた課題(n=53)(複数回答)



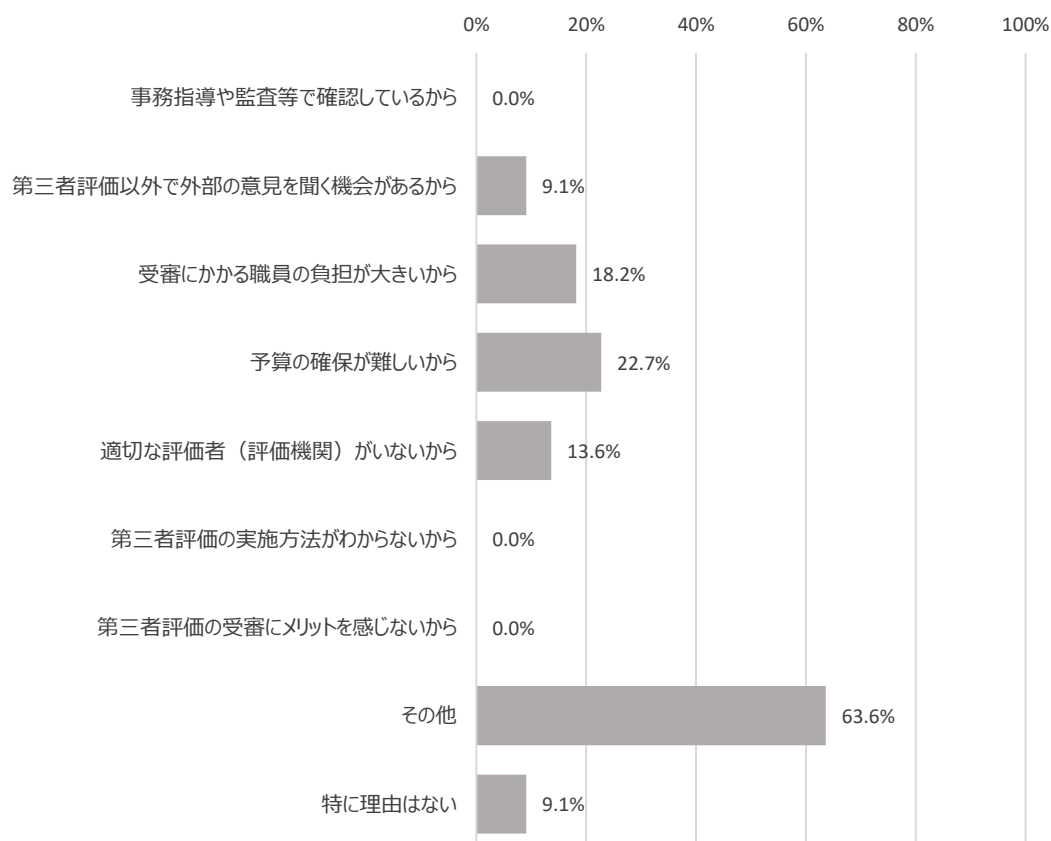
#### 【「その他」の主な内容】

- 適切な評価者が少なく、今後全国で受審が広まった際に、適切な評価者を確保できない可能性がある
- 「7.評価結果に関する説明が不十分で評価の理由がわからない」について：評価を受けた側が本当の意味で納得できないと改善へのモチベーションが生まれない
- 評価委員のスケジュールや業務量を鑑み、管内 4 か所の一時保護施設に対して 1 年 1 か所の評価となっているため、各一時保護施設での評価の間隔が長くなってしまっている
- 夜間の職員配置の考え方（正規、非常勤の配置）等は自治体に委ねられているが、そのような箇所を指摘されても指摘の根拠が明確でなく、見直しは難しい

#### (4) 問 19.第三者評価を受審しない理由

問 2 で第三者評価を「受審したことがない」と答えた自治体に受審しない理由を聞いたところ、「予算の確保が難しいから」が 22.7%（5 件）、「受審にかかる職員の負担が大きいから」が 18.2%（4 件）、「適切な評価者（評価機関）がないから」が 13.6%（3 件）であった。

図表 2-21 第三者評価を受審しない理由(n=22)(複数回答)



#### 【「その他」の主な内容】

- 本年度から実施する予定である（10 件）
- 開設したばかりのため、受審は約 1 年後を目途としている
- 今後、受審できるよう検討中である
- 児童相談所部門を含め、適切な評価者や実施時期の検査が必要と考えているためである。又、新たな設備運営基準に準じた受審が望ましいと考え、市基準条例等が制定された後の実施を検討している
- 実施を位置づける法令根拠がなかったため

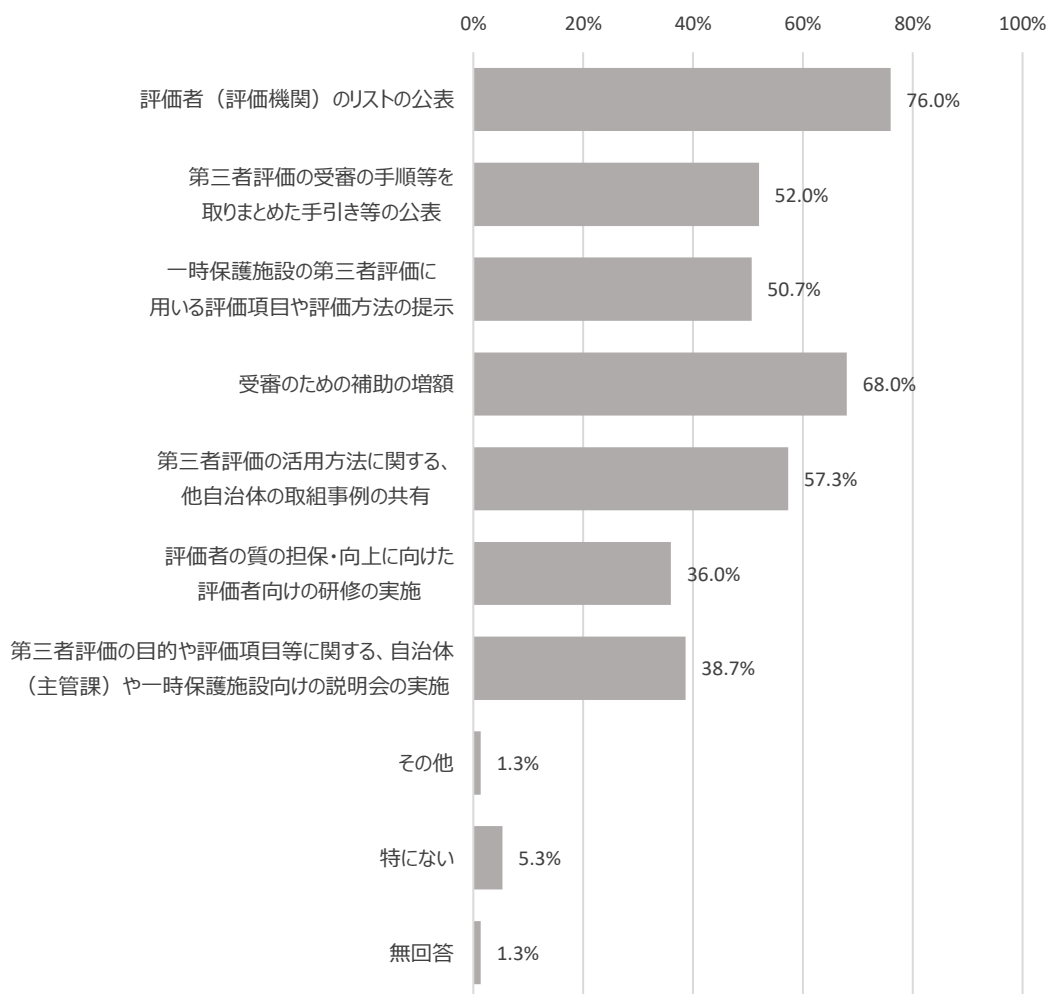
## 5. 一時保護施設の第三者評価基準の見直しについて

### (1) 問 21. 第三者評価実施に必要な準備・支援

第三者評価を円滑に実施するために必要な準備や支援について聞いたところ、「評価者（評価機関）のリストの公表」が76.0%（57件）と最も多く、次いで「受審のための補助の増額」が68.0%（51件）、「第三者評価の活用方法に関する、他自治体の取組事例の共有」が57.3%（43件）と続く。

なお、「その他」として、「結果の公表について適切な方法等や、自己評価の実施や公表にかかるマニュアルが必要」との回答があった。

図表 2-22 第三者評価実施に必要な準備・支援(n=75)(複数回答)



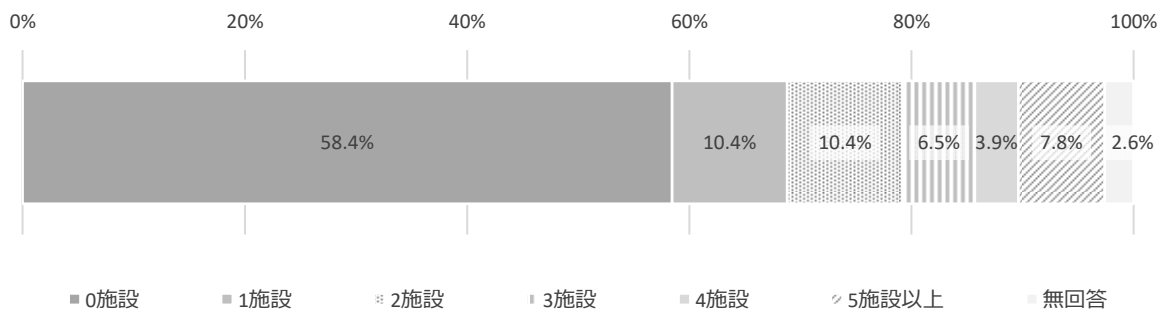
## 6. 専用施設の状況

### (1) 問 22.自治体内専用施設数

自治体内の専用施設数を聞いたところ、「0 施設」が 58.4%（45 件）、「1 施設」「2 施設」が 10.4%（8 件）、「3 施設」が 6.5%（5 件）、「4 施設」が 3.9%（3 件）、「5 施設以上」が 7.8%（6 件）であった。

なお、5 か所以上と回答した自治体の専用施設数は、「5 施設」が 2 件、「6 施設」が 1 件、「7 施設」が 2 件、「9 施設」が 1 件であった。

図表 2-23 自治体内専用施設数(n=77※)(数値回答を分類)



※調査票での回答があった 75 自治体に加え、専用施設の設置がある 2 自治体に電話での聞き取り調査を実施したため、回答数が 77 件となっている。

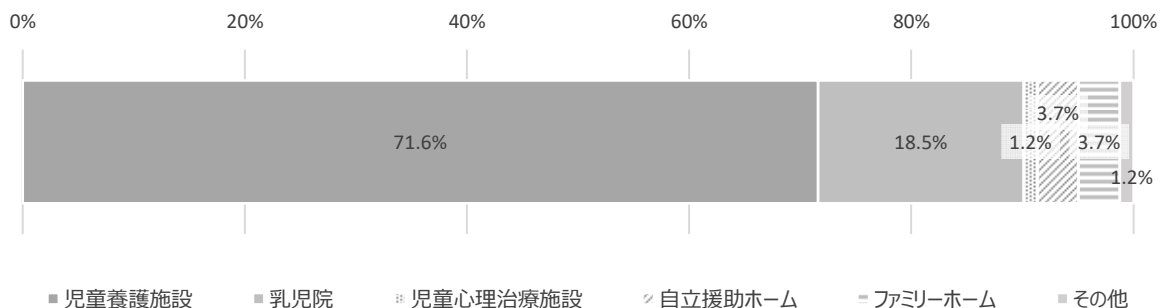
### (2) 問 23.専用施設に関する情報

問 22 で自治体内に専用施設が 1 以上あると回答した 30 の自治体に、それぞれの専用施設について、本体施設の種別、定員数を聞いたところ、以下のとおりであった。

#### ア. 本体施設種別

専用施設の本体施設（合計 81 施設）の種別は、「児童養護施設」が 71.6%（58 件）と最も多く、次いで「乳児院」が 18.5%（15 件）、「自立援助ホーム」「ファミリーホーム」が 3.7%（3 件）、「児童心理治療施設」「その他（児童家庭支援センター）」が 1.2%（1 件）であった。

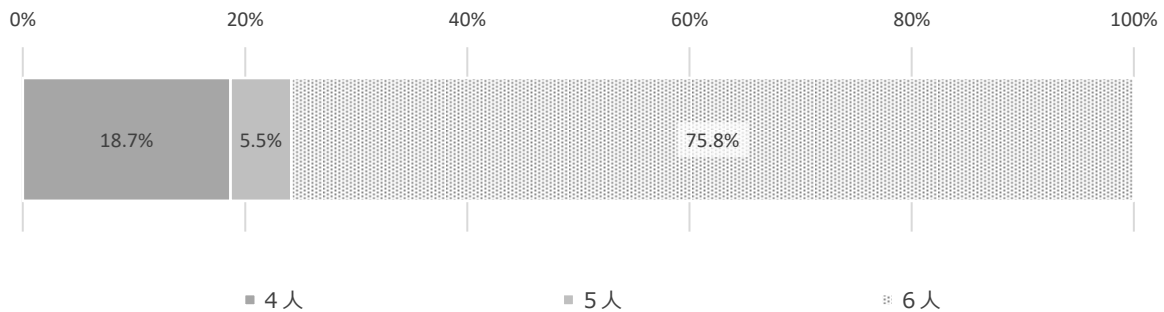
図表 2-24 本体施設種別(n=30)(単一回答)



## イ. 専用施設の定員数

専用施設（合計 91 施設）についてそれぞれの定員数を聞いたところ、「4 人」が 18.7%（17 件）、「5 人」が 5.5%（5 件）、「6 人」が 75.8%（69 件）であった。

図表 2-25 専用施設の定員数(n=30)(単一回答)

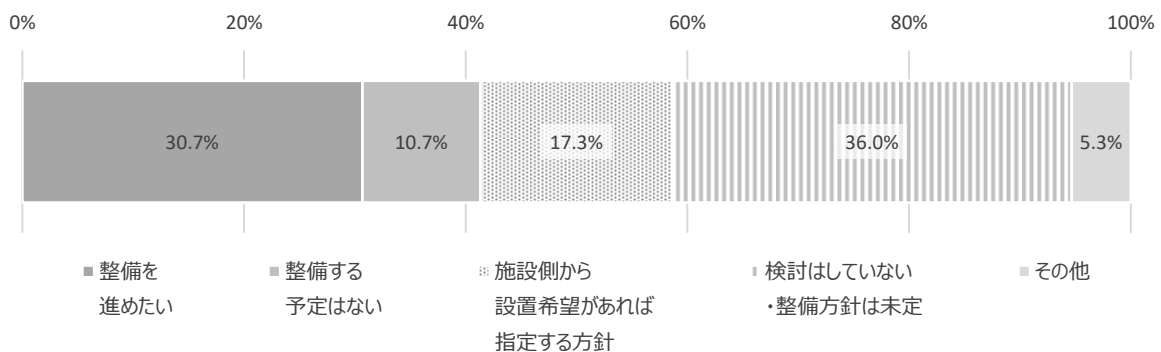


## (3) 問 24.専用施設整備方針

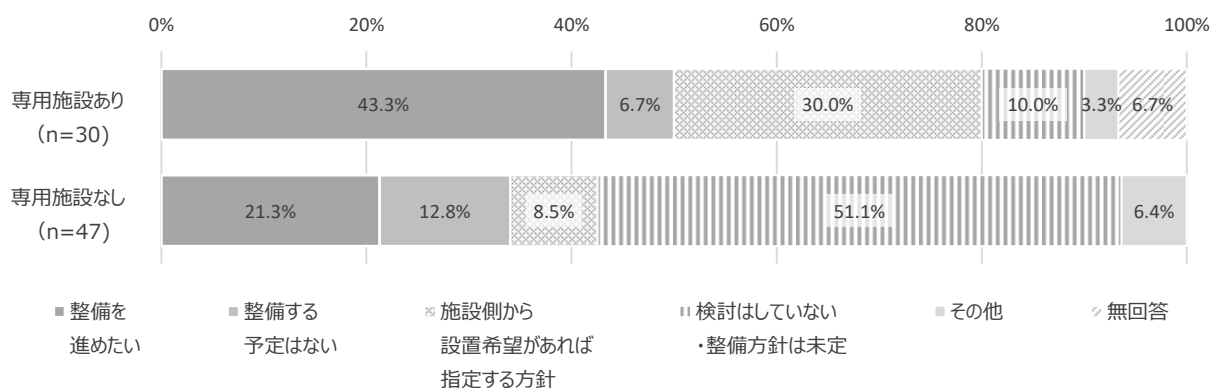
自治体における今後の専用施設の整備方針を聞いたところ、「検討はしていない・整備方針は未定」が 36.0%（27 件）と最も多く、次いで「整備を進めたい」が 30.7%（23 件）であった。

専用施設のある自治体では、「整備を進めたい」が 43.3%（13 件）と最も多く、次いで「施設側から設置希望があれば指定する方針」が 30.0%（9 件）であった。一方で、専用施設のない自治体では、「検討はしていない・整備方針は未定」が 51.1%（24 件）と最も多く、次いで「整備を進めたい」が 21.3%（10 件）であった。

図表 2-26 専用施設整備方針(n=77)(単一回答)



図表 2-27 専用施設整備方針(専用施設有無別)(単一回答)



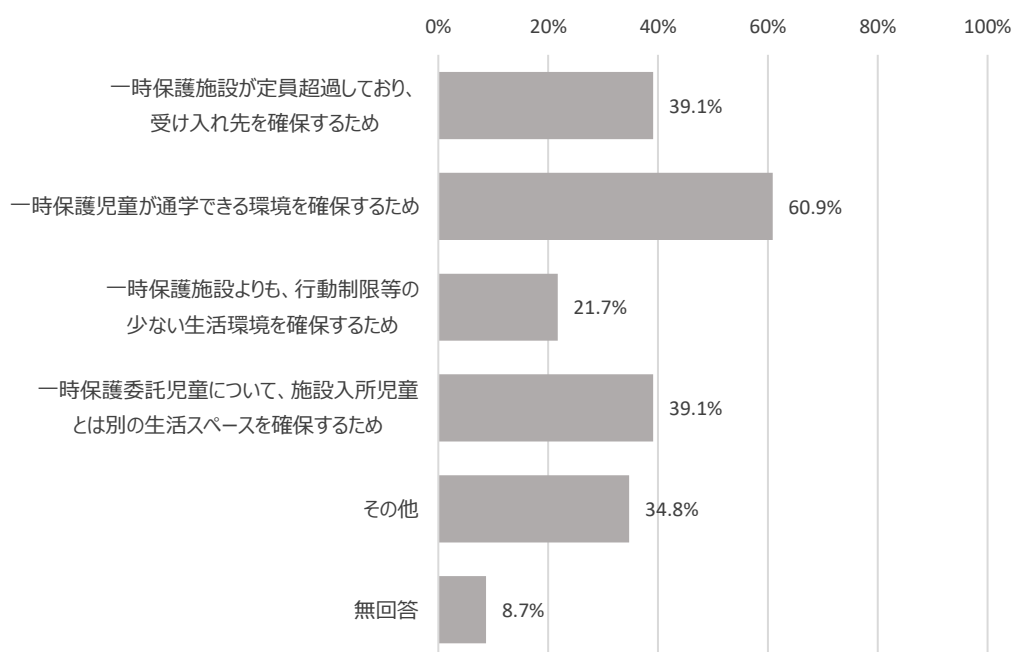
### 【「その他」の主な内容】

- 施設の在り方について検討中である
- 所管課として必要性は感じているが、調整等をしておらず構想段階である
- 施設側から設置希望を踏まえ、地域バランスや対象児童の性別・年齢を踏まえ検討している
- 乳児院における専用施設は整備を進めたい

### (4) 問 25.専用施設整備を進めたい理由

問 24 で「整備を進めたい」と回答した自治体にその理由を聞いたところ、「一時保護児童が通学できる環境を確保するため」が 60.9%（14 件）と最も多く、次いで「一時保護施設が定員超過しており、受け入れ先を確保するため」「一時保護委託児童について、施設入所児童とは別の生活スペースを確保するため」がともに 39.1%（9 件）であった。

図表 2-28 専用施設整備を進めたい理由(n=23)(複数回答)



### 【「その他」の主な内容】

- 一時保護を必要とする乳児が増加しており、需要に対応するため
- 一時保護施設が混合処遇のため個室対応が必要であり、定員以下だが部屋数が足りないため
- 小規模化や満床により社会的養護関係施設への一時保護委託が困難な状況が続いているため
- 既設の一時保護施設の個室化改修を予定しており、定員が下がる分の受け入れ先を確保するため
- 施設の多機能化のため
- 個々のニーズに応じた受け入れ先を確保するため

### (5) 問 26.整備予定なしの理由

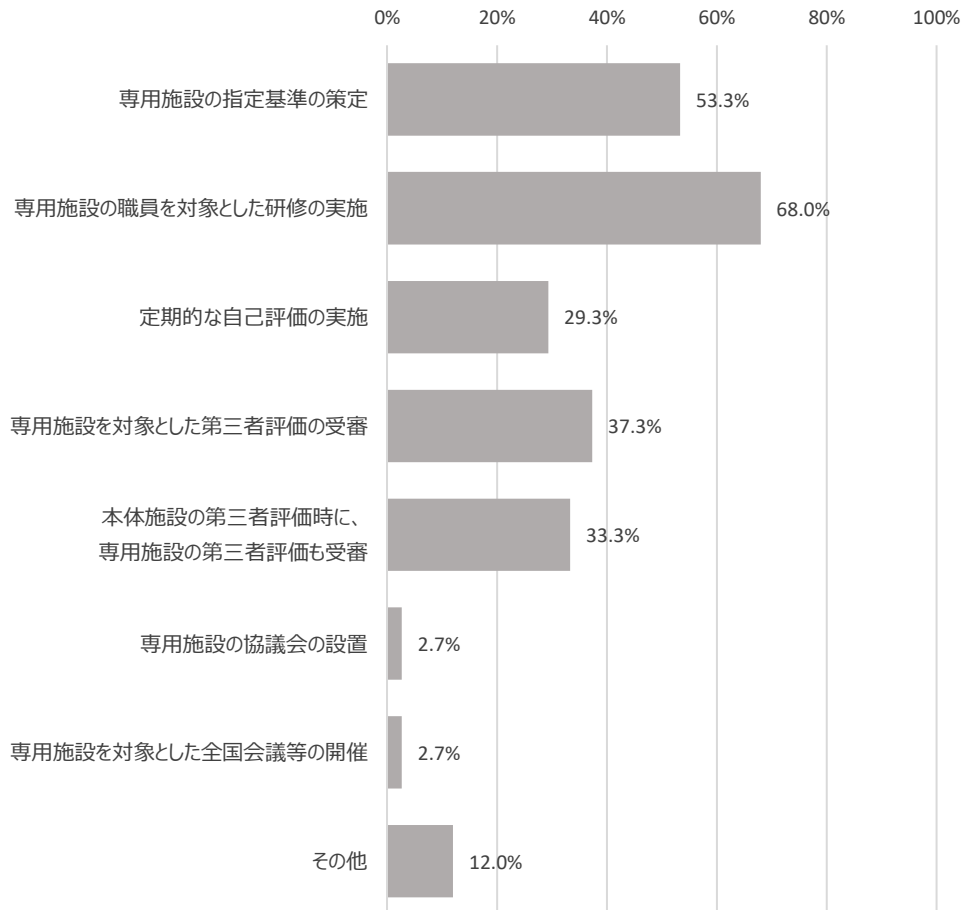
問 24 で「整備する予定はない」と回答した自治体にその理由を聞いたところ、主に以下の回答があった。

- 自前の一時保護施設と他児童相談所への委託の活用で十分足りているため
- 自治体間での協定により一時保護施設を広域で利用しており、柔軟に対応できているため
- 市内の児童養護施設が少なく当該施設のこどもの定員も一杯のため、物理的にも人的にも余裕がないため
- 年齢、性別及び特性に応じた整備を実施してきて、その種別ごとの整備が完了したため

## (6) 問 27.専用施設の質の維持・向上に必要な取組

専用施設の質を維持・向上させるために必要だと思う取組について聞いたところ、「専用施設の職員を対象とした研修の実施」が 68.0%（51 件）と最も多く、次いで「専用施設の指定基準の策定」が 53.3%（40 件）、「専用施設を対象とした第三者評価の受審」が 37.3%（28 件）と続く。

図表 2-29 専用施設整備方針（n=75）(複数回答)



### 【「その他」の主な内容】

- 専用施設の職員の増員
- 安定的に運営ができるための財源や人材の確保
- 職員配置基準の引き上げ及びそのための措置費の増設
- 専用施設が各種取組みを選択、実施しやすい環境の整備（多様な制度設計、財政支援等）

## (7) 問 29. 第三者評価・本調査研究への意見

一時保護施設の第三者評価や本調査研究についての意見を聞いたところ、主に以下の回答があった。

- 国からの補助基準額は、実際を受審料を上回る額にしていただきたい。今後、全国で受審施設数が増えた場合でも、人手不足により評価を断られることが無いよう、外部評価機関を支援していただきたい。評価項目が多いことに加え、福祉サービス第三者評価とは異なる専門知識も必要となることから、適切に評価を行えるよう、外部評価機関を支援していただきたい。
- 全国の児童相談所、一時保護施設の第三者評価受審状況、実施機関等に関する情報をご共有いただきたい

## 第3章 一時保護施設調査

---

### I. 実施概要

#### 1. 実施目的

一時保護施設の第三者評価基準（案）の見直しにあたり、一時保護施設の第三者評価受審の現状や受審にあたっての課題、第三者評価を効果的に活用するために必要な取組等について把握することを目的とし、一時保護施設へのアンケート調査を実施した。

#### 2. 調査概要

調査の実施概要は以下のとおりである。

図表 3-1 調査概要

調査対象	全国の一時保護施設
調査期間	令和6年9月6日（金）～ 令和6年11月6日（水）
調査方法	郵送配布・郵送回収 ・要望のあった一時保護施設にはメールにて Word ファイル配布・回収
配布・回収数	配布 : 154 回収 : 133 回収率 : 86.4%

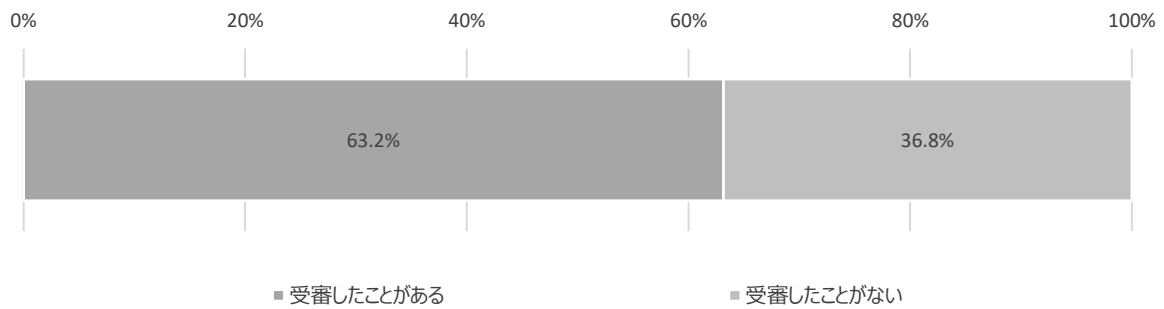
## II. 調査結果

### 1. 第三者評価の受審状況について

#### (1) 問 1.第三者評価受審有無

第三者評価を受審したことがあるか聞いたところ、「受審したことがある」が 63.2%（84 件）、「受審したことがない」が 36.8%（49 件）であった。

図表 3-2 第三者評価受審有無(n=133)(単一回答)



## (2) 問 2. 第三者評価受審内容

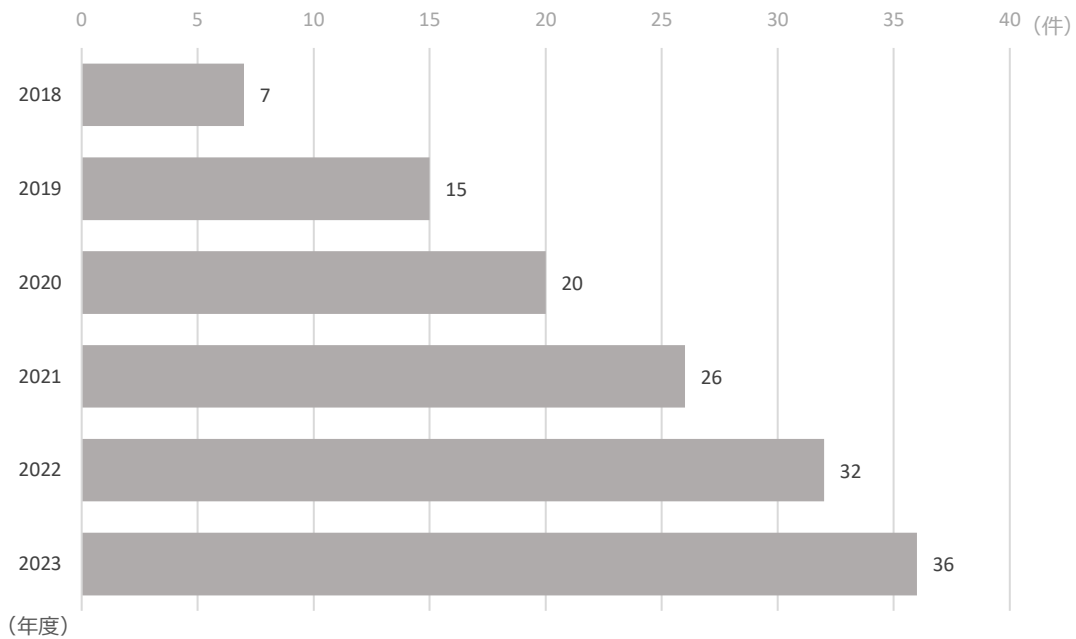
問 1 で第三者評価を「受審したことがある」と回答した一時保護施設に、2018 年 4 月から 2024 年 3 月に受審した第三者評価について、受審時期と評価者を聞いたところ、以下のとおりであった。

### ア. 第三者評価の受審時期

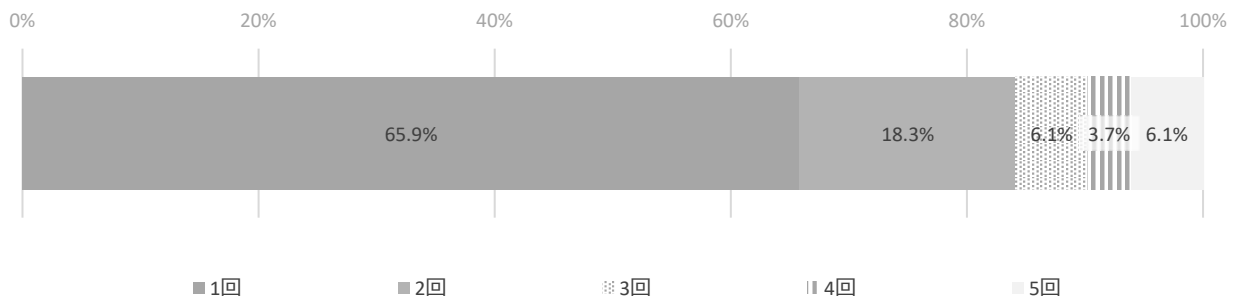
84 か所の一時保護施設から回答のあった合計 136 件の第三者評価の受審時期について、年度ごとの受診件数を集計したところ、2018 年度以降増加傾向にあった。

また、施設ごとの第三者評価受審回数を集計したところ、「1 回」が 65.9%（54 施設）と最も多く、次いで「2 回」が 18.3%（15 機関）であった。

図表 3-3 第三者評価の受審年度別受審件数推移(n=84)(自由記述を分類)



図表 3-4 第三者評価の受審回数(n=136)(自由記述を分類)

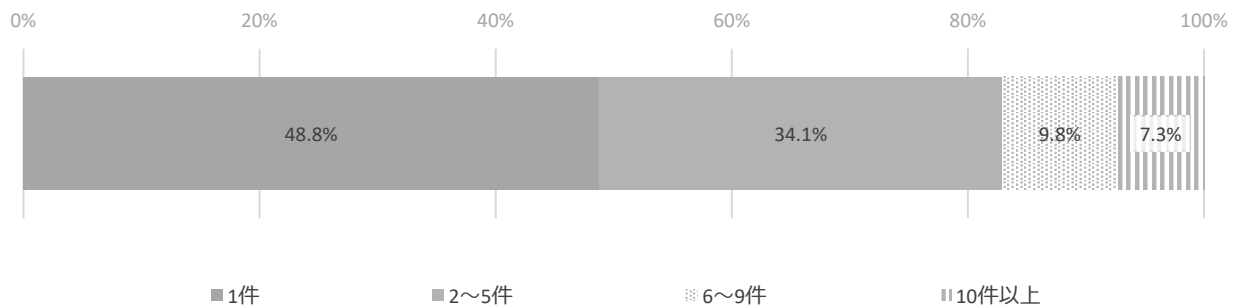


## イ. 第三者評価の評価者

一時保護施設から回答のあった評価者は 41 機関で、2018 年 4 月から 2024 年 3 月に実施した第三者評価の実施件数は、「1 件」が 48.8%（20 機関）と最も多く、次いで「2～5 件」が 34.1%（14 機関）、「6～9 件」が 9.8%（4 機関）であった。

また、評価者を評価者種別に整理したところ、「NPO 法人」が 11 法人と最も多く、次いで「株式会社」が 8 法人であった。「自治体附属機関」としては児童福祉審議会等、「個人」としては弁護士や大学教授等の回答があった。1 評価者あたりの評価件数の平均値は「社団法人」が 6.6 件と最も多く、次いで「株式会社」が 4.9 件であった。

図表 3-5 第三者評価の実施件数(n=41)(自由記述を分類)



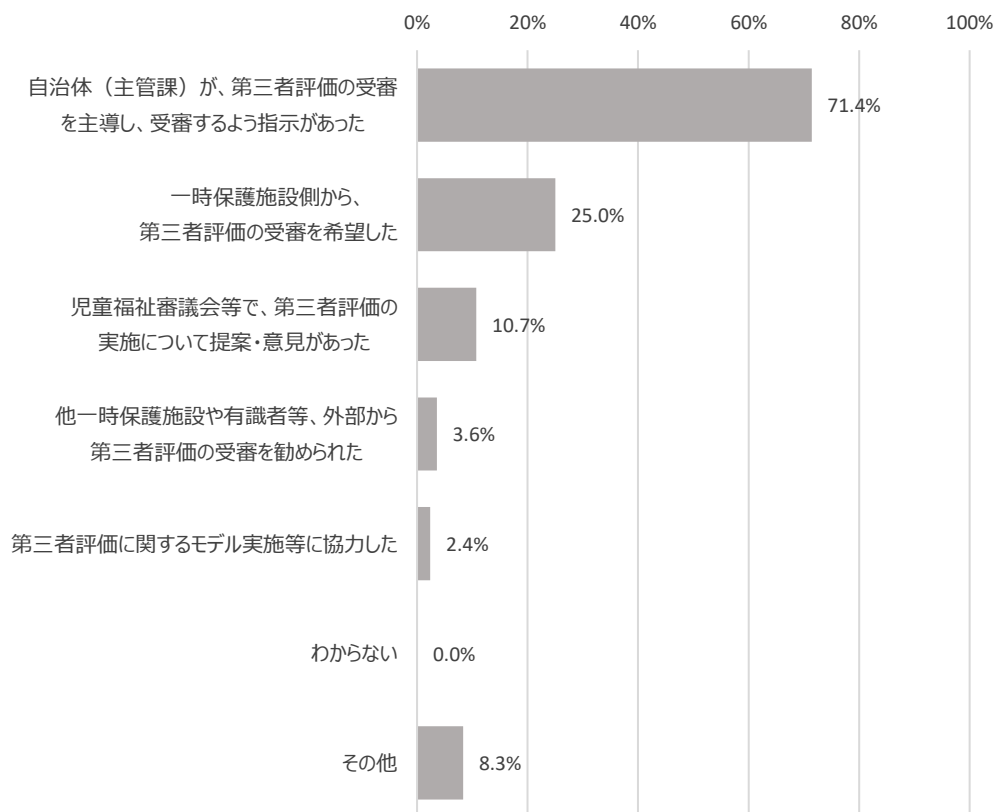
図表 3-6 評価者の種別および1評価者あたりの評価件数(n=41)(自由記述を分類)

種別	評価者数	評価件数	1評価者あたりの評価件数		
			平均値	最大値	最小値
NPO法人	11	34	3.1	8	1
社団法人	5	33	6.6	17	1
株式会社	8	39	4.9	24	1
合同会社・有限会社	5	15	3.0	6	2
自治体附属機関	6	13	—	—	—
個人	6	6	—	—	—
計	41	140			

### (3) 問 3.第三者評価受審のきっかけ

第三者評価を受審した主なきっかけを聞いたところ、「自治体（主管課）が、第三者評価の受審を主導し、受審するよう指示があった」が71.4%（60件）と最も多く、次いで「一時保護施設側から、第三者評価の受審を希望した」が25.0%（21件）、「児童福祉審議会等で、第三者評価の実施について提案・意見があった」が10.7%（9件）であった。

図表 3-7 第三者評価受審のきっかけ(n=84)(複数回答)



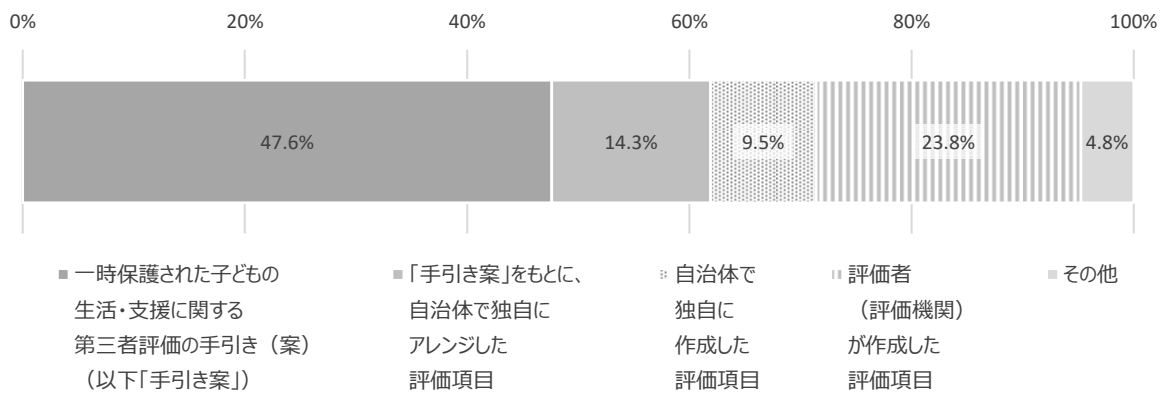
## 2. 直近に受審した第三者評価の内容について

### (1) 問 4.第三者評価で使用した評価項目

第三者評価で使用した評価項目について聞いたところ、「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）（以下「手引き案）」が 47.6%（40 人）、「評価者（評価機関）が作成した評価項目」が 23.8%（20 件）、「手引き案」をもとに、自治体で独自にアレンジした評価項目」が 14.3%（12 件）であった。

なお、「その他」として、「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）をもとに、評価機関が独自にアレンジしたもの」との回答があった。

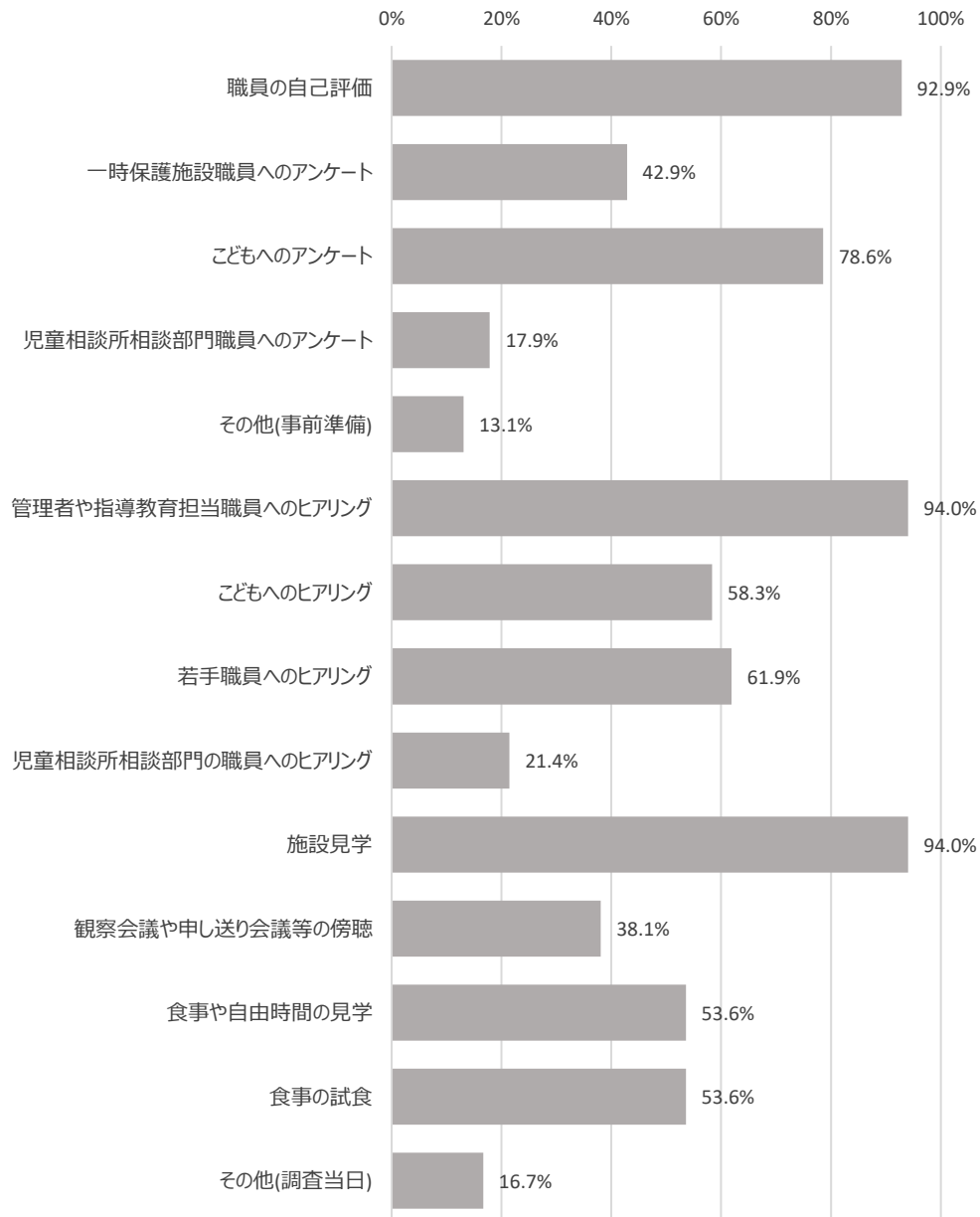
図表 3-8 第三者評価で使用した評価項目(n=84)(単一回答)



## (2) 問 5.実施した内容

第三者評価において実施した内容について聞いたところ、「管理者や指導教育担当職員へのヒアリング」「施設見学」が 94.0%（79 件）と最も多く、「職員の自己評価」が 92.9%（78 件）、「子どもへのアンケート」が 78.6%（66 件）、「若手職員へのヒアリング」が 61.9%（52 件）と続く。

図表 3-9 実施した内容(n=84)(複数回答)



### 【「その他」の主な内容】

#### （事前準備）

- 資料精査（事業概要、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画、子どもに対する説明資料等）
- 一定期間内に委託した里親、子ども、措置した施設、子どもへのアンケート

#### （調査当日）

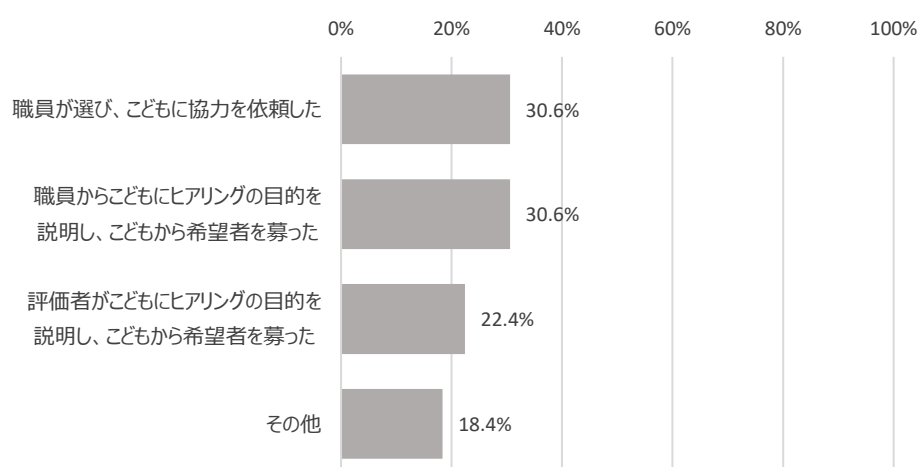
- 一時保護施設の説明
- 一時保護に関する資料の分析
- 幼児を含めた子どもの生活場面等の観察

- 専門職へのヒアリング
- 会計年度職員（学習指導員）へのヒアリング
- 季節行事の見学
- 評価者から職員へのフィードバック"

### (3) 問 6.ヒアリングを行うことでの決定方法

問 5 で「子どもへのヒアリング」と回答した施設に、ヒアリングを行うことでの決め方について聞いたところ、「職員が選び、子どもに協力を依頼した」「職員から子どもにヒアリングの目的を説明し、子どもから希望者を募った」がともに 30.6%（15 件）、「評価者が子どもにヒアリングの目的を説明し、子どもから希望者を募った」が 22.4%（11 件）であった。

図表 3-10 ヒアリングを行うことでの決定方法(n=49)(単一回答)



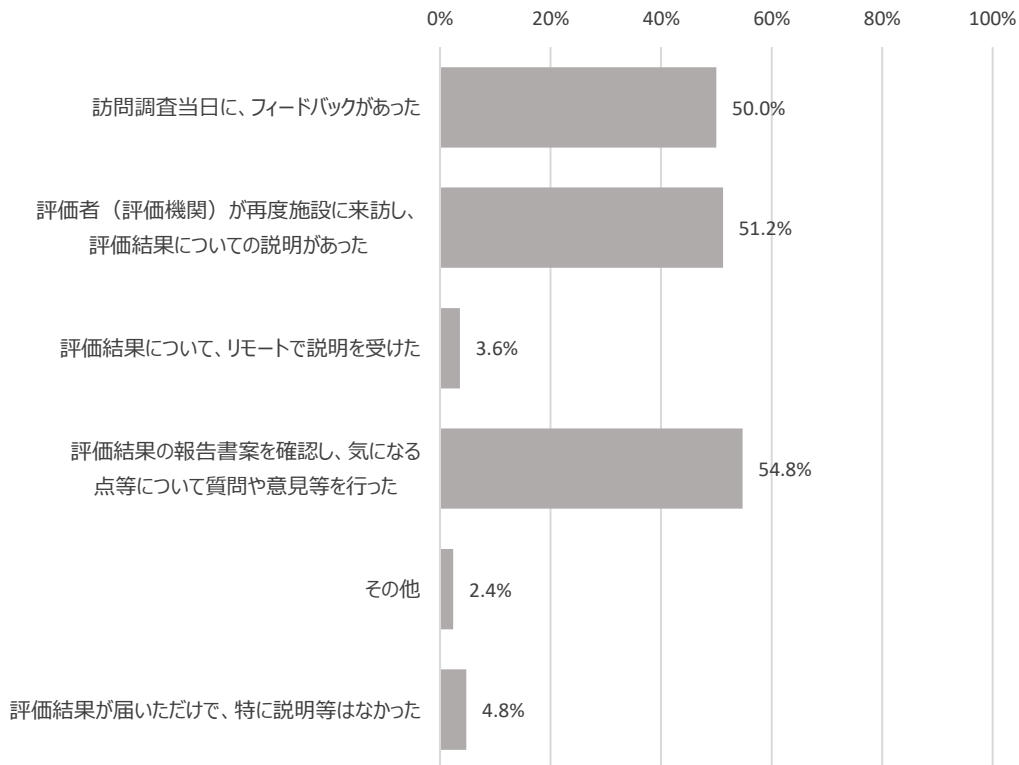
#### 【「その他」の主な内容】

- 入所定員にかかわらず、調査日の前々日までに入所した子どもが対象
- 評価者が子どもにヒアリングの説明をして、全員の学齢児に実施した
- 事前アンケートをとれなかった子どもを対象に、評価者から説明し、ヒアリングを実施した

#### (4) 問 7.一時保護施設職員と評価機関・評価者間のコミュニケーション有無

評価の結果について一時保護施設職員と評価機関・評価者とのコミュニケーションの機会があったか聞いたところ、「評価結果の報告書案を確認し、気になる点等について質問や意見等を行った」が54.8%（46件）、「評価者（評価機関）が再度施設に来訪し、評価結果についての説明があった」が51.2%（43件）、「訪問調査当日に、フィードバックがあった」が50.0%（42件）であった。

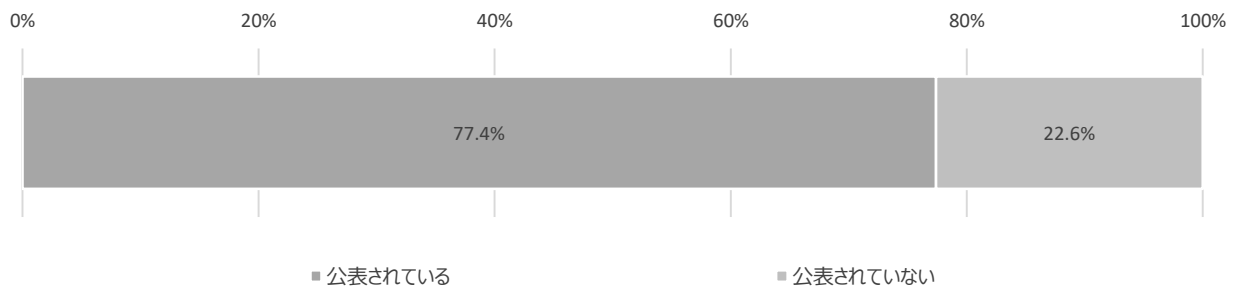
図表 3-11 一時保護施設職員と評価機関・評価者間コミュニケーション(n=84)(複数回答)



#### (5) 問 8.第三者評価結果の公表有無

第三者評価の結果が自治体のホームページで公表されているか聞いたところ、「公表されている」が77.4%（65件）、「公表されていない」が22.6%（19件）であった。

図表 3-12 第三者評価結果の公表有無(n=84)(単一回答)

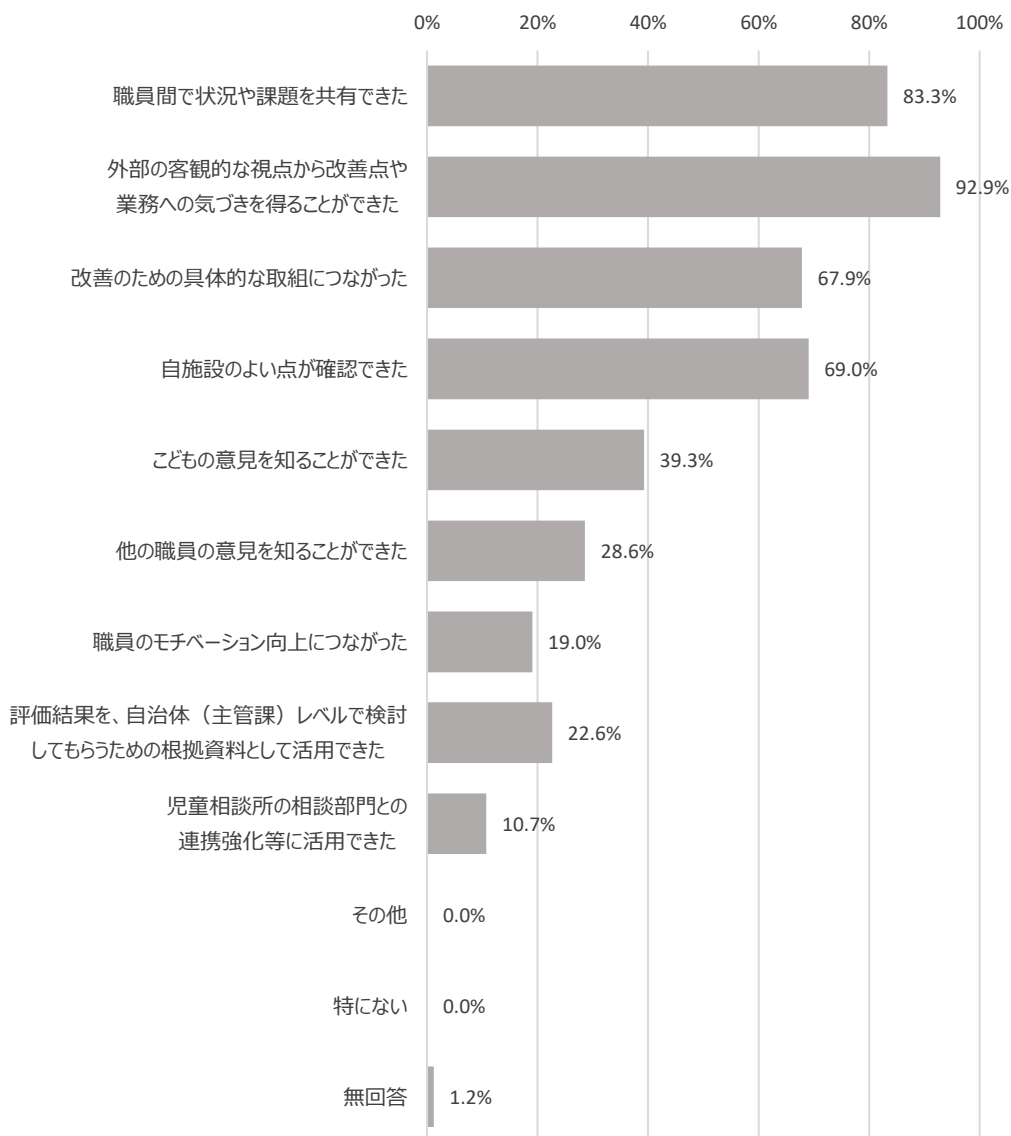


### 3. これまでの第三者評価についての感想と望ましい第三者評価のあり方について

#### (1) 問 9.第三者評価を受審してよかったこと

第三者評価を受審してよかったことについて聞いたところ、「外部の客観的な視点から改善点や業務への気づきを得ることができた」が 92.9%（78 件）と最も多く、次いで「職員間で状況や課題を共有できた」が 83.3%（70 件）、「自施設のよい点が確認できた」が 69.0%（58 件）、「改善のための具体的な取組につながった」が 67.9%（57 件）と続く。

図表 3-13 第三者評価を受審してよかったこと(n=84)(複数回答)



#### (2) 問 10.第三者評価の結果を受け行った取組

第三者評価の結果を受け一時保護施設として行った取組を聞いたところ、主に以下の回答があった。

##### <マニュアル・ルールの策定・改定>

- 一時保護施設の虐待対応マニュアルの策定

- 運営マニュアルの改定（権利擁護の項目を追加・見直し）
- 一時保護施設の理念の作成

#### <所内規則の見直し・制限の緩和>

- 日課の見直し
- 男女混合活動の拡充
- 私物の取り扱い導入
- ルールの変更（ダイニングの席について、紙の使用について、DVD 視聴の時間変更、自由にトイレに行けるようにした／等）

#### <こどもの意見表明・尊重の仕組み>

- 意見箱の設置（設置場所の改善、用紙の設置、意見箱にこども向け説明文を記載）
- こども会議の開催
- こどもへのアンケートを継続的に実施
- こどもアンケートへの職員からの回答の実施

#### <研修等>

- 各種研修の開催（権利擁護、トラウマインフォームドケア、被措置児童虐待、特別支援教育、ケース理解とアセスメントカ工場のためのケース検討、熱中症及び感染症予防、ペアレントトレーニング、救命研修／等）
- 新転任者への研修の充実
- 会計年度任用職員も含めた研修の実施

#### <設備・備品>

- 居室の個室化
- 居室の扉にフィルムを貼付け
- ハード面の修繕
- ソファ等の設置
- 家庭的な雰囲気づくり
- 厨房のチェック
- ジェンダーカラーバイアスの見直し
- 肌着の着回しの改善（新品の提供）
- タブレットによるサブスクの導入
- 教科書の購入

#### <人材配置>

- SV の配置
- 夜間・休日の児童指導員を増員
- 一時保護担当課長を配置
- こどもアドボケイトの受け入れ
- 担当制の導入

#### <会議等>

- こどもの要望を職員間で情報共有し、速やかに対応するための計画的なミーティングの実施
- 担当の一時保護施設職員の援助方針会議への参加
- こどもの権利擁護を推進するためのワーキンググループの立ち上げ
- 児童福祉司、児童心理司、一時保護係職員の 3 者協議を定期的で開催
- 福祉司や心理司で行っているブロック会議（ケース進行会議）への一時保護施設職員の参加
- 定例の観察会議の実施
- 職員向けの学習会の開催

#### <食事>

- 食育の導入
- 一汁三菜の提供

#### <機会>

- 外出機会の確保・増加
- 通学の検討

- 余暇時間の充実

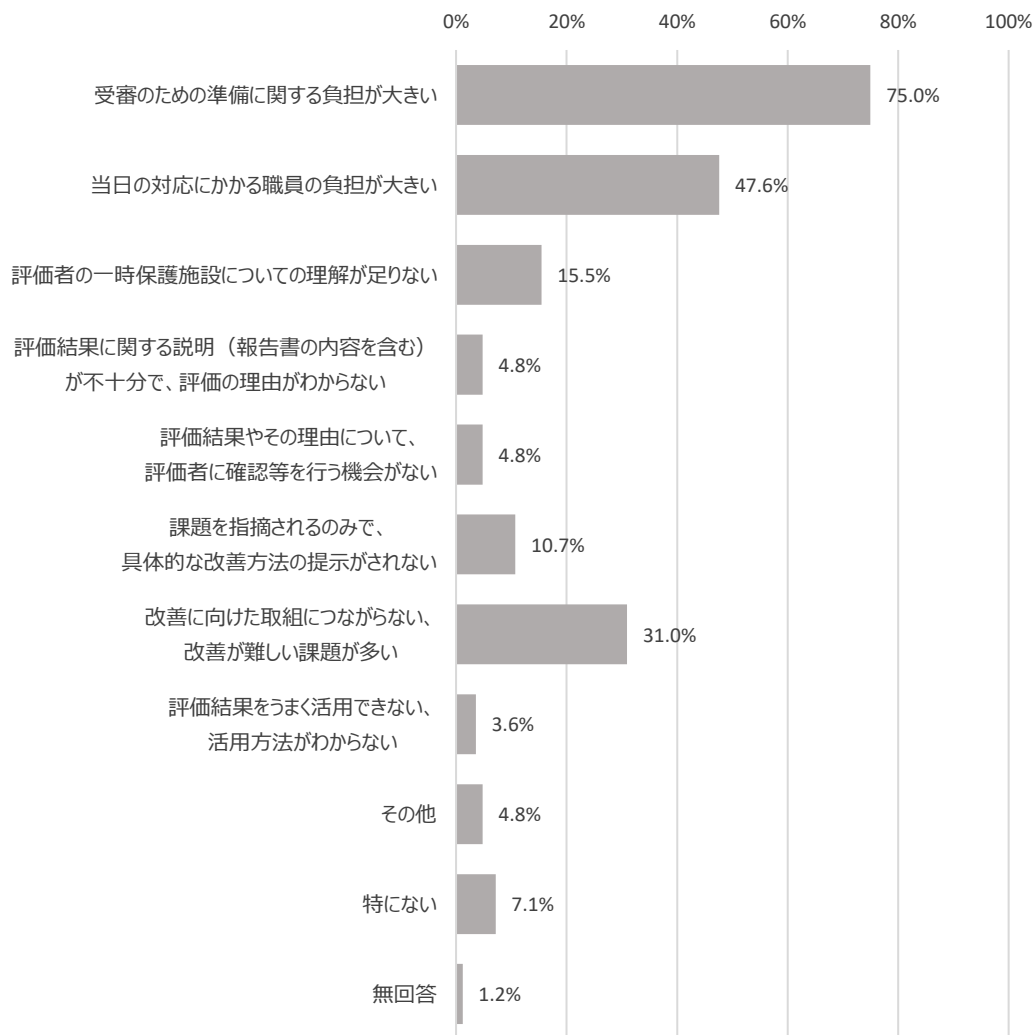
<その他>

- 教育委員会との連携
- 防災訓練の実施
- LGBTQ への対応を検討
- こどもの服薬のダブルチェック
- 外部者の見学等の受入

(3) 問 11.第三者評価受審で感じた課題

第三者評価を受審して課題に感じたことを聞いたところ、「受審のための準備に関する負担が大きい」が 75.0%（63 件）と最も多く、次いで「当日の対応にかかる職員の負担が大きい」が 47.6%（40 件）、「改善に向けた取組につながらない、改善が難しい課題が多い」が 31.0%（26 件）であった。

図表 3-14 第三者評価受審で感じた課題(n=84)(複数回答)



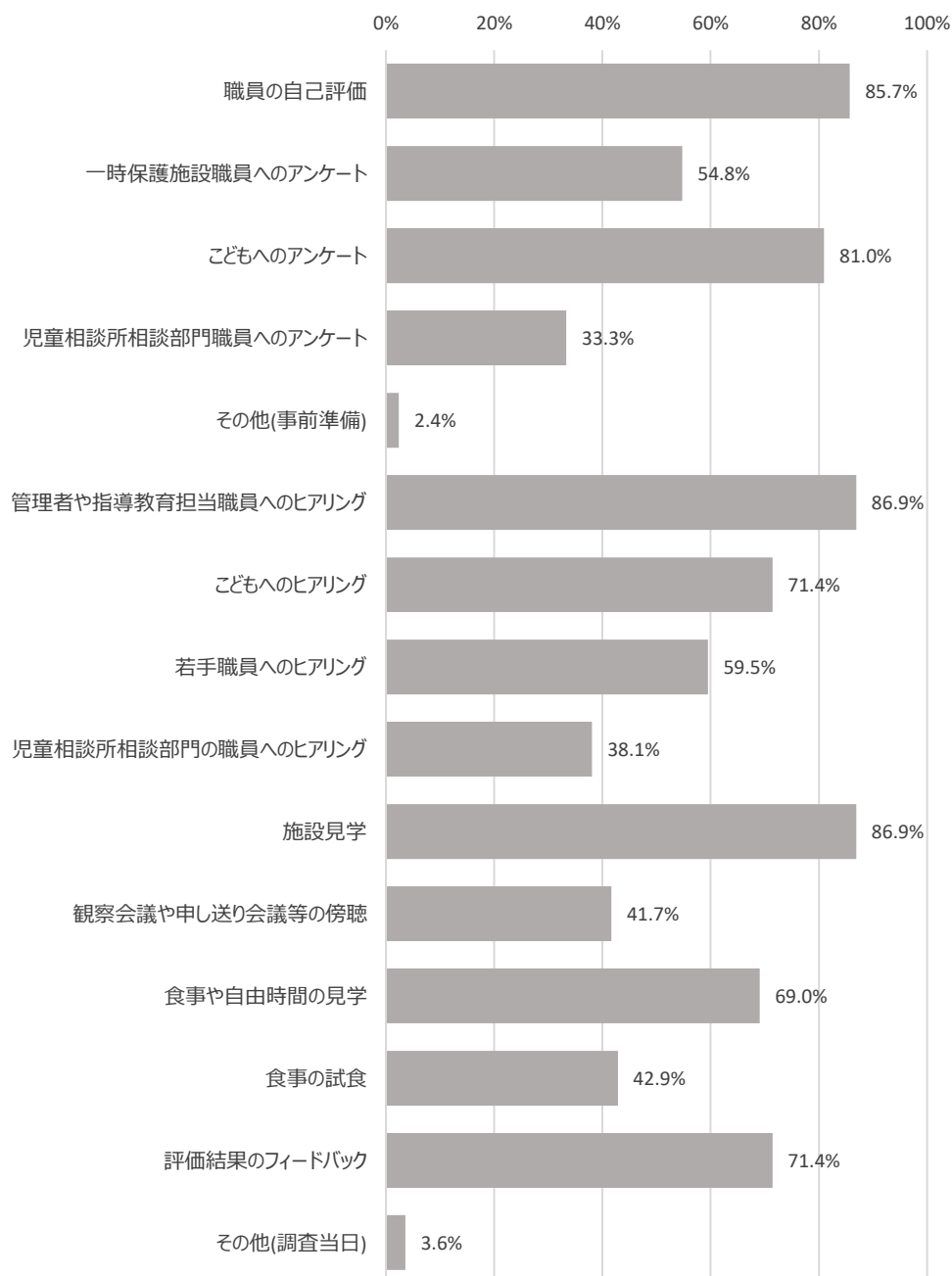
【「その他」の主な内容】

- 日々の業務に忙殺されて、改善していただく余力がない
- 評価結果をもらってから次の年の評価が始まるまでに改善の時間がない
- 設備や備品、人事等、自治体全体として取組が必要なことが多い
- 職員の努力や工夫による運用の改善に関する側面が強く、体制や設備に関する側面が少ない
- 評価機関が少ない

#### (4) 問 12.必要だと思う評価方法

第三者評価において必要だと思う評価方法について聞いたところ、「管理者や指導教育担当職員へのヒアリング」「施設見学」がともに 86.9%（73 件）と最も多く、「職員の自己評価」が 85.7%（72 件）、「子どもへのアンケート」が 81.0%（68 件）と続く。

図表 3-15 必要な評価方法(n=84)(複数回答)



#### 【「その他」の主な内容】

##### (事前準備)

- 一時保護職員の採用方法、職員の資格、経験などについての確認

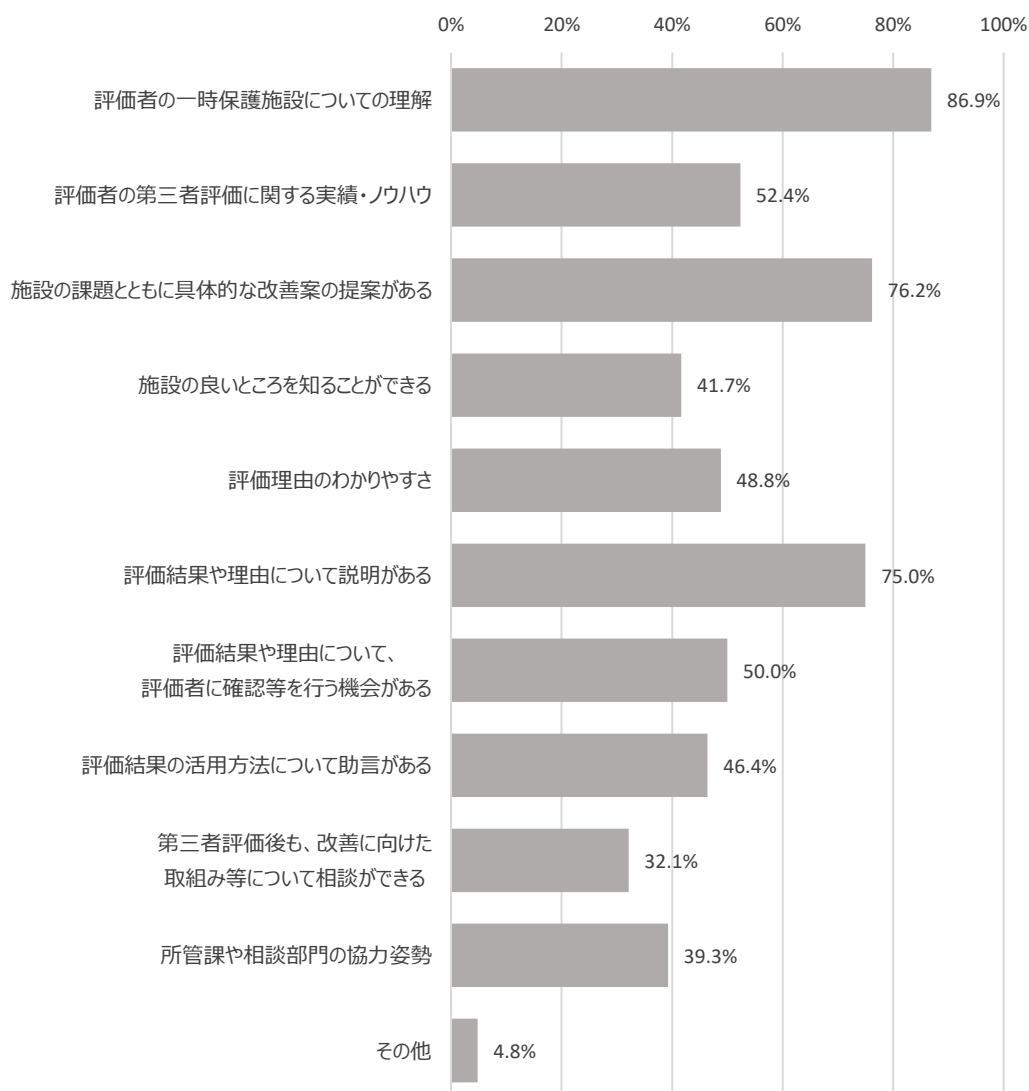
##### (調査当日)

- 学習場面の見学
- こども会議等、こどもの意見表明の場の見学

## (5) 問 13.第三者評価を効果的なものにするために必要なこと

第三者評価を効果的なものとするために必要なことを聞いたところ、「評価者の一時保護施設についての理解」が 86.9%（73 件）と最も多く、次いで「施設の課題とともに具体的な改善案の提案がある」が 76.2%（64 件）、「評価結果や理由について説明がある」が 75.0%（63 件）であった。

図表 3-16 第三者評価を効果的なものにするために必要なこと(n=84)(複数回答)



### 【「その他」の主な内容】

- 評価者数の増加
- 自己評価の質問趣旨の明確化（職員により受け取り方が異なると推察される質問項目があった）
- 評価年度により、評価対象とする評価項目を変えていく等の、現場の負担軽減策の検討

## (6) 問 14.第三者評価を受審するにあたっての不安・疑問

問 1 で第三者評価を「受審したことがない」と回答した一時保護施設に、これから第三者評価を受審するにあたって不安や疑問に感じていることを聞いたところ、以下の意見があげられた。

### <評価内容・基準>

- どのような手順、手続きで評価が進められるのかわからない
- 現場が抱えている苦悩や難しさなどについて、一定程度の理解を踏まえた形で評価してもらえるか不安
- 一時保護施設からの話を受け止めてもらえないこと
- 一時保護施設の内容だけでなく、ケースワークを行う部門と横断的になっており、一時保護施設のみでの評価でないこと
- 評価機関の質や専門性に対する不安
- 評価委員の個人の価値観が評価結果に影響することがあること

### <評価結果、受審後の対応>

- 適切に評価されるのかどうか不安
- 評価を受けた後どのように対応していけばよいかわからない
- 指摘や指導による改善が一時保護施設のみではなく、自治体全体で行わなければならないこと
- 評価のフィードバックや具体的な改善策の提案があるのか不安

### <予算>

- 高額であり、予算捻出の目途が立たない

### <その他>

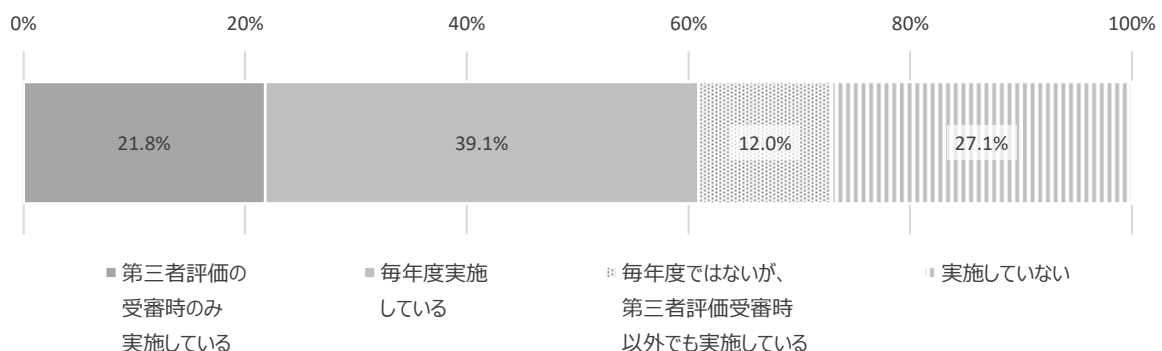
- 特に不安はない

## 4. 自己評価について

### (1) 問 15.自己評価実施有無

全ての一時保護施設に、自己評価を実施しているか聞いたところ、「毎年度実施している」が 39.1%（52 件）、「実施していない」が 26.3%（35 件）、「第三者評価の受審時のみ実施している」が 21.8%（29 件）、「毎年度ではないが、第三者評価受審時以外でも実施している」が 12.0%（16 件）であった。

図表 3-17 自己評価実施有無（n=133）(単一回答)



## (2) 問 16.自己評価方法

自己評価の方法について聞いたところ、主に以下の回答があった。

### (評価項目)

- 一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）
- 第三者評価受審時に使用した評価項目
- 一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）をもとに自治体で独自にアレンジした評価項目
- 自治体で独自に作成した評価項目
- 経験をもとに一時保護施設で作成した評価項目
- 評価機関が作成している評価項目

### (評価者)

- 全職員
- 非常勤を含む、直接こどもの対応に当たる全職員
- 管理者を除く全職員
- 全職員（一時保護施設）、児童相談所から数名
- 一時保護関係職員、SV
- 正職員（一時保護施設職員、児童福祉司、児童心理司）
- 一時保護施設職員の一部
- 管理職等
- 課長
- 一時保護施設の代表者（課長補佐） "

### (活用資料)

- こどもアンケート（生活アンケート・退所時アンケート・給食アンケート等）
- 意見箱に投書された意見
- 職員とのかかわりの中で聞き取った意見
- 職員アンケート
- 相談部門の職員へのアンケート
- 次年度対策アンケート
- 第三者評価の手引き、一時保護ガイドライン
- 過去の第三者評価結果
- 施設独自のチェックリスト
- マニュアル等

### (工夫)

#### <実施頻度>

- 年に2回評価を実施し、各職員が目的をもって業務にあたるようにしている
- 年2回実施し、一年の振り返りを行っている
- 年度内9月と3月の実施により、意識の変化や取り組みを比較できるようにしている

#### <実施方法>

- 職員の数名ずつのグループを作り、評価項目をグループに振り分けて評価した。グループメンバーは、勤続年数が近い人ばかりにならないようにした。また、なるべく評価項目を前年度と同じ人が評価できるように工夫した
- 令和5年度に自己評価を行い、現状と課題として「良い点」と「改善が必要な点」を整理した。令和6年度は、それをうけて、より良い支援としていくための工夫等について職員アンケートを行い、整理をし、できることから改善している
- 会計年度任用職員を含む全職員が実施し、業務の理解度や支援スキルの習熟度を客観的に把握してい

る

- ・ 職員個人に対する評価と施設全体に対する評価を行っている

#### **<職員間での結果の共有・振り返り>**

- ・ 自己評価をまとめ、評価の低い課題について職員で検討、振り返りを行っている
- ・ 全員で評価の確認を実施し課題を共有する
- ・ 課題の中で取り組めるところから取り組んでいる
- ・ 集計結果を一時保護施設職員会で周知し、改善点や課題を共有した
- ・ 自己評価結果を集計し職員にフィードバックした

#### **<結果の分析>**

- ・ こどもアンケート、職員アンケートを突合し、結果について比較、意見交換している
- ・ 職員の意識とこどもの受けとめのちがいを対比・分析している

#### **<他施設・他機関との情報共有>**

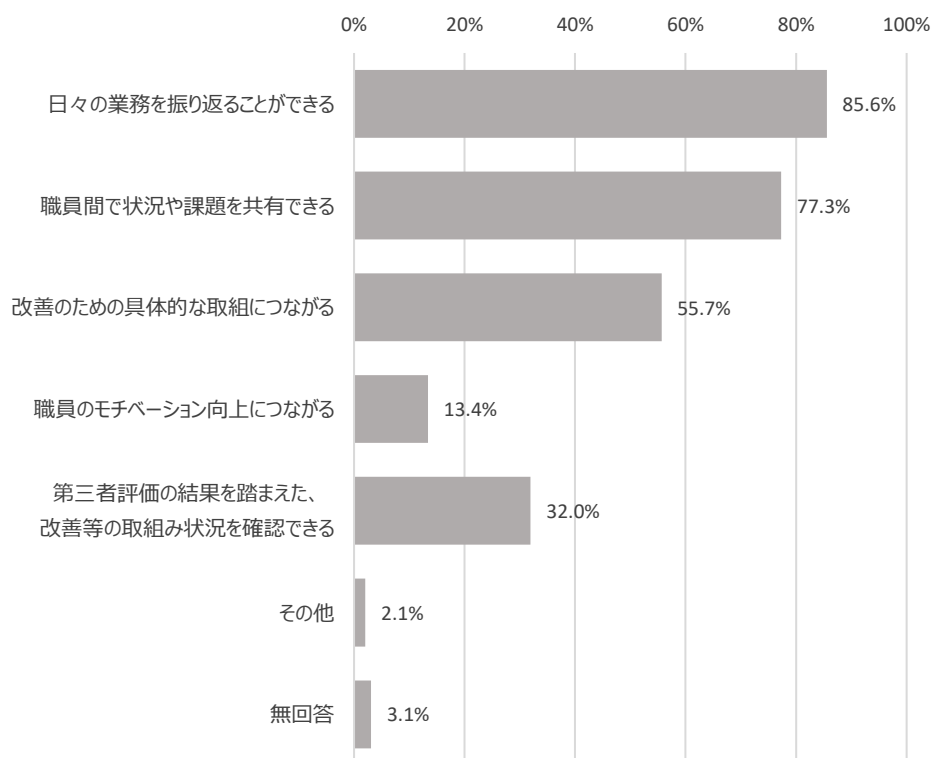
- ・ 自治体内の他児童相談所との間で行われている代表者会議の中で、照らし合わせや振り返りをしている
- ・ 県内の他児童相談所と定期的に情報交換をしている
- ・ 県内の他児童相談所一時保護施設で各施設の結果を共有し、支援向上に活用している

### (3) 問 17.自己評価を実施してよかったこと

自己評価を実施してよかったことを聞いたところ、「日々の業務を振り返ることができる」が85.6%（83件）と最も多く、次いで「職員間で状況や課題を共有できる」が77.3%（75件）、「改善のための具体的な取組につながる」が55.7%（54件）であった。

なお、「その他」として、「職員に必要な研修がわかった。スーパーバイズを行う際に役に立つ」といった回答もあった。

図表 3-18 自己評価実施でよかったこと(n=97)(複数回答)



## 5. 一時保護施設の第三者評価基準の見直しについて

### (1) 問 20.第三者評価・本調査研究への意見

一時保護施設の第三者評価や本調査研究についての意見を聞いたところ、以下の意見があった。

#### <予算について>

- 第三者評価は実施すべきと認識しているが、依頼のための予算措置がされていない
- 「第三者評価の受審費用については、3年に1回に限り、1回31万4千円を上限に、措置費の第三者評価受審費加算を算定することができる」とされているが、この予算だけで受審の費用のすべてを賄うことはできず、自治体は必要な予算の確保に苦慮している実態がある。第三者評価を確実に実施するためには、国が明確に実施を義務化したうえで、100%予算措置していただく必要があると考える

#### <受審の負担について>

- 評価の重要性やその効果については非常に理解しているが、実務的にこどもの対応が第一優先であり、書類整備等がままならない状態である
- 職員の負担になるだけなのであれば、実施して欲しくない

#### <調査項目について>

- 長期間入所する児童養護施設や障害者施設と異なる、一時保護施設に適した調査項目を考えてほしい
- 一時保護施設の第三者評価だが、一時保護施設が直接関わりの主体とならない項目については再考願いたい。例えば医療機関や警察との連携はケースワーカーがソーシャルワークの中で実施しており、一時保護施設の職員の関わりは限定的となっている
- 施設の老朽化により、定員や居室の状況など、すでに最低基準を満たしていない項目がある

#### <評価結果について>

- 新たな一時保護施設の設備及び運営に関する基準をすぐに満たすことが難しい状況の中、指摘されるとわかっている事項を改めて第三者機関から指摘されることについては複雑な気持ちである
- 調査結果が現場の運営や施策等につながりにくい内容でまとめられてくる印象が強い。より実りのある調査・報告になることを期待している

#### <第三者評価への意見>

- 今回の調査研究により、一時保護施設が第三者評価機関によって現状を的確に評価されることを期待したい。第三者評価を効果的に活用することで現状の課題を理解し、こどもの最善の利益の実現のために一時保護施設の質の改善につなげていきたいと考えている

#### <調査研究への意見>

- このような調査研究をしていただくことで、一時保護施設の運営に必要な視点を改めて意識することができる

## 第4章 評価機関調査

### I. 実施概要

#### 1. 実施目的

第三者評価の実施方法（評価項目、評価方法、評価体制等）の実態について確認するとともに、一時保護施設の第三者評価機関を増やすためにどのような方策が必要か、またよりよい第三者評価にするために検討等が必要だと思う事項や提案について把握することを目的とし、一時保護施設の第三者評価を実施した経験のある評価機関を対象としたアンケート調査を実施した。

#### 2. 調査概要

調査の実施概要は以下のとおりである。

図表 4-1 調査概要

調査対象	本調査研究の児童相談所設置自治体ならびに一時保護施設へのアンケート調査において、平成30年度～令和5年度に実施した第三者評価の評価者として回答のあった機関
調査期間	令和6年11月8日（金）～令和6年12月31日（火）
調査方法	郵送配布・郵送回収 ・要望のあった評価機関にはメールにてWordファイル配布・回収
配布・回収数	配布 : 40 機関 回収 : 23 機関 回収率 : 57.5%

## II. 調査結果

### 1. 団体の概要

#### (1) 問1.団体の所在地

団体の所在地（都道府県）は「東京都」「神奈川県」がともに 13.0%（3 件）と最も多く、次いで「福島県」「新潟県」「愛知県」「大阪府」「鳥取県」が 8.7%（2 件）、「宮城県」「茨城県」「栃木県」「埼玉県」「高知県」「長崎県」「熊本県」が 4.3%（1 件）であった。

図表 4-2 団体の所在地(都道府県別)(n=23)(自由記述を分類)

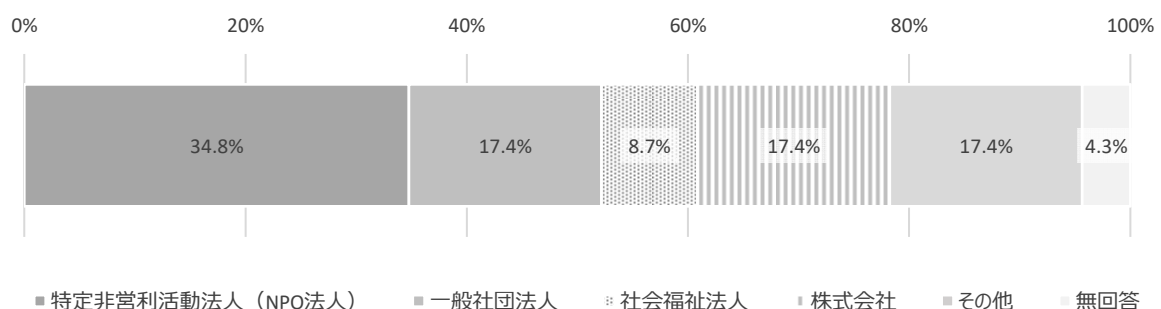
都道府県	団体数	都道府県	団体数	都道府県	団体数
北海道	0	新潟県	2	鳥取県	2
青森県	0	富山県	0	島根県	0
岩手県	0	石川県	0	岡山県	0
宮城県	1	福井県	0	広島県	0
秋田県	0	山梨県	0	山口県	0
山形県	0	長野県	0	徳島県	0
福島県	2	岐阜県	0	香川県	0
茨城県	1	静岡県	0	愛媛県	0
栃木県	1	愛知県	2	高知県	1
群馬県	0	三重県	0	福岡県	0
埼玉県	1	滋賀県	0	佐賀県	0
千葉県	0	京都府	0	長崎県	1
東京都	3	大阪府	2	熊本県	1
神奈川県	3	兵庫県	0	大分県	0
		奈良県	0	宮崎県	0
		和歌山県	0	鹿児島県	0
				沖縄県	0
				計	23

#### (2) 問2.法人種別

法人種別は「特定非営利活動法人（NPO法人）」が 34.8%（8 件）、「一般社団法人」「株式会社」が 17.4%（4 件）、「社会福祉法人」が 8.7%（2 件）であった。

また、「その他」として「公益社団法人」「有限会社」「任意団体」「自治体附属機関」との回答があった。

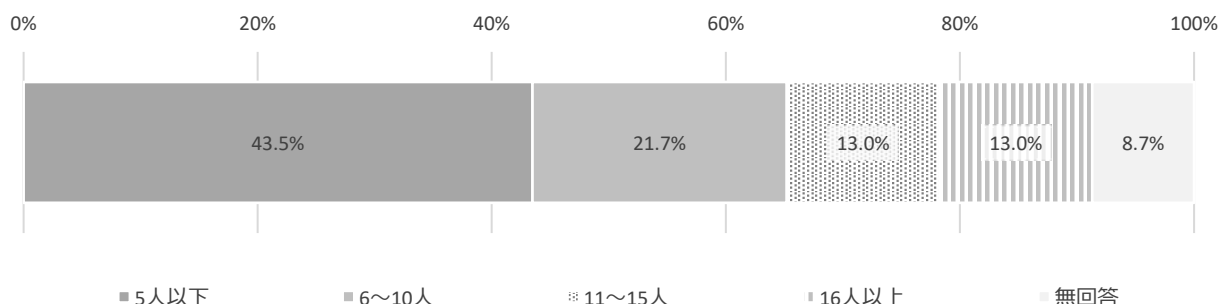
図表 4-3 法人種別(n=23)(単一回答)



### (3) 問3.職員数

職員数は「5人以下」が43.5%（10件）、「6～10人」が21.7%（5件）、「11～15人」「16人以上」がともに13.0%（3件）であった。

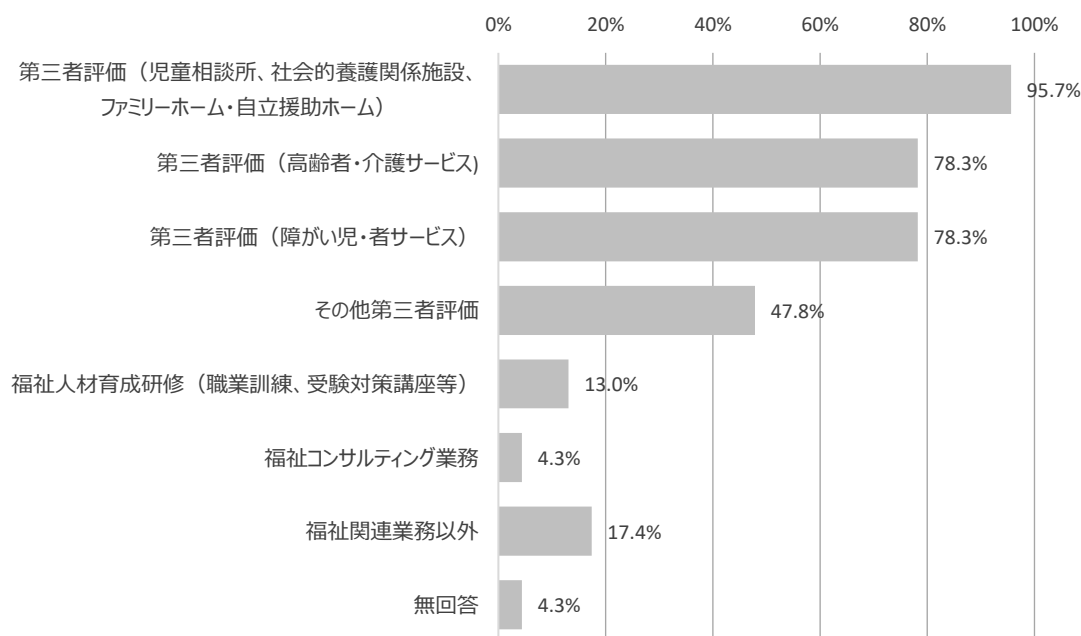
図表 4-4 職員数(n=23)(数値回答を分類)



### (4) 問4.団体の主事業

団体の主事業について聞いたところ、「第三者評価（児童相談所、社会的養護関係施設、ファミリーホーム・自立援助ホーム）」が95.7%（22件）と最も多く、次いで「第三者評価（高齢者・介護サービス）」「第三者評価（障がい児・者サービス）」がともに78.3%（18件）、「その他第三者評価」が47.8%（11件）であった。

図表 4-5 団体の主事業(n=23)(複数回答)



#### 【「福祉関連業務以外」の主な内容】

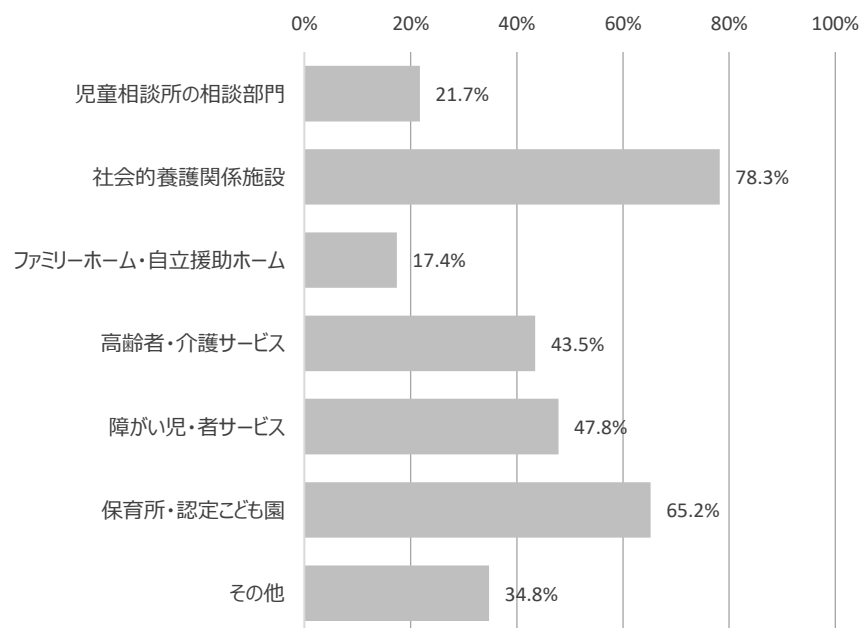
- 介護サービス情報の公表調査事業・外部評価事業
- 優良派遣事業者認定審査、事業者認定審査、優良募集情報等提供
- 社会福祉士・福祉関係者対象の研究事業、専門職後見人の養成や候補者推薦、地方自治体からの委託事業
- 老人ホーム、紹介事業

## (5) 問5.令和5年度に実施した第三者評価先

令和5年度に実施した第三者評価先について聞いたところ、「社会的養護関係施設」が78.3%（18件）と最も多く、次いで「保育所・認定こども園」が65.2%（15件）、「障がい児・者サービス」が47.8%（11件）であった。

また、「その他」として、「放課後児童クラブ」「救護施設」等の回答があった。

図表 4-6 令和5年度に実施した第三者評価先(n=23)(複数回答)



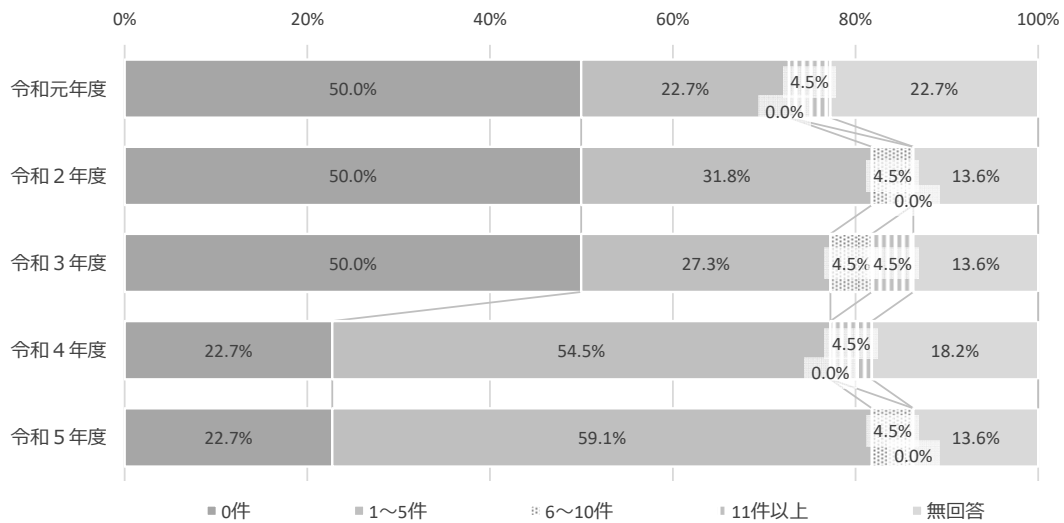
## 2. 一時保護施設における第三者評価の実施状況

### (1) 問6. 団体における一時保護施設の第三者評価の実績（令和元年度～令和5年度）

団体における一時保護施設の第三者評価の実績を聞いたところ、年度別の実績は以下のとおりであり、令和5年度では、「1～5件」が59.1%（13件）と最も多く、次いで「0件」が22.7%（5件）、「6～10件」が4.5%（1件）であった。

なお、令和5年度における第三者評価の内訳は「0件」が22.7%（5件）、「1件」が36.4%（8件）、「2件」「3件」がいずれも9.1%（2件）、「5件」が4.5%（1件）、「9件」が4.5%（1件）であった。

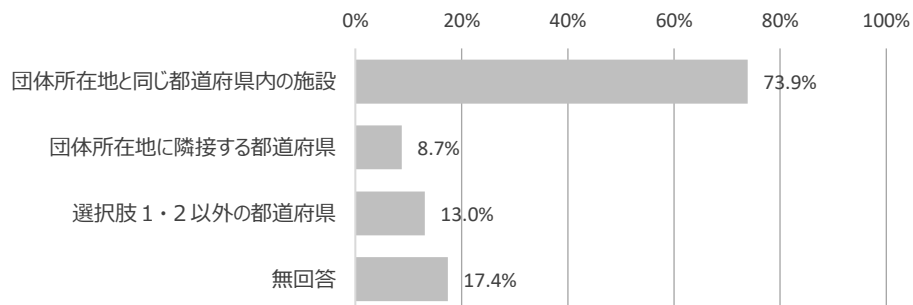
図表 4-7 団体における一時保護施設の第三者評価の実績（令和元年度～令和5年度）(n=23) (数値回答を分類)



### (2) 問7. 令和5年度に第三者評価を実施した一時保護施設の所在地

令和5年度に第三者評価を実施した一時保護施設の所在地について聞いたところ、「団体所在地と同じ都道府県内の施設」が73.9%（17件）と最も高く、次いで「1. や2. 以外の都道府県」が13.0%（3件）、「団体所在地に隣接する都道府県」が8.7%（2件）であった。

図表 4-8 令和5年度に第三者評価を実施した一時保護施設の所在地(n=23) (複数回答)

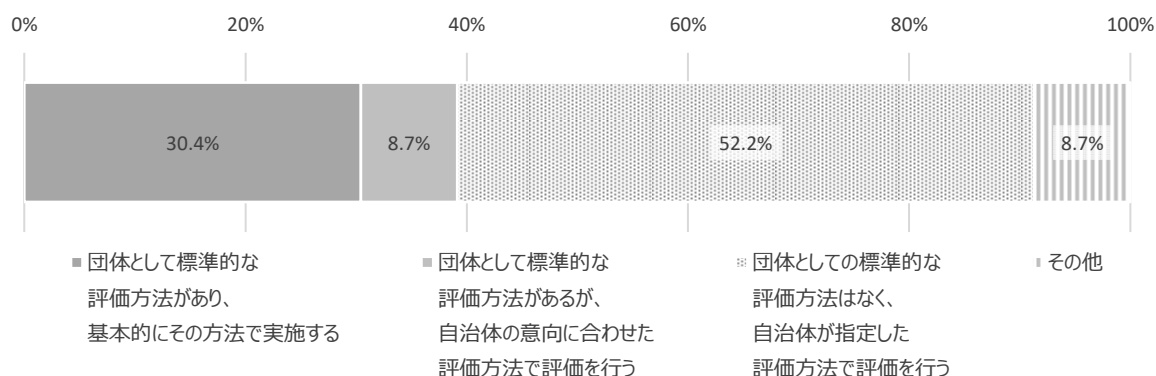


### (3) 問8.一時保護施設の第三者評価の方法

団体が実施する一時保護施設の第三者評価の方法について聞いたところ、「団体としての標準的な評価方法はなく、自治体が指定した評価方法で評価を行う」が 52.2%（12 件）と最も多く、次いで「団体として標準的な評価方法があり、基本的にその方法で実施する」が 30.4%（7 件）、「団体として標準的な評価方法があるが、自治体の意向に合わせた評価方法で評価を行う」が 8.7%（2 件）であった。

また、「その他」として、「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）をもとに評価を行った」等の回答があった。

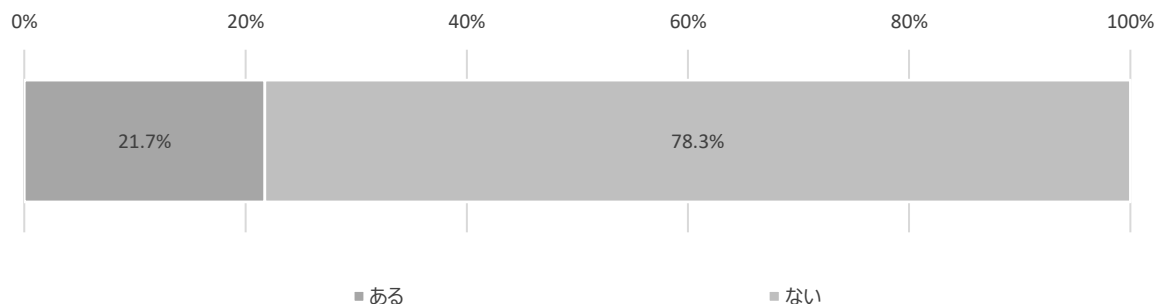
図表 4-9 一時保護施設の第三者評価の方法(n=23)(単一回答)



### (4) 問9.独自で作成した第三者評価の評価項目の有無

団体が実施する一時保護施設の第三者評価において、団体が独自で作成した第三者評価の評価項目を用いることがあるか聞いたところ、「ない」が 78.3%（18 件）、「ある」が 21.7%（5 件）であった。

図表 4-10 独自で作成した第三者評価の評価項目の有無(n=23)(単一回答)

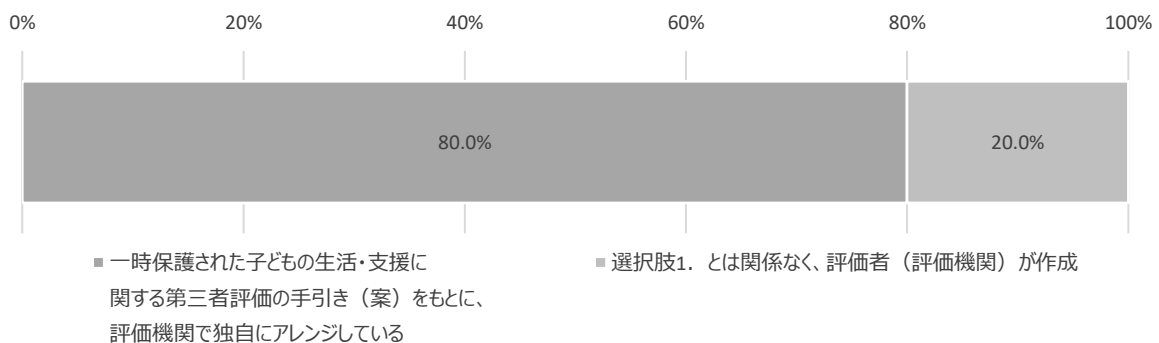


## (5) 問 10. 独自で作成した第三者評価の項目内容

問9において独自で作成した第三者評価の評価項目を用いることが「ある」と回答した評価機関に、独自で作成した第三者評価の項目の内容について聞いたところ、「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）をもとに、評価機関で独自にアレンジしている（一部の評価項目の削除・変更などをしたもの）」が80.0%（4件）、「1. とは関係なく、評価者（評価機関）が作成」が20.0%（1件）であった。

評価機関で独自にアレンジする方法として、「一時保護施設職員のヒアリング等を通じ、より適切な評価項目となるよう都度検討している」との回答があった。

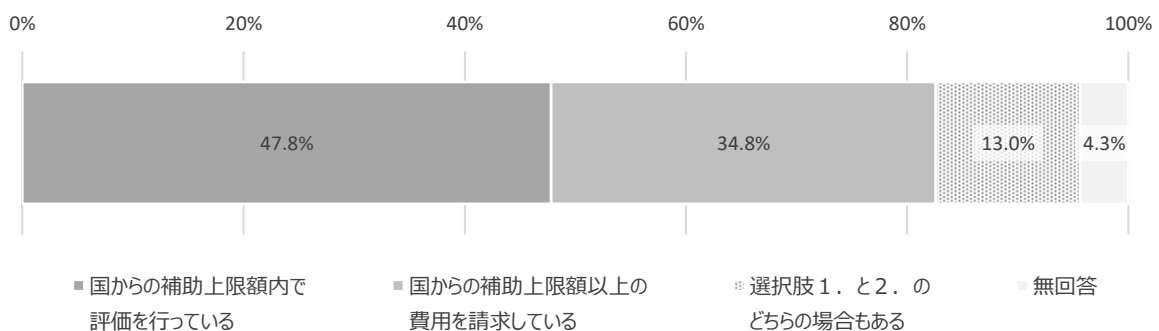
図表 4-11 独自で作成した第三者評価の項目内容(n=5)(単一回答)



## (6) 問 11. 一時保護施設の第三者評価の費用

一時保護施設の第三者評価の費用について聞いたところ、「国からの補助上限額内で評価を行っている」が47.8%（11件）、「国からの補助上限額以上の費用を請求している」が34.8%（8件）、「1. と2. のどちらの場合もある」が13.0%（3件）であった。

図表 4-12 一時保護施設の第三者評価の費用(n=23)(単一回答)



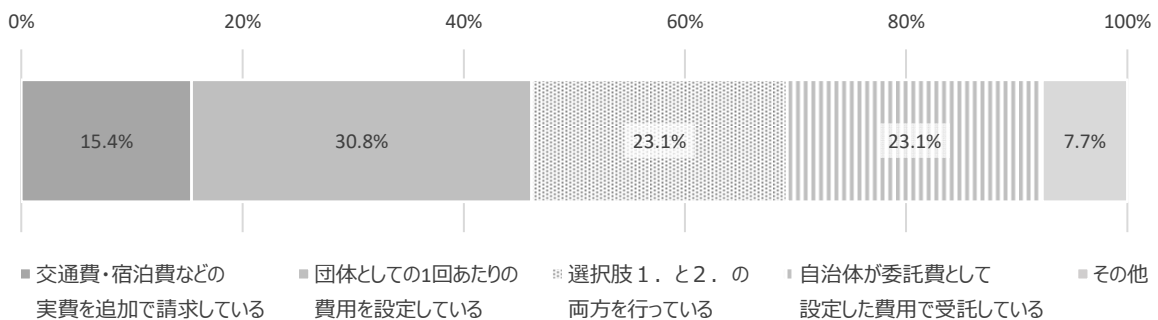
### (7) 問 12. 一時保護施設の第三者評価の費用の内容・決め方

問 1 1 で一時保護施設の第三者評価の費用について「国からの補助上限額以上の費用を請求している」「選択肢 1. と 2. のどちらの場合もある」と回答した評価機関に、一時保護施設の第三者評価の費用の内容や決め方について聞いたところ、「団体としての 1 回あたりの費用を設定している」が 30.8%（4 件）と最も多く、次いで「1. と 2. の両方を行っている」「自治体が委託費として設定した費用で受託している（自治体の設定が補助額を超える場合がある）」がともに 23.1%（3 件）、「交通費・宿泊費などの実費を追加で請求している」が 15.4%（2 件）であった。

なお、団体として設定している 1 回あたりの費用としては、330,000 円～462,000 円の回答があった。

また、「その他」として、「自治体が設定した謝金」「審査会における弁護士の謝金をいれている」等の回答があった。

図表 4-13 一時保護施設の第三者評価の費用の内容・決め方(n=13)(単一回答)



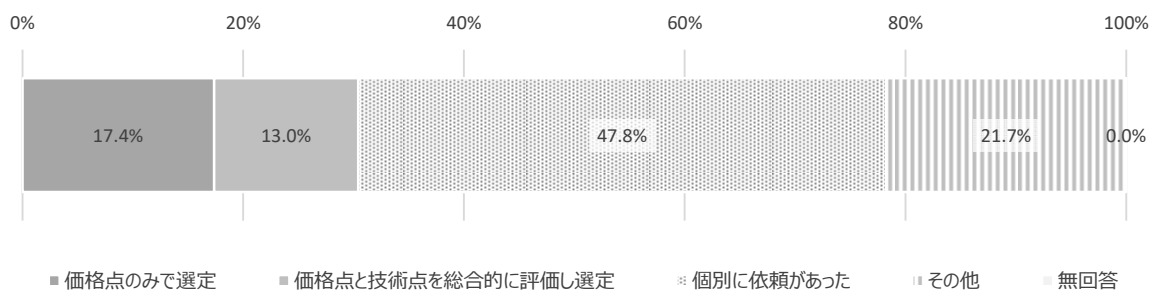
## 3. 団体に直近に実施した一時保護施設における第三者評価について

### (1) 問 13. 第三者評価を受託した経緯

第三者評価を受託した経緯について聞いたところ、「個別に依頼があった」が 47.8%（11 件）と最も多く、次いで「価格点のみで選定」が 17.4%（4 件）、「価格点と技術点を総合的に評価し選定」が 13.0%（3 件）であった。

また、「その他」の回答として、「児童福祉審議会の一組織として実施している」「わからない」といった回答があった。

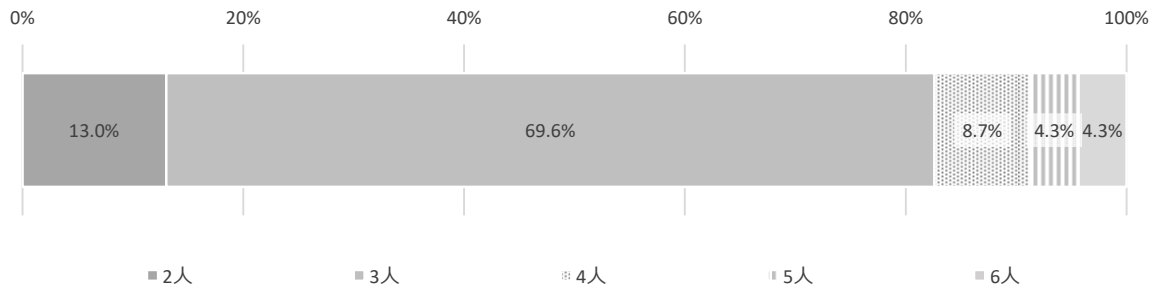
図表 4-14 第三者評価を受託した経緯(n=23)(単一回答)



## (2) 問 14 .訪問調査に行った評価者の人数

訪問調査に行った評価者の人数について聞いたところ、「3 人」が 69.6%（16 件）と最も多く、次いで「2 人」が 13.0%（3 件）、「4 人」が 8.7%（2 件）であった。

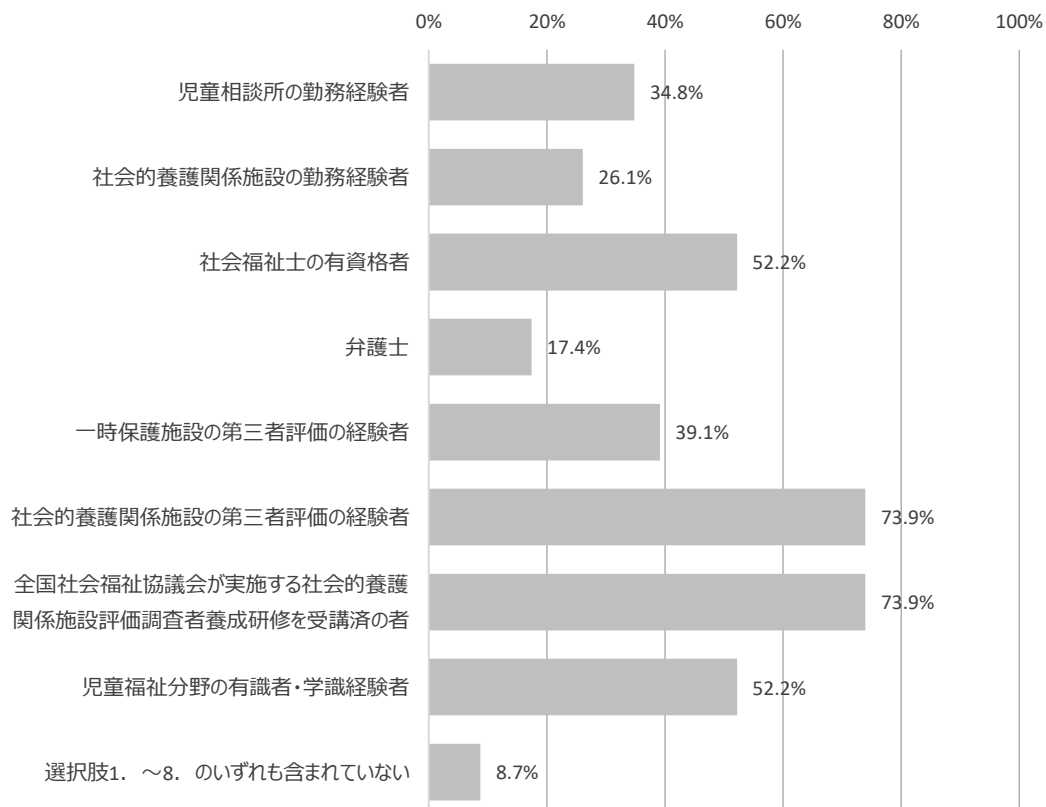
図表 4-15 訪問調査に行った評価者の人数(n=23)(数値回答を分類)



## (3) 問 15 .評価者に含まれる専門家や経験者

評価者に含まれる専門家や経験者について聞いたところ、「社会的養護関係施設の第三者評価の経験者」「全国社会福祉協議会が実施する社会的養護関係施設評価調査者養成研修を受講済の者」がともに 73.9%（17 件）と最も多く、次いで「社会福祉士の有資格者」「児童福祉分野の有識者・学識経験者」がともに 52.2%（12 件）、「一時保護施設の第三者評価の経験者」が 39.1%（9 件）と続く。

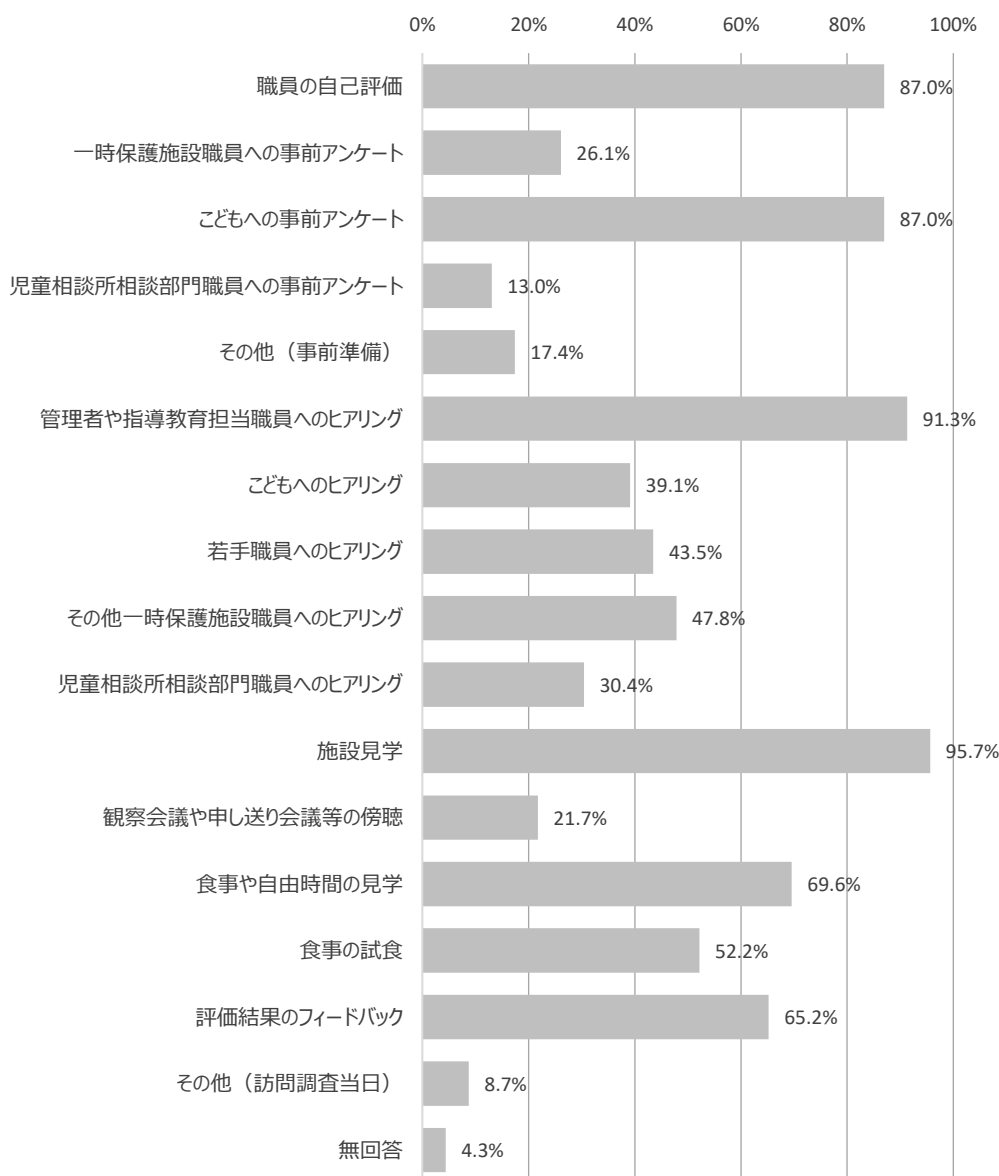
図表 4-16 評価者に含まれる専門家や経験者(n=23)(複数回答)



#### (4) 問 16.第三者評価で実施した内容

第三者評価で実施した内容について聞いたところ、「施設見学」が 95.7%（22 件）と最も多く、次いで「管理者や指導教育担当職員へのヒアリング」が 91.3%（21 件）、「職員の自己評価」「子どもへの事前アンケート」がともに 87.0%（20 件）、「食事や自由時間の見学」が 69.6%（16 件）、「評価結果のフィードバック」が 65.2%（15 件）と続く。

図表 4-17 第三者評価で実施した内容(n=23)(複数回答)



#### 【「その他」の主な内容】

##### （事前準備）

- 職員への事前説明会
- 事前提出資料による確認（事業概要、業務分掌、勤務表、時間外勤務実積・年次有給休暇実積、平面図、事業計画、日課表、子どもに対する説明資料等）

##### （一時保護施設職員へのヒアリング）

- 中核的、リーダー的職員、ベテラン職員
- 会計年度職員
- 中堅、新任、保健師（看護師）、栄養士、心理職、学習指導員などの職種ごと

- 評価項目に準ずる形で実施

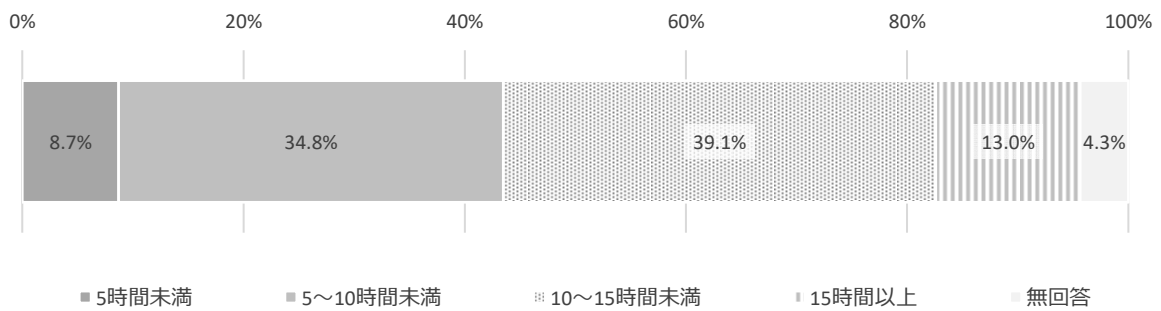
(調査当日)

- 業務日誌や児童記録票などの閲覧

(5) 問 17.訪問調査当日に要した時間

訪問調査当日に要した時間について聞いたところ、「10～15 時間未満」が 39.1%（9 件）と最も多く、次いで「5～10 時間未満」が 34.8%（8 件）、「15 時間以上」が 13.0%（3 件）、「5 時間未満」が 8.7%（2 件）であった。

図表 4-18 訪問調査当日に要した時間(n=23)(数値回答を分類)

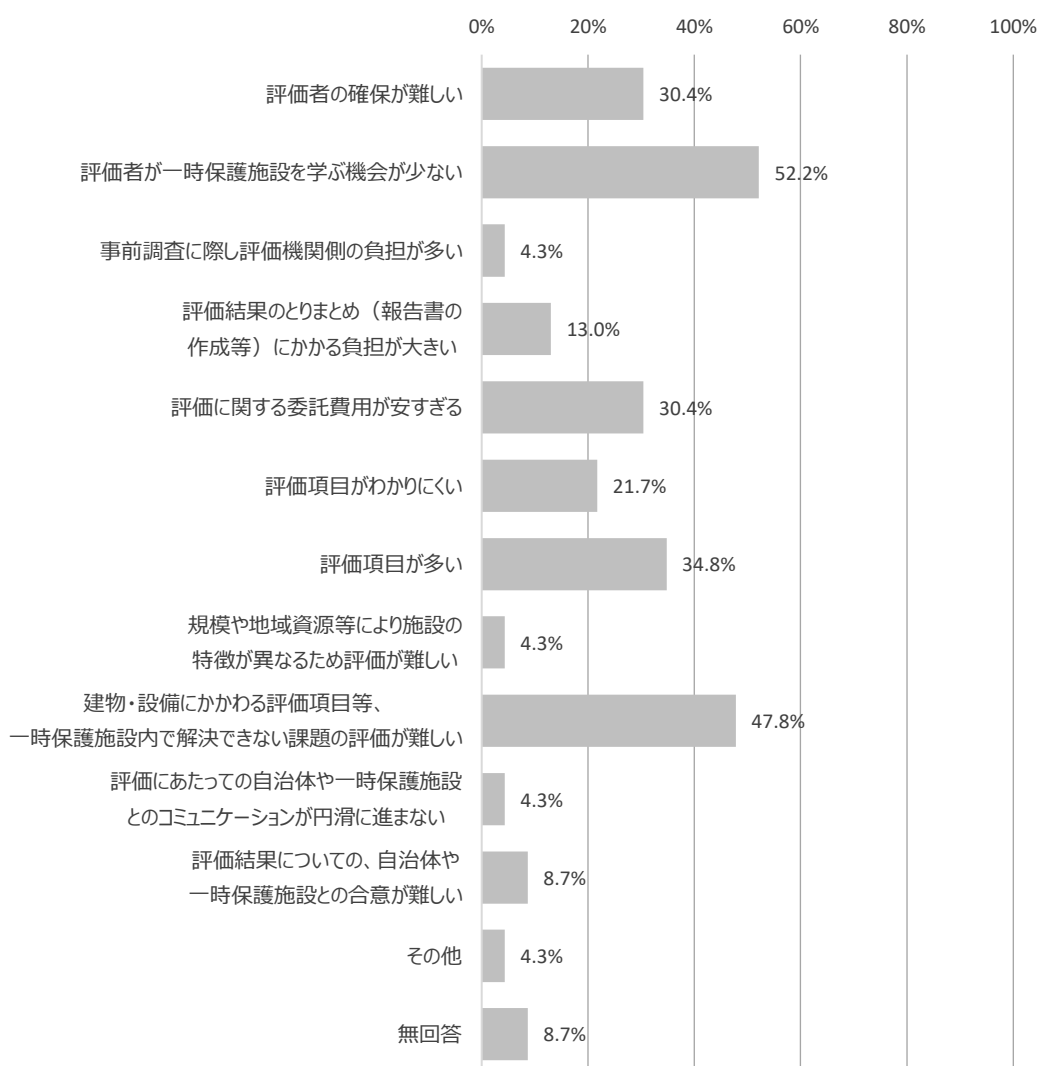


#### 4. 一時保護施設における第三者評価について

##### (1) 問 18. 一時保護施設の第三者評価の実施にあたって課題と感じていること

一時保護施設の第三者評価の実施にあたって課題と感じていることについて聞いたところ、「評価者が一時保護施設を学ぶ機会が少ない」が 52.2%（12 件）と最も多く、次いで「建物・設備にかかわる評価項目等、一時保護施設内で解決できない課題の評価が難しい」が 47.8%（11 件）、「評価項目が多い」が 34.8%（8 件）と続く。

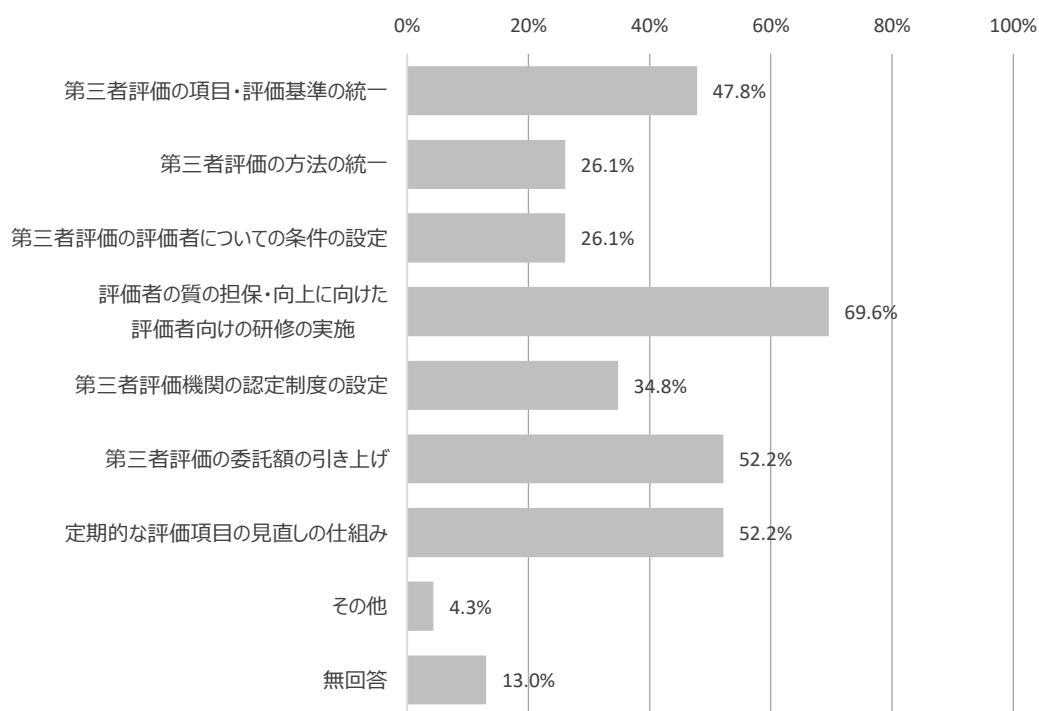
図表 4-19 一時保護施設の第三者評価の実施にあたって課題と感じていること(n=23)(複数回答)



## (2) 問 19.一時保護施設の第三者評価の質の確保や評価機関の拡充のために必要だと思う取組・支援

一時保護施設の第三者評価の質の確保や評価機関の拡充のために必要だと思う取組・支援について聞いたところ、「評価者の質の担保・向上に向けた評価者向けの研修の実施」が69.6%（16件）と最も多く、次いで「第三者評価の委託額の引き上げ」「定期的な評価項目の見直しの仕組み」がともに52.2%（12件）、「第三者評価の項目・評価基準の統一」が47.8%（11件）であった。

図表 4-20 一時保護施設の第三者評価の質の確保や評価機関の拡充のために必要だと思う取組・支援(n=23)(複数回答)



## 5. 一時保護施設の第三者評価基準の見直しについて

### (1) 問 2 1. 一時保護施設の第三者評価についての意見

一時保護施設の第三者評価についての意見を聞いたところ、以下の意見があった。

#### <評価者・評価機関について>

- 一時保護施設の評価は難しい。設置者の自治体の考え方や政策に左右されることも多い。どこまで踏み込んで評価コメントを書くか悩むところである。一時保護施設について一般的には知られていないし、評価者自身も初めて実際に見ることとなる。専門性が乏しくても、一般常識に照らしてどうか、との観点で評価に臨めばよいとも考えるが、評価機関が担うのは少々荷が重い。
- 評価機関・調査評価者について今回検討にあがっているが、見体として①社会的養護関係施設第三者評価事業「評価調査者」養成研修会修了者＋②一時保護施設の専門研修（1年以上の実務者を除く）が最低必要かと思う。
- 弁護士を参加条件とする場合、第三者評価を理解している弁護士がいない。
- これまで（案）のみで、制度として未確立であったため、評価機関の認証、評価者の養成・公表方法の統一など、全体の整備が必要と思う。努力義務（受審）なので、やはり推進組織を設置し評価機関がエントリーする、福祉サービス第三者評価や社会的養護関係施設と同様の形がよいかと思う。

#### <評価方法について>

- 今まで第三者評価基準（案）で評価をしてきた。第三者評価機関としては、福祉サービス第三者評価の対象とはなっていないので、本会では「第三者による評価」と表現してきた。今回、社会的養護施設と同様に、運営基準・ガイドラインを踏まえた内容になり、全社協の認証など第三者評価として取り組めることを期待する。ただ、一時保護施設を福祉サービスと言ってよいかは議論があると思う。

#### <評価結果の取扱いについて>

- 自治体によって公表したりしなかったりとバラつきがあるようなので、公表する（できる）箇所が明確になると良いと思う。

#### <第三者評価の在り方について>

- 一時保護施設の職員は異動があるため、第三者評価を受審した担当職員が改善に取り組もうとしても翌年には異動してしまい、結局受審しただけで改善に繋がっていないと思う。改善に取り組むのであれば、そのあたりの改善が必要ではないだろうか。そういったこともあり、第三者評価に対する職員の意識が低いと感じる。自分はやっているけど他は知らない、自分からは言わないなどの意見もあり、一時保護施設を良くしようと全員で取り組むには相当大変だと感じている。
- 行政機関のため、職員が短期間で異動するという場合がほとんどだと思われる。そのような状況だからこそ、こども本位の支援が継続される体制でなければならず第三者評価が必要だとも言える。一方で、社会的養護関係施設や保育所の評価活動の中でも、前述のような行政特有の状況下では第三者評価基準として求められていることはそぐわない、と言われることもある。義務だから第三者評価は受けるけれど実態と基準とがそぐわないからどんな結果をもらっても改善する気はない、と言われたこともある。一時保護も含めて福祉の現場は、慢性的なマンパワー不足でありながら、高い専門的支援や徹底した安全管理、多機能化など、多くのことを求められて疲弊しており、前向きに第三者評価を受けてそれを改善につなげていくエネルギーまでもとめないが持てない、という声も少なくない。第三者評価が施設の負担になったり形骸化していくことを防げるよう、そのあり方を検討してもらえると幸いである。

#### <その他>

- 一時保護施設に入所しているこどもの数が非常に多い。一方で、乳児院や児童養護施設では、大きく定員割れを起こしている施設が目立つ。行政の予算の都合とも思うが、適切な措置となるよう願う。

## 第5章 第三者評価のモデル実施

### I. モデル実施概要

#### 1. 目的

「評価者」ならびに「受審施設」の双方の視点から「評価項目」の妥当性と確認の方法（評価方法）を検証することを目的として実施した。

#### 2. 実施先

一時保護施設へのアンケート調査において、「モデル実施に協力可能」との回答があった一時保護施設のうち、以下の2施設を選定し、モデル実施を行った。

図表 5-1 第三者評価のモデル実施先

実施施設			モデル実施日
関西	中央	一時保護施設	令和6年12月23日（月）10：00～17：00
関東	特別区	一時保護施設	令和7年 1月20日（月）10：00～17：00

#### 3. 評価者

本調査研究の検討委員会委員に加え、一時保護施設へのアンケート調査において、「評価者として協力可能」と回答があった全一時保護施設に対し、モデル実施先と日程を伝え、参加可能との回答があった一時保護施設の管理者等に評価者として参加いただきモデル実施を行った。

#### 4. 実施内容

事前に自己評価、事前書類の準備、子どもへのアンケート調査等を実施したうえで、訪問調査は以下のプログラムで実施した。

図表 5-2 第三者評価のモデル実施 訪問調査のスケジュール

時間	内容
10:00～10:30	【聴き取り A】全体の状況についての確認①
10:30～11:20	【施設見学】
11:30～12:00	昼食（食事や自由時間の見学、試食、すり合わせ）
12:00～12:30	記録等の確認・すり合わせ／子どもとのコミュニケーション
12:30～13:10	【聴き取り D】相談部門からのヒアリング
13:20～14:00	【聴き取り C】子どもヒアリング
14:10～14:50	【聴き取り B】若手職員ヒアリング
15:00～15:30	評価者すり合わせ
15:30～15:50	【聴き取り A】全体の状況についての確認②
16:00～17:00	評価結果のフィードバック、意見交換

## II. モデル実施先からの意見等

モデル実施の結果、モデル実施先から出された主な意見は以下のとおりである。

### 【自己評価について】

#### ■ 自己評価の趣旨

- ・職員自身の視点で回答している場合と、施設全体として回答している場合があると感じられた。どちらの立場で回答すればよいのか分かりづかった。
- ・回答は自分自身について答えたが、他職員や施設全体では回答が変わってくる項目もあった。
- ・普段のこどもにかかわる業務を実施する中の自己評価と、法令や組織としての評価をわけて回答したい。ソーシャルワークは一人で実施しているものではなく、自分の意図しない事もあり、全体で決まっていくものを評価するのはややこしく感じた。

#### ■ 自己評価の取り組み方

- ・○△×のみで表すのは難しい質問があった。自由記入欄があり、文章を追記できれば補足できたと思う。
- ・はい、いいだけでは答えにくい設問が多かったため、説明が書ける備考欄等があるとよい。

#### ■ 自己評価の項目数

- ・項目が多く、勤務時間内に行うには長い時間がとられる。

### 【第三者評価について】

#### ■ 第三者評価の意義

- ・第三者の目があることは一時保護施設が閉鎖的にならないためにも大切だと思う。
- ・一時保護施設の現状と改善点を知ることができるため、今後の支援に繋がられる。
- ・施設の良い点も話してもらえたのは良かった。

#### ■ 評価に対応する職員・こども

- ・一部のこどもや職員だけではなくなるべく多くの人から聞き取りがあると全体像がつかみやすくなると思う。
- ・聞き取りを行うこどもや職員の枠を多くしてもよいと感じた。

#### ■ 評価者と職員の意見交換

- ・評価者と短時間でも面接でき、職員から個人的に質問できる時間があると、もう少し自分の中で具体的に変革意識が出てくると感じた。
- ・提示された改善点について更なる意見が職員にあるとき、意見交換をする機会が必要ではないか。

### 【こどもアンケートについて】

- ・フリガナやマーク式など、回答用紙にも工夫があれば回答しやすいと思う。
- ・年齢に応じた答えやすいアンケートが必要だと思う。
- ・保護日数を数えているこどもは多いが、選択式の方が誰もが記入しやすいのではないか。

## 第6章 一時保護専用施設調査

### I. 実施概要

#### 1. 実施目的

専用施設における評価項目を検討するにあたり、専用施設の実態把握をするとともに、評価基準案についての意見を得るためにアンケート調査を実施した。

また、専用施設の運営の実態や課題等の詳細を把握することを目的として、アンケート調査に回答のあった専用施設を対象とした意見交換会を開催した。

#### 2. 調査概要

##### (1) アンケート調査

アンケート調査の実施概要は以下のとおりである。

図表 6-1 アンケート調査概要

調査対象	全国の専用施設
調査期間	令和6年11月8日(金)～令和6年12月27日(金)
調査方法	郵送配布・郵送回収 ・要望のあった専用施設にはメールにて Word ファイル配布・回収
配布・回収数	配布 : 81 回収 : 72 回収率 : 88.9%

##### (2) 意見交換会

意見交換会の実施概要は以下のとおりである。

図表 6-2 意見交換会概要

対象	アンケート調査で回答のあった専用施設
実施日	令和7年2月18日(火) 15時～17時
実施方法	ZOOM
参加施設数	12施設
プログラム	○ 意見交換会の趣旨説明 ○ 専用施設へのアンケート結果報告 ○ 意見交換 - 専用施設で実施したいができていないこと、できていない理由 - 専用施設を作ってよかったこと - 専用施設の質の向上に向けて、必要な取組について ○ まとめ・共有

## II. アンケート調査結果

※専用施設の調査では、児童相談所付設の一時保護施設を「一時保護所」、一時保護専用施設を「専用施設」と表記している。

### 1. 本体施設の基本情報

#### (1) 問1.施設所在地

施設所在地（都道府県）は「福岡県」が 12.5%（9 件）と最も多く、次いで「埼玉県」「愛知県」が 8.3%（6 件）であった。

図表 6-3 施設所在地(都道府県別)(n=72)(単一回答)

都道府県	施設数	都道府県	施設数	都道府県	施設数
北海道	4	新潟県	0	鳥取県	0
青森県	3	富山県	0	島根県	0
岩手県	1	石川県	0	岡山県	0
宮城県	1	福井県	0	広島県	1
秋田県	1	山梨県	0	山口県	0
山形県	0	長野県	3	徳島県	0
福島県	0	岐阜県	0	香川県	1
茨城県	2	静岡県	1	愛媛県	2
栃木県	1	愛知県	6	高知県	1
群馬県	1	三重県	5	福岡県	9
埼玉県	6	滋賀県	2	佐賀県	0
千葉県	3	京都府	0	長崎県	2
東京都	0	大阪府	2	熊本県	4
神奈川県	0	兵庫県	3	大分県	4
		奈良県	1	宮崎県	0
		和歌山県	0	鹿児島県	2
				沖縄県	0
				計	72

## (2) 問 2.施設種別

施設種別について聞いたところ、全体で「児童養護施設」が 72.2%（52 件）と多くを占めている。

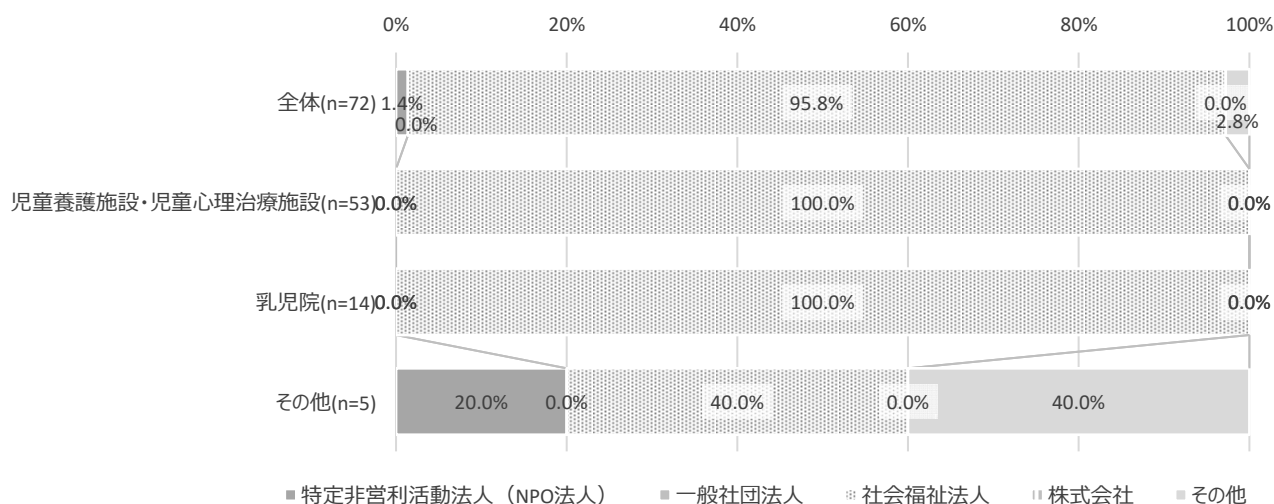
図表 6-4 施設種別(n=72)(単一回答)

	件数	%
児童養護施設	52	72.2%
乳児院	14	19.4%
児童心理治療施設	1	1.4%
児童自立支援施設	0	0.0%
母子生活支援施設	0	0.0%
自立援助ホーム	1	1.4%
ファミリーホーム	2	2.8%
障害児入所施設	0	0.0%
その他児童福祉法に基づく児童福祉施設	2	2.8%
無回答	0	0.0%
合計	72	100.0%

## (3) 問 3.法人種別

法人種別について聞いたところ、全体で「社会福祉法人」が 95.8%（69 件）とほとんどを占めている。

図表 6-5 法人種別(施設種別別)(n=72)(単一回答)



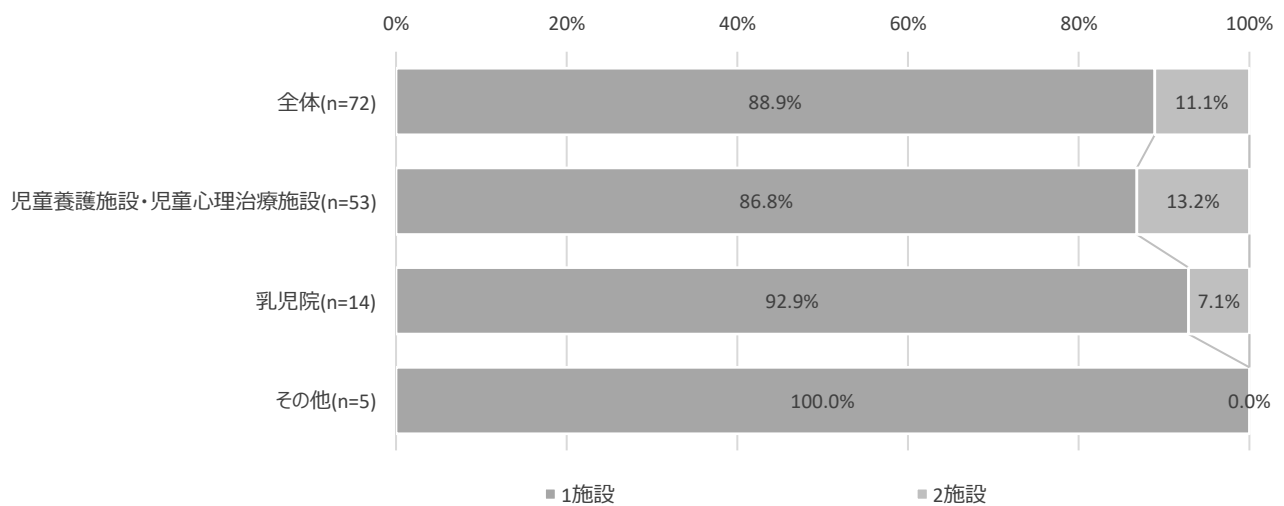
※施設種別の「その他」は、自立援助ホーム、ファミリーホーム、児童家庭支援センター、児童発達支援センター。以降同様。

## 2. 専用施設について

### (1) 問 4.専用施設数

1 本体施設あたりの専用施設数について聞いたところ、全体で、「1施設」が88.9%（64件）とほとんどを占めている。

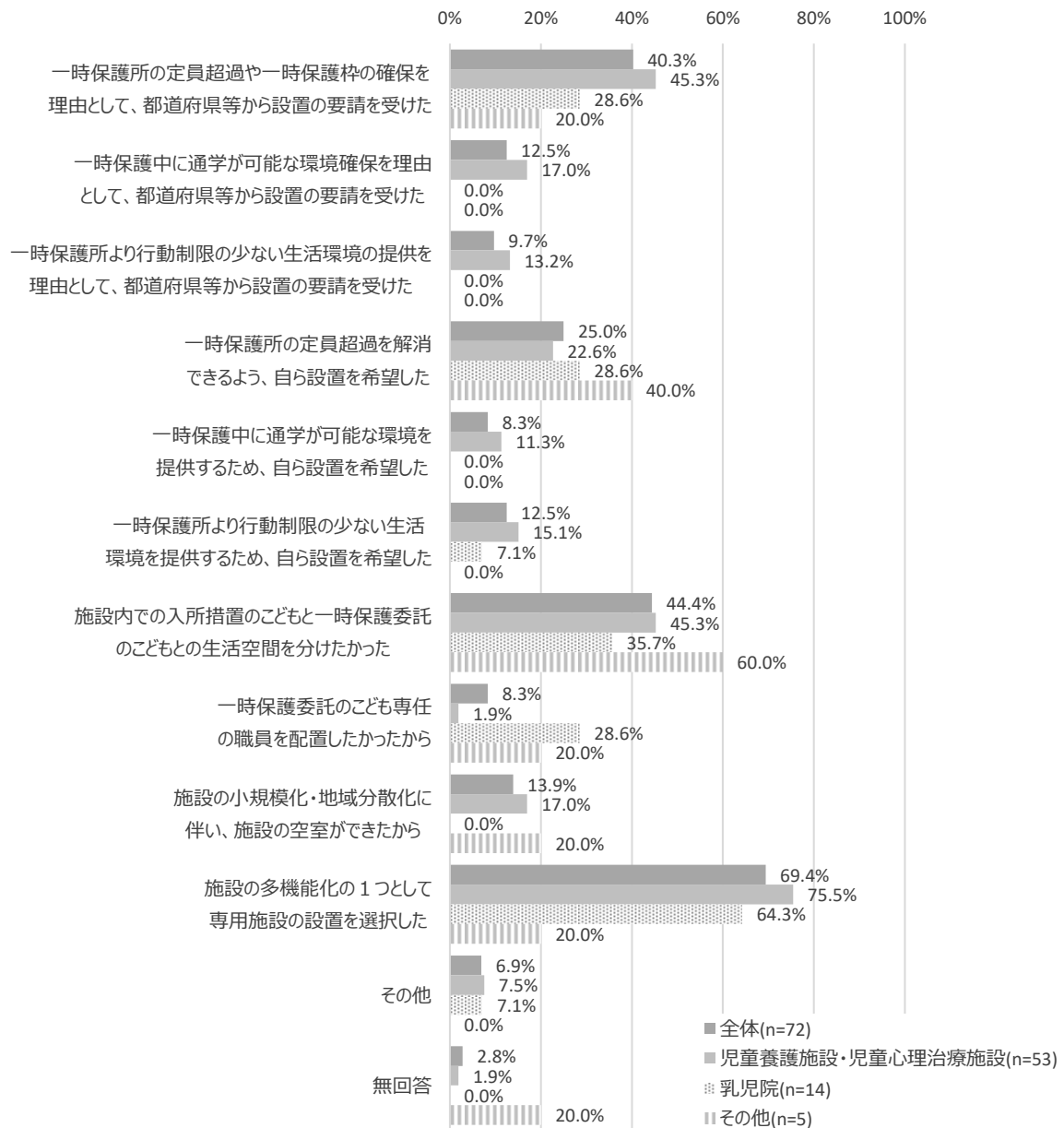
図表 6-6 専用施設数(施設種別別)(n=72)(単一回答)



## (2) 問 5.専用施設設置理由

施設に専用施設を設置した理由を聞いたところ、児童養護施設・児童心理治療施設、乳児院では、「施設の多機能化の1つとして専用施設の設置を選択した」が最も多く、それぞれ 75.5%（40 件）、64.3%（9 件）であった。その他の施設種別では、「施設内での入所措置のこどもと一時保護委託のこどもの生活空間を分けたかった」が最も多く、60.0%（3 件）であった。

図表 6-7 専用施設設置理由(施設種別別)(n=72)(複数回答)



### 【「その他」の主な内容】

- こどもの権利擁護の観点から、一人でも多くのこどもに安心・安全かつ家庭的な生活環境を提供したいと考えたから。
- 社会的養護の支援の必要なこどもに対して、措置前に市町と繋がり早期支援へと繋がった。
- 里親とのマッチング。
- 職員の働ける環境を増やす目的もある。

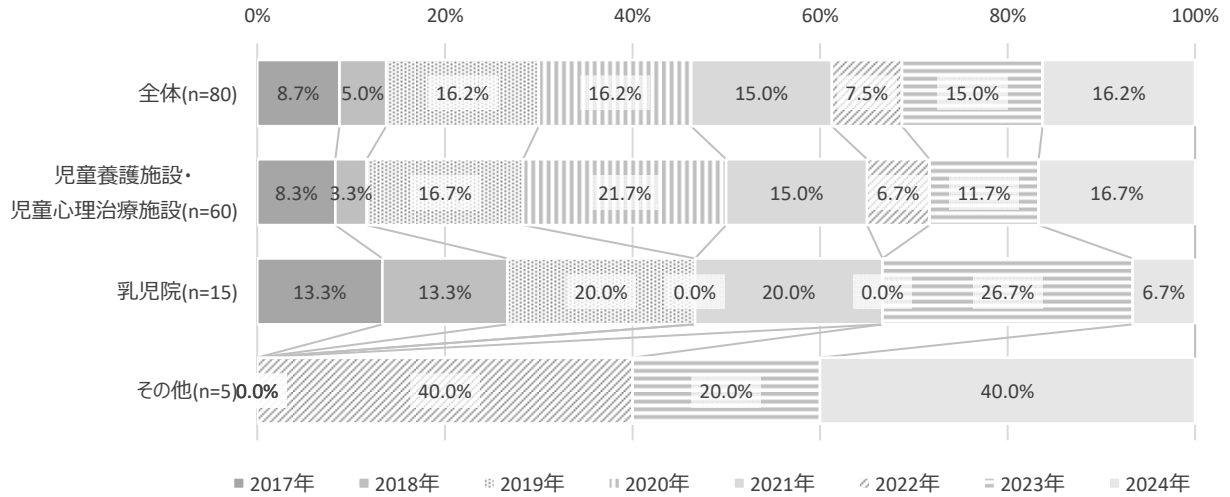
### (3) 問 6.施設の定員数および受け入れの対象・条件等

※本体施設により複数専用施設を併設している場合があり、全体の専用施設数は 80 件となっている。

#### ア. 開設年

開設年について聞いたところ、毎年一定数の専用施設が開設されている状況だった。

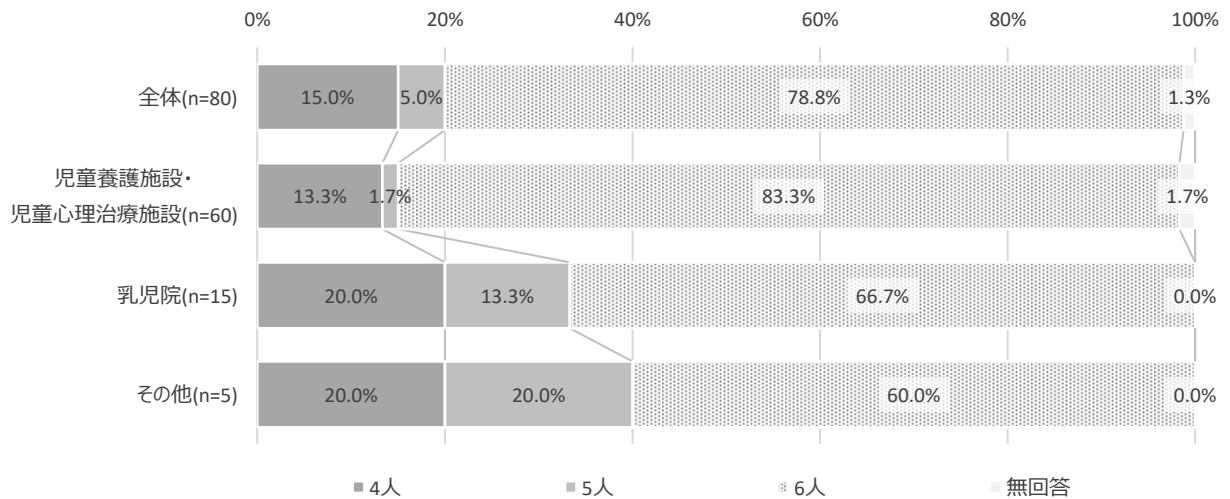
図表 6-8 施設の定員数および受け入れの対象・条件等(開設年)(施設種別別)(n=80)(数値回答を分類)



#### イ. 定員

施設の定員について聞いたところ、いずれの施設種別においても「6人」が最も多く、全体では 78.8% (63 件) であった。

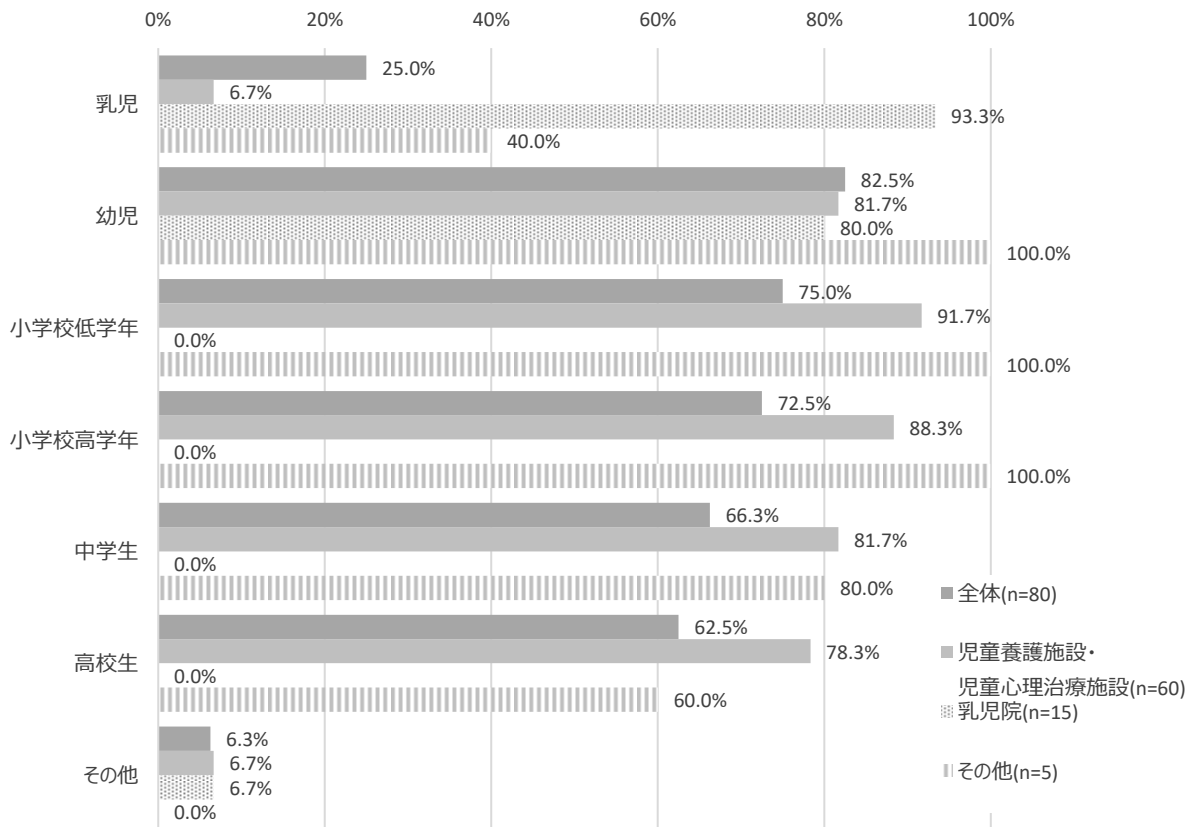
図表 6-9 施設の定員数および受け入れの対象・条件等(定員)(施設種別)(n=80)(単一回答)



## ウ. 年齢

年齢について聞いたところ、児童養護施設・児童心理治療施設では、「小学校低学年」が91.7%（55件）と最も多く、次いで「小学校高学年」が88.3%（53件）であった。乳児院では、「乳児」が93.3%（14件）と最も多く、次いで「幼児」が80.0%（12件）であった。その他の施設種別では、乳児以外のいずれの年代も受け入れている割合が高かった。

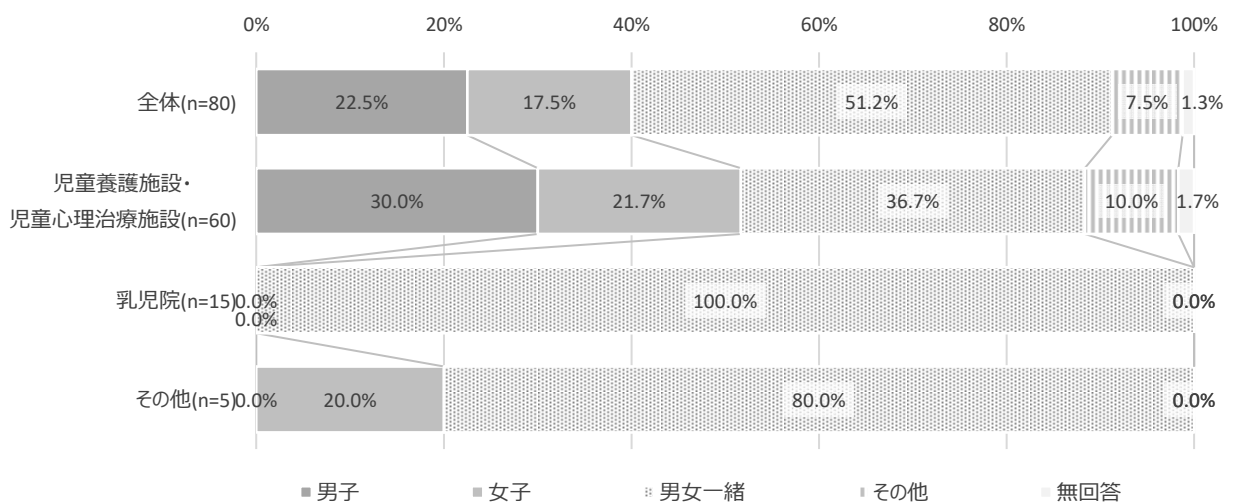
図表 6-10 施設の定員数および受け入れの対象・条件等(年齢)(施設種別別)(n=80)(複数回答)



## エ. 性別

性別について聞いたところ、「児童養護施設・児童心理治療施設」では、「男女一緒」が36.7%（22件）、「男子」が30.0%（18件）、「女子」が21.7%（13件）であった。一方で、乳児院、その他の施設種別では、ほとんどが「男女一緒」となっている。

図表 6-11 施設の定員数および受け入れの対象・条件等(性別)(施設種別別)(n=80)(単一回答)



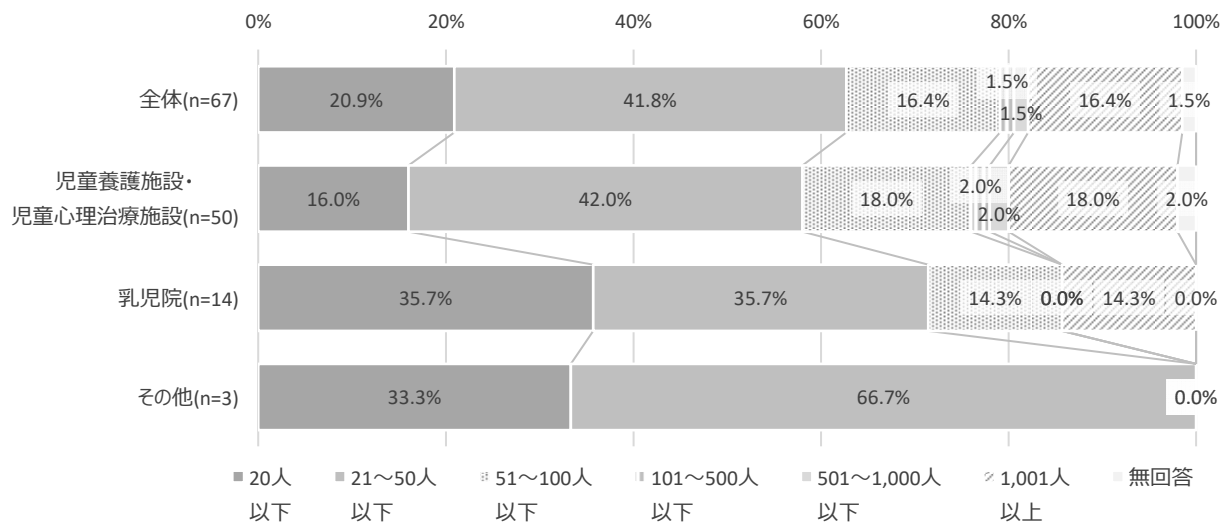
#### (4) 問 7.一時保護委託の受入れ状況（令和 5 年度）

※令和 6 年度開設の専用施設 13 施設については対象外のため回答なし

##### ア. 専用施設における延受入れ人数（令和 5 年度）

令和 5 年度の専用施設における延べ受入れ人数について聞いたところ、全体で「21～50 人以下」が最も多いが、501 人以上受け入れている施設もあるなど、受入れ人数には幅があった。

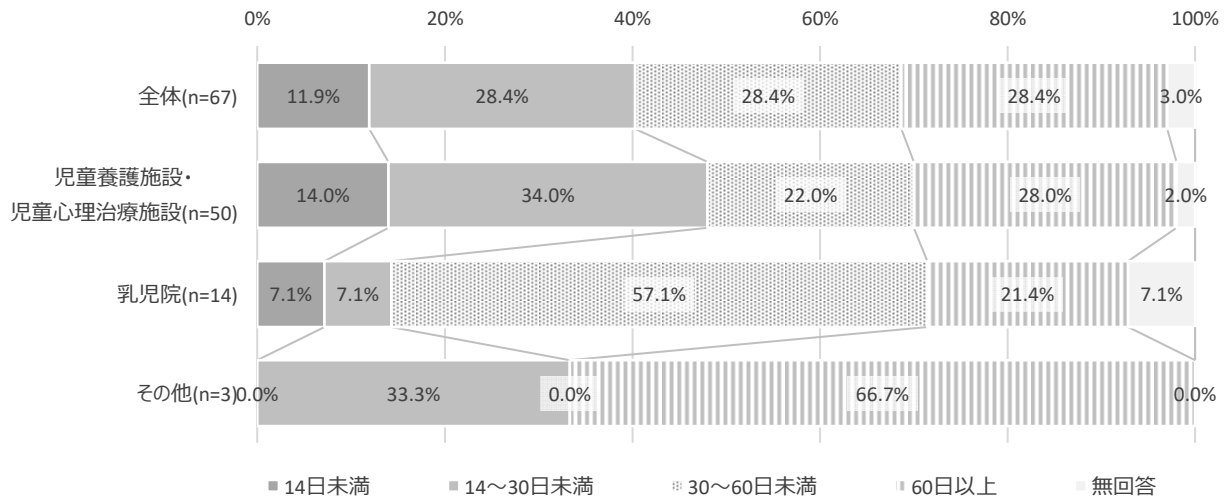
図表 6-12 一時保護委託の受入れ状況（専用施設における延受入れ人数）（施設種別別）（n=67）（数値回答を分類）



### イ. 専用施設における 1 人あたりの平均保護日数（令和 5 年度）

令和 5 年度の専用施設における 1 人あたりの平均保護日数について聞いたところ、児童養護施設・児童心理治療施設では、「14～30 日未満」が 34.0%（17 件）と最も多く、次いで「60 日以上」が 28.0%（14 件）であった。乳児院では、「30～60 日未満」が 57.1%（8 件）が最も多く、その他の施設種別では、「60 日以上」が 66.7%（2 件）が最も多い。

図表 6-13 一時保護委託の受入れ状況(専用施設における 1 人あたりの平均保護日数)(施設種別別)(n=67)(数値回答を分類)



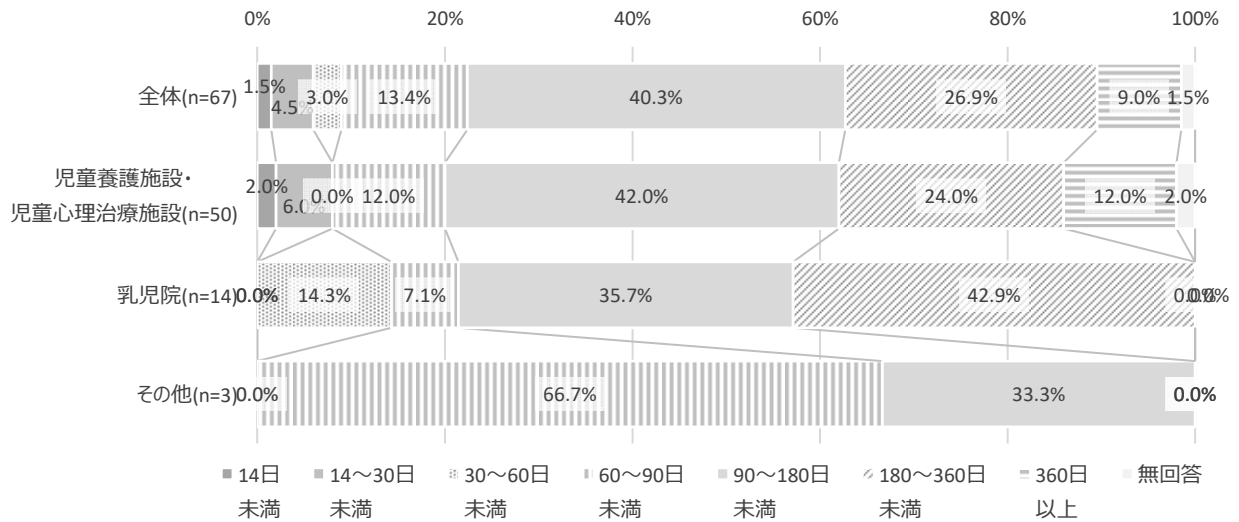
図表 6-14 一時保護委託の受入れ状況(専用施設における 1 人あたりの平均保護日数)(施設種別別)

	n=	最小値	最大値	平均値
全体	67	2.00	165.30	43.04
児童養護施設・児童心理治療施設	50	2.00	165.30	42.31
乳児院	14	12.00	103.00	44.58
その他	3	18.00	64.00	48.33

### ウ. 専用施設における最長の保護日数（令和5年度）

令和5年度の専用施設における最長の保護日数について聞いたところ、児童養護施設・児童心理治療施設では、「90～180日未満」が42.0%（21件）が最も多く、乳児院では「180～360日未満」が42.9%（6件）が最も多い。その他の施設種別では、「60～90日未満」が66.7%（2件）と最も多い。

図表 6-15 一時保護委託の受入れ状況(専用施設における最長の保護日数)(施設種別別)(n=67)(単一回答)



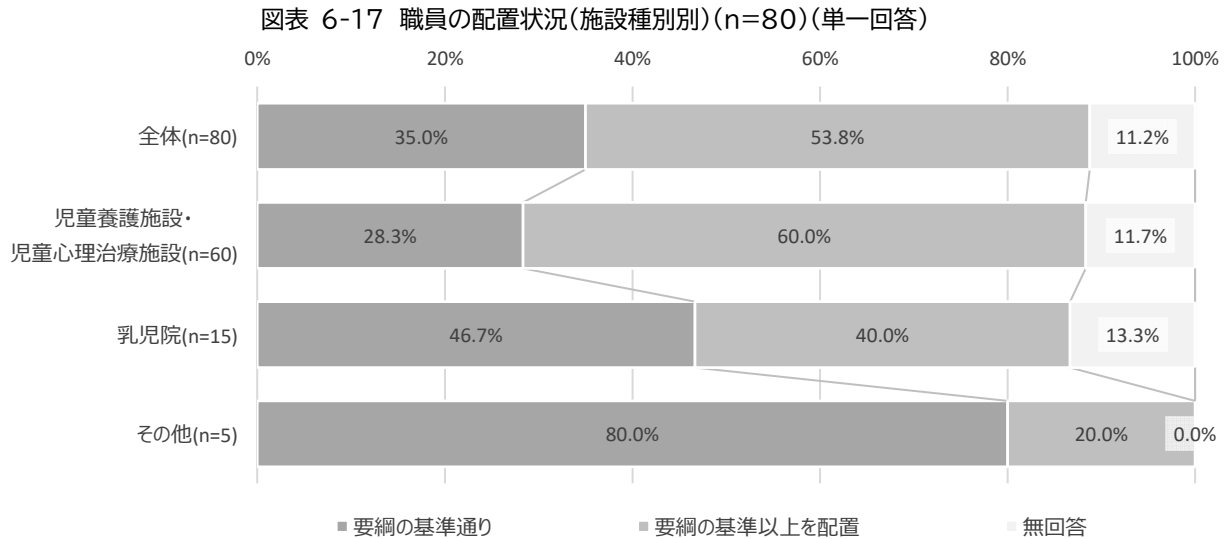
図表 6-16 一時保護委託の受入れ状況(専用施設における最長の保護日数)(施設種別別)

	n=	最小値	最大値	平均値
全体	67	13.00	473.00	175.30
児童養護施設・児童心理治療施設	50	13.00	473.00	179.47
乳児院	14	35.00	357.00	177.07
その他	3	60.00	174.00	99.00

## (5) 問 8.職員の配置

### ア. 職員の配置状況

職員の配置状況について聞いたところ、児童養護施設・児童心理治療施設では、「要綱の基準以上を配置」が多いが、乳児院、その他の施設種別では、「要綱の基準通り」が多い。



### イ. 一時保護実施特別加算費実施要綱の基準以上に配置している職員数

一時保護実施特別加算費実施要綱（以下、「要綱」という。）の基準以上配置している施設では、専任の常勤職員を配置している場合が多い。職員の合計でみると、平均で 5 人程度要綱の基準以上に配置している。

図表 6-18 要綱の基準以上に配置している職員数(施設種別別)

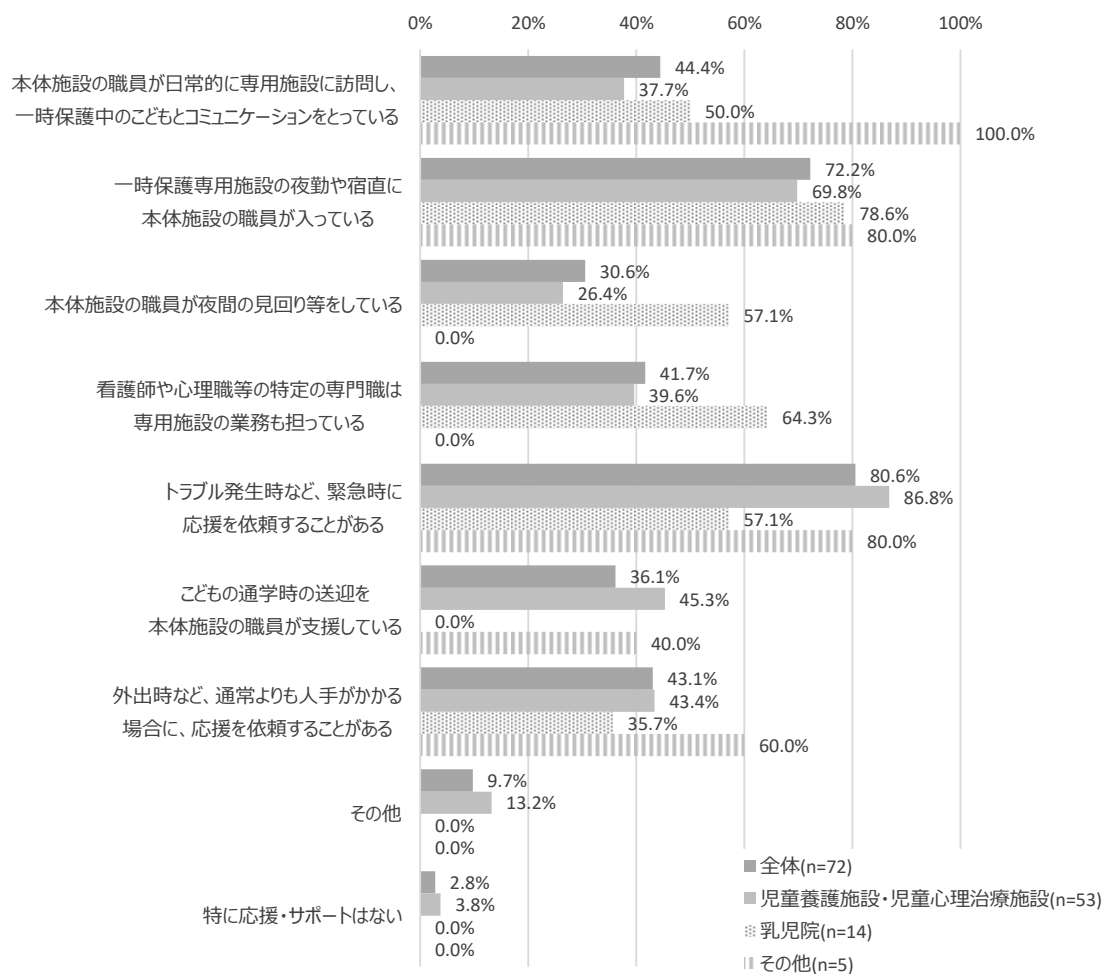
		基準以上に配置あり施設数	基準以上に配置している職員数		
			最小値	最大値	平均値
専任の常勤職員	全体	39	1.00	7.00	3.26
	児童養護施設・児童心理治療施設	33	1.00	6.00	3.00
	乳児院	5	3.00	7.00	5.75
	その他	1	2.00	2.00	2.00
専任の非常勤職員	全体	26	1.00	4.00	1.92
	児童養護施設・児童心理治療施設	21	1.00	4.00	2.00
	乳児院	4	1.00	2.00	1.33
	その他	1	2.00	2.00	2.00
本体施設兼務の職員	全体	19	1.00	9.00	2.39
	児童養護施設・児童心理治療施設	17	1.00	9.00	2.41
	乳児院	2	2.00	2.00	2.00
	その他	0	-	-	-

		基準以上 に配置あり 施設数	基準以上に配置している職員数		
			最小値	最大値	平均値
職員の合計	全体	43	1.00	13.00	5.12
	児童養護施設・ 児童心理治療施設	36	1.00	13.00	5.06
	乳児院	6	2.00	8.00	5.80
	その他	1	4.00	4.00	4.00

## (6) 問 9. 本体施設の職員の応援・サポートの状況

本体施設の職員の応援・サポートの状況について聞いたところ、全体で、「トラブル発生時など、緊急時に応援を依頼することがある」が 80.6%（58 件）と最も多く、次いで「一時保護専用施設の夜勤や宿直に、本体施設の職員が入っている」が 72.2%（52 件）であった。

図表 6-19 本体施設の職員の応援・サポートの状況(施設種別別)(n=72)(複数回答)



### 【「その他」の主な内容】

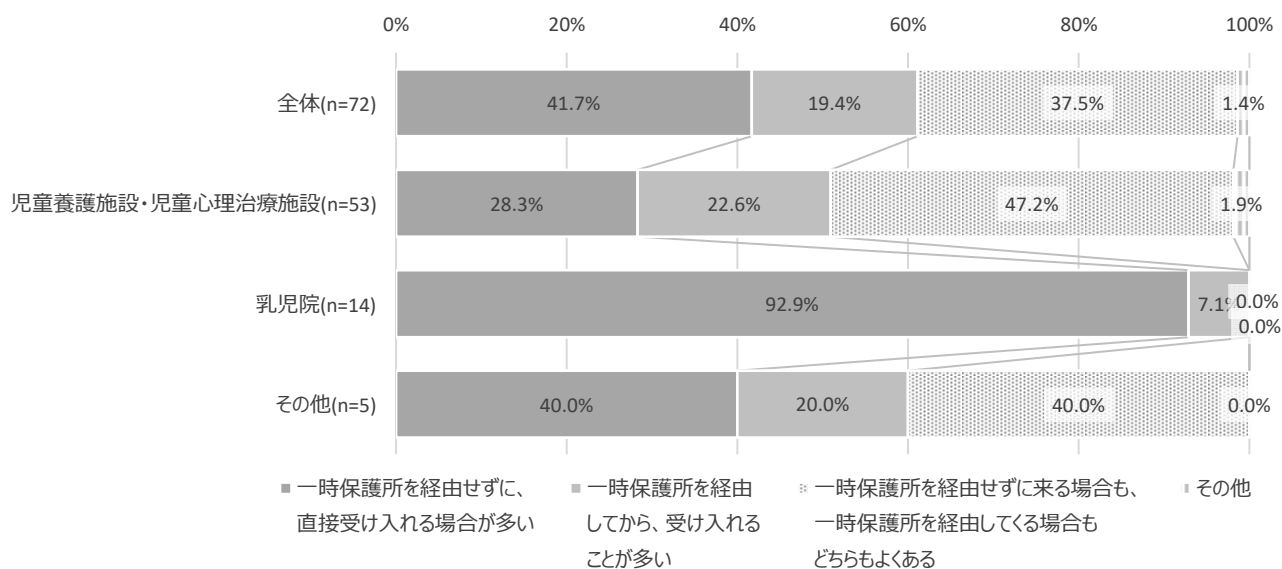
- 専任職員が公休の時は本体施設職員が勤務している。
- 本園統括主任が専用施設の主任を兼務して、フォローしている。
- 事務員、基幹主任が対応している。
- 児童家庭支援センターがサポートしている。

### 3. 児童相談所と専用施設との関わりについて

#### (1) 問 10.専用施設のこどもの入所経路

専用施設へのこどもの入所経路について聞いたところ、児童養護施設・児童心理治療施設では、「一時保護所を経由せずに来る場合も、一時保護所を経由してくる場合もどちらもよくある」が 47.2%（25 件）と最も多い。一方で、乳児院では「一時保護所を経由せずに、直接受け入れる場合が多い」が最も多く 92.9%（13 件）であった。

図表 6-20 専用施設のこどもの入所経路(施設種別別)(n=72)(単一回答)

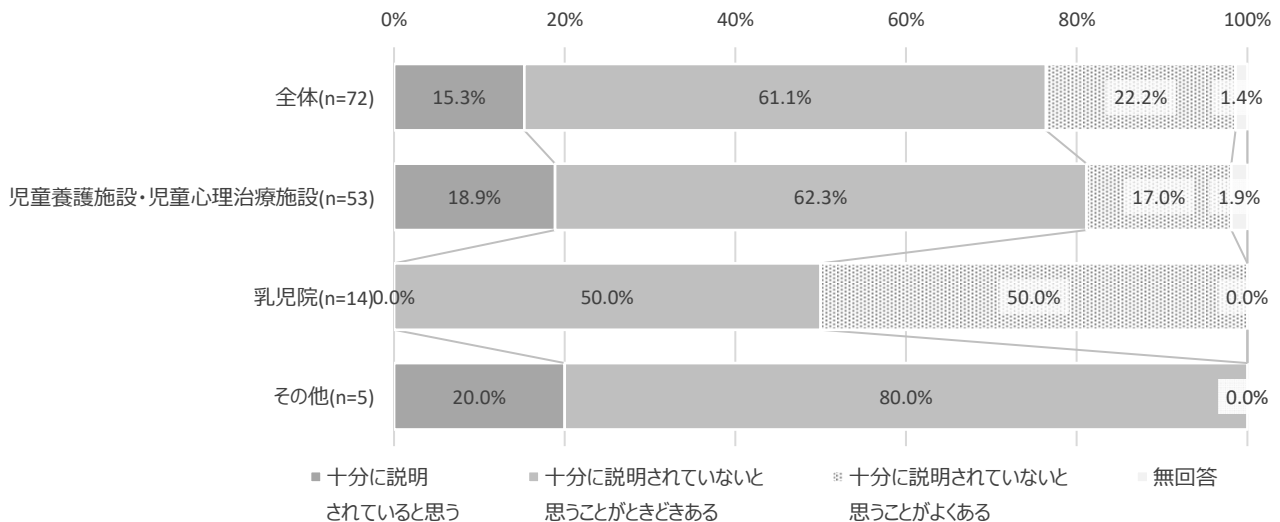


## (2) 問 11.一時保護委託を受けるにあたっての児童相談所からの説明

### ア. こどもに関する情報

こどもに関する情報について児童相談所から十分に説明があるか聞いたところ、児童養護施設・児童心理治療施設、その他の施設種別では、「十分に説明されていないと思うことがときどきある」が最も多く、それぞれ62.3%（33件）、80.0%（4件）であった。乳児院では、「十分に説明されていないと思うことがときどきある」、「十分に説明されていないと思うことがよくある」が半数ずつであった。

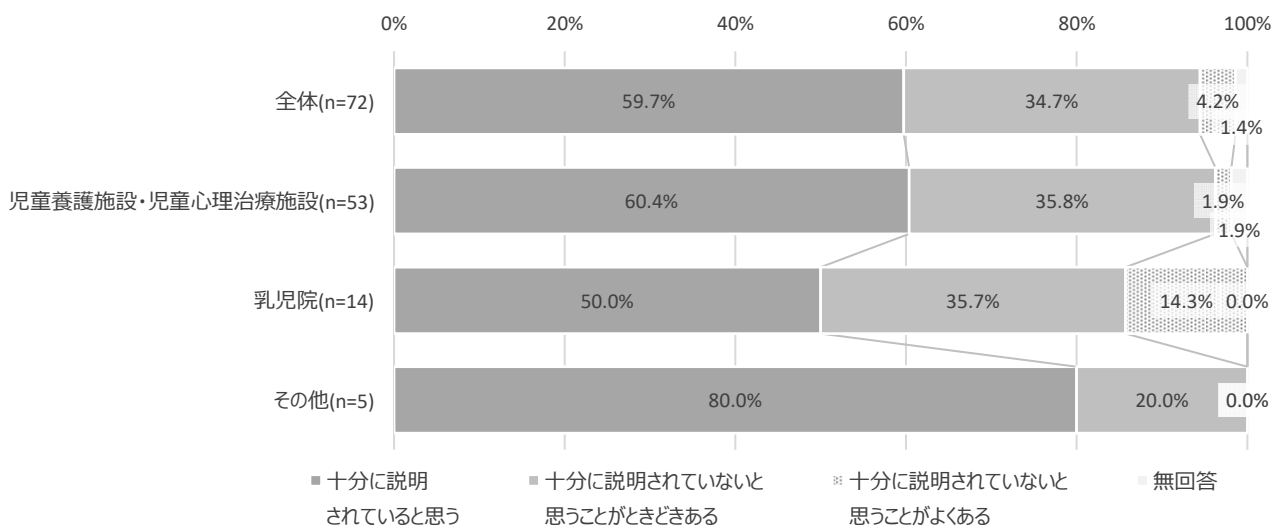
図表 6-21 一時保護委託を受けるにあたっての児童相談所からの説明(こどもに関する情報)(施設種別別)(n=72)(単一回答)



### イ. 一時保護の理由

一時保護の理由について児童相談所から十分に説明があるか聞いたところ、いずれの施設においても、「十分に説明されていると思う」が最も多い。

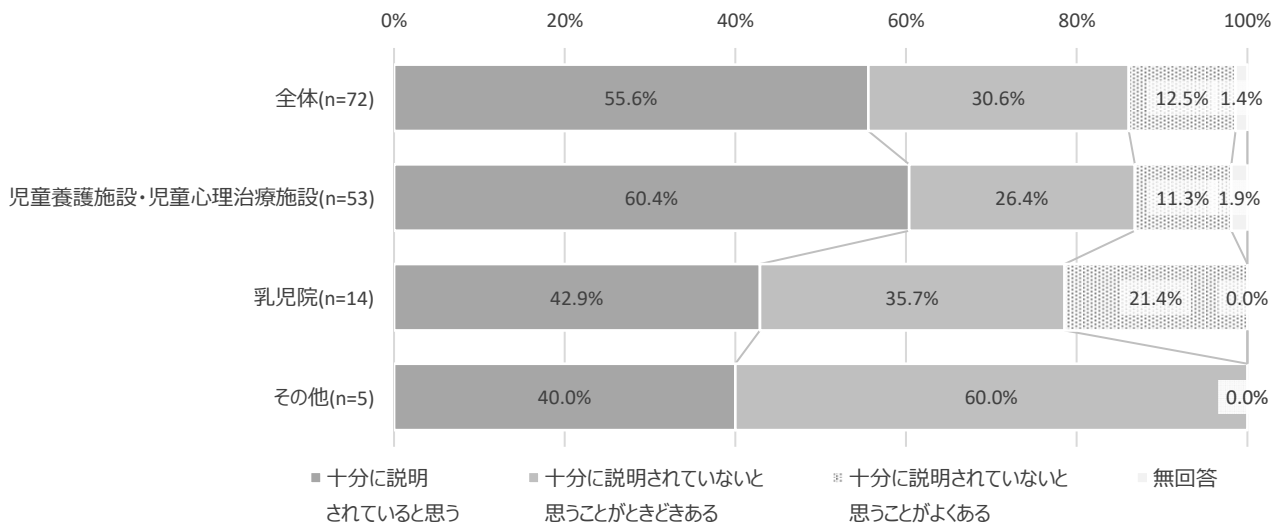
図表 6-22 一時保護委託を受けるにあたっての児童相談所からの説明(一時保護の理由)(施設種別別)(n=72)(単一回答)



## ウ. 貴専用施設に委託する理由

貴専用施設に委託する理由について児童相談所から十分に説明があるか聞いたところ、児童養護施設・児童心理治療施設では、「十分に説明されていると思う」が最も多く、60.4%（32件）であった。乳児院、その他の施設種別では、「十分に説明されていると思う」、「十分に説明されていないと思うことがときどきある」がおおむね同程度であった。

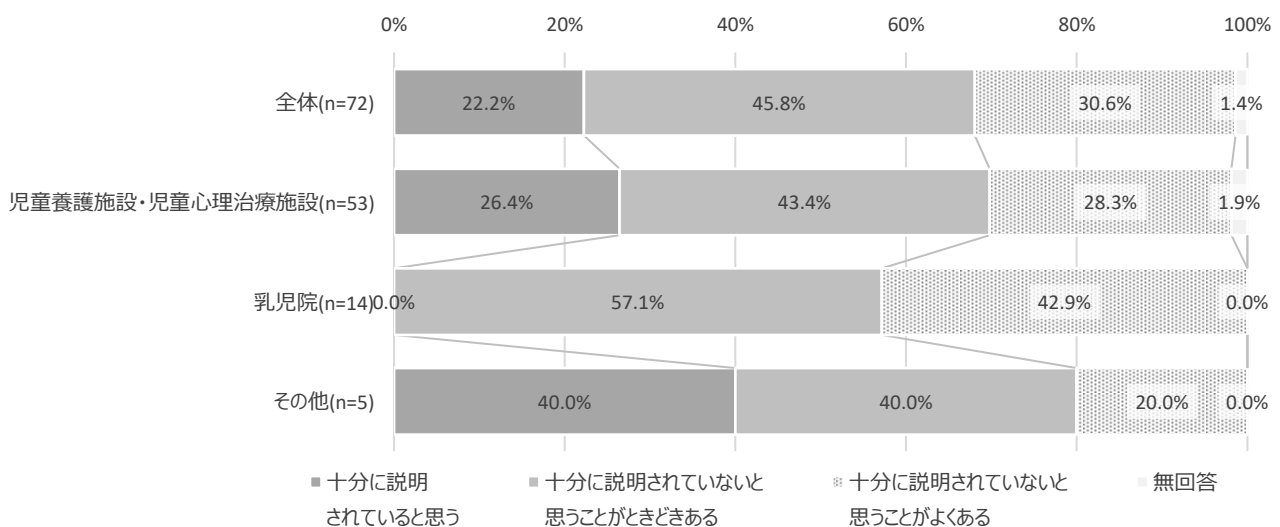
図表 6-23 一時保護委託を受けるにあたっての児童相談所からの説明(貴専用施設に委託する理由)(施設種別別)(n=72)(単一回答)



## エ. 一時保護期間や一時保護解除の見通し

一時保護期間や一時保護解除の見通しについて児童相談所から十分に説明があるか聞いたところ、児童養護施設・児童心理治療施設、乳児院では、「十分に説明されていないと思うことがときどきある」が最も多く、それぞれ 43.4%（23件）、57.1%（8件）であった。その他の施設種別では、「十分に説明されていると思う」、「十分に説明されていないと思うことがときどきある」が同程度だった。

図表 6-24 一時保護委託を受けるにあたっての児童相談所からの説明(一時保護期間や一時保護解除の見通し)(施設種別別)(n=72)(単一回答)



### (3) 問 12.児童相談所からの説明が十分ではないと思う理由

児童相談所からの説明が十分ではないと思う理由を聞いたところ、主に以下の回答があった。

#### (児童相談所のアセスメントが不十分)

- 受け入れ前に聞いていた情報と実際に受け入れる際に聞く情報がちがうことがあるため。
- 受けた後で別の重要な情報が入ってくる時があるため。
- 児童相談所職員の情報と子どもから聞く情報に相違があり、子どもの情報が正しい時が数回あったため。
- 子どもの健康上の配慮事項について乳幼児特有のリスク等を保護者から十分に聞き取れていないことがある。

#### (情報量が少ない)

- 多くの場合こちらから確認し、教えてもらっている。こちらから確認しない時は、説明がないことが多い。
- 一時保護という性質上（緊急、情報不足等）やむを得ないとは思いますが、一時保護の期間は、想定されたものと変更される事が多いのと、その理由・経過がタイムリーに伝わりにくいと感じる。
- 子どもに関する情報が殆どないまま受けざるを得ないことがある。

#### (身柄付き通告、緊急一時保護の場合)

- 緊急入所が多いので、児童相談所自体が情報を詳しく得られないまま要請されるケースが多い。
- 警察経由による一時保護の場合は、氏名・身柄だけで来る場合がほとんどで、子ども本人からの情報提供に頼らざるをえないことがよくある。

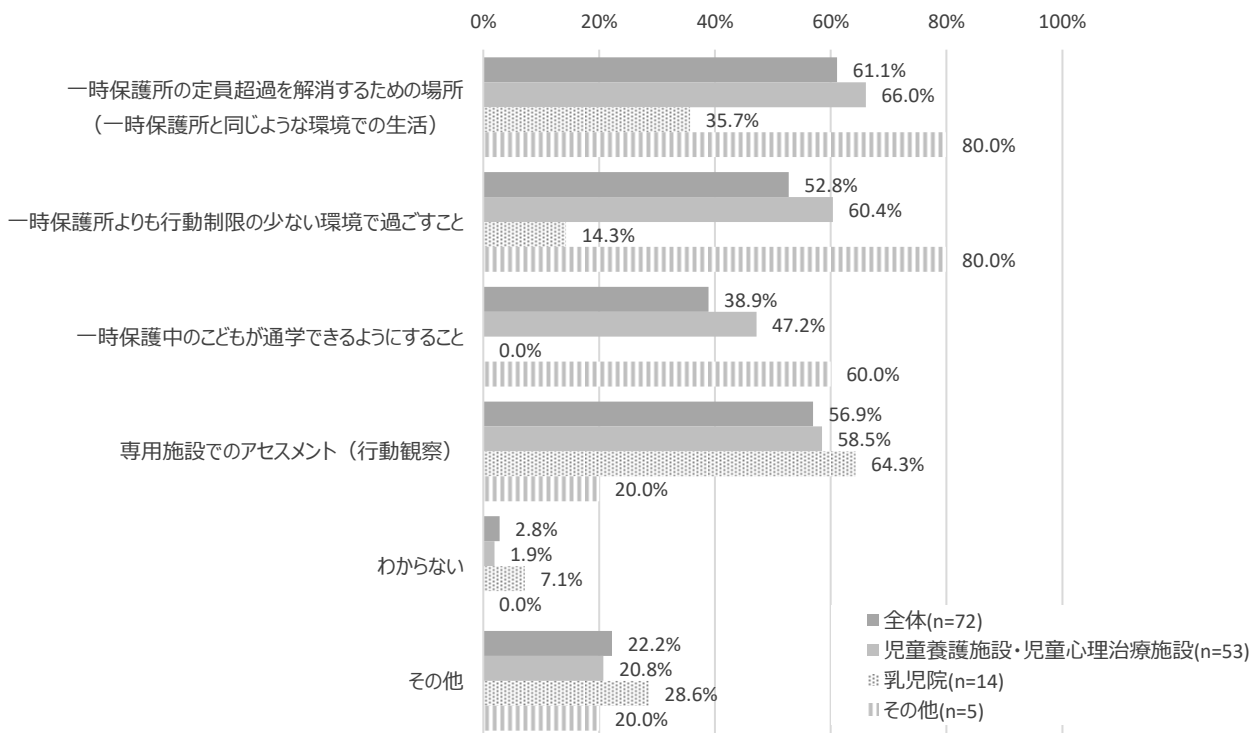
#### (見通しが不透明)

- 保護期間や解除の見通しについては、特に分からないことが多く、2 ヶ月を超えることもや半年～1 年になることもいる。
- 一時保護解除の見通しについては、ケースの進み具合等、説明されない時がたまにある。

#### (4) 問 13.児童相談所から主に期待されていること

児童相談所から主に期待されていることについて聞いたところ、児童養護施設・児童心理治療施設では、「一時保護所の定員超過を解消するための場所（一時保護所と同じような環境での生活）」が 66.0%（35 件）と最も多く、次いで「一時保護所よりも行動制限の少ない環境で過ごすこと」が 60.4%（32 件）であった。乳児院では、「専用施設でのアセスメント（行動観察）」が 64.3%（9 件）と最も多く、次いで「一時保護所の定員超過を解消するための場所（一時保護所と同じような環境での生活）」が 35.7%（5 件）であった。その他の施設種別では、「一時保護所の定員超過を解消するための場所（一時保護所と同じような環境での生活）」「一時保護所よりも行動制限の少ない環境で過ごすこと」がともに 80.0%（4 件）であった。

図表 6-25 児童相談所から主に期待されていること(施設種別別)(n=72)(複数回答)



#### 【「その他」の主な内容】

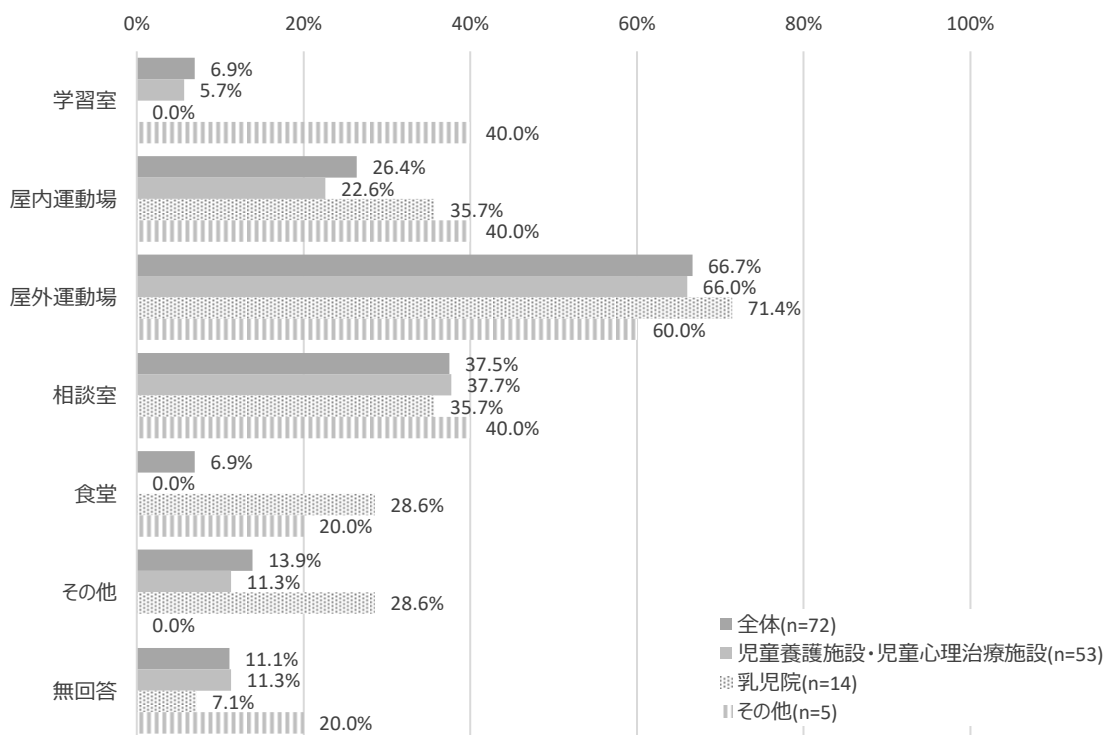
- 児童相談所は恒常的に人員不足及び保育士を常駐できないため、年少児の保護施設が欲しいと思う。
- 児童相談所で受け入れが出来ない 0-1 歳児の受入。
- 知的障がいの子どもの受入れ。
- 兄弟姉妹のケース対応。
- 里親で受入出来ない特性を持った子どもの受入。
- 一時保護施設とは別に、家庭的な空間での保護。
- 専用施設だからこそ見えてくる課題提起。
- 一時保護期間が長期化する、予想されるケース等の対応。
- 夜間、緊急一時保護。

#### 4. 専用施設におけるこどもの生活状況等について

##### (1) 問 14.専用施設と本体施設のスペースの共有状況

専用施設と本体施設でスペースを共有しているものについて聞いたところ、いずれの施設においても「屋外運動場」が多く、全体で7割弱が共有している。

図表 6-26 専用施設と本体施設のスペースの共有状況(施設種別別)(n=72)(複数回答)



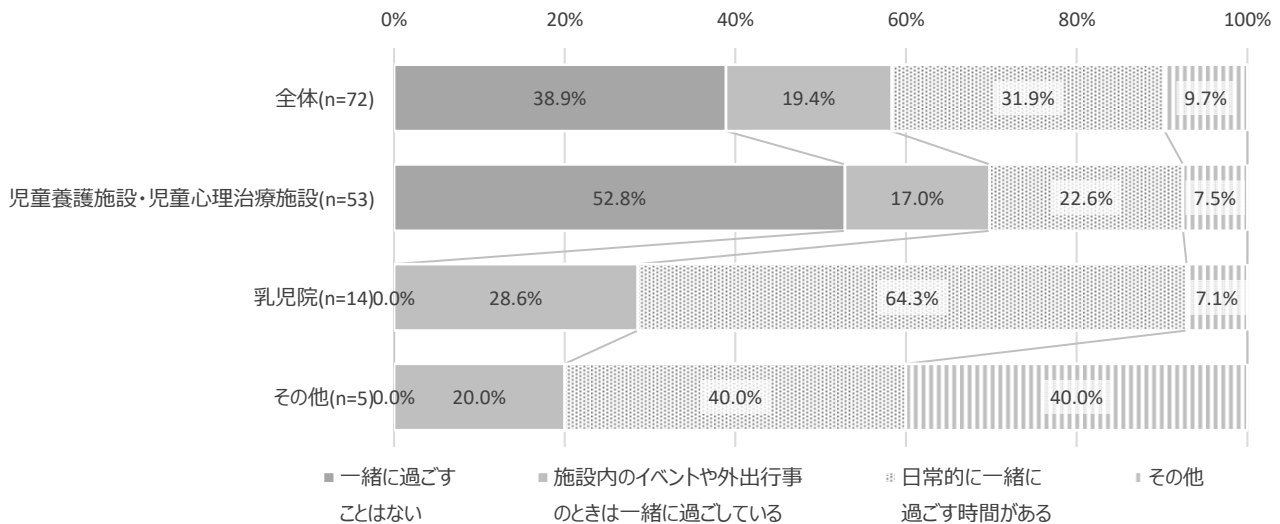
##### 【「その他」の主な内容】

- 心理室
- 面会室
- プレイルーム
- 地域交流ホール
- 風呂、トイレ（乳児院）
- 夜間の寝室（乳児院）

## (2) 問 15.専用施設と本体施設の子どもが一緒に過ごす場面の有無

専用施設にいる子どもと本体施設にいる子どもと一緒に過ごすことがあるか聞いたところ、児童養護施設・児童心理治療施設では「一緒に過ごすことはない」が 52.8%（28 件）と最も多い。一方で、乳児院では、「日常的に一緒に過ごす時間がある」が 64.3%（9 件）と最も多い。その他の施設種別では、「施設内のイベントや外出行事のときは一緒に過ごしている」「その他」がともに 40.0%（2 件）であった。

図表 6-27 専用施設と本体施設の子どもが一緒に過ごす場面の有無(施設種別別)(n=72)(単一回答)



### 【「施設内のイベントや外出行事のときは一緒に過ごしている」の主な内容】

- 園内行事（クリスマス会、創立記念の祭り、もちつき、入学・卒業を祝う会など）。
- クリスマス行事・卒園生送る会等全児童参加行事。
- クリスマス会、ハロウィン行事、ボランティアによる行事等。
- 地域企業などからの行事（バーベキューなど）。
- 旅行。
- 防災訓練。

### 【「日常的に一緒に過ごす時間がある」の主な内容】

- 公園への外出。
- 園庭での外遊び。
- 休日の自由時間等。
- 朝食・夕食など（乳児院）。
- そもそも制限をしていない。

### 【「その他」の主な内容】

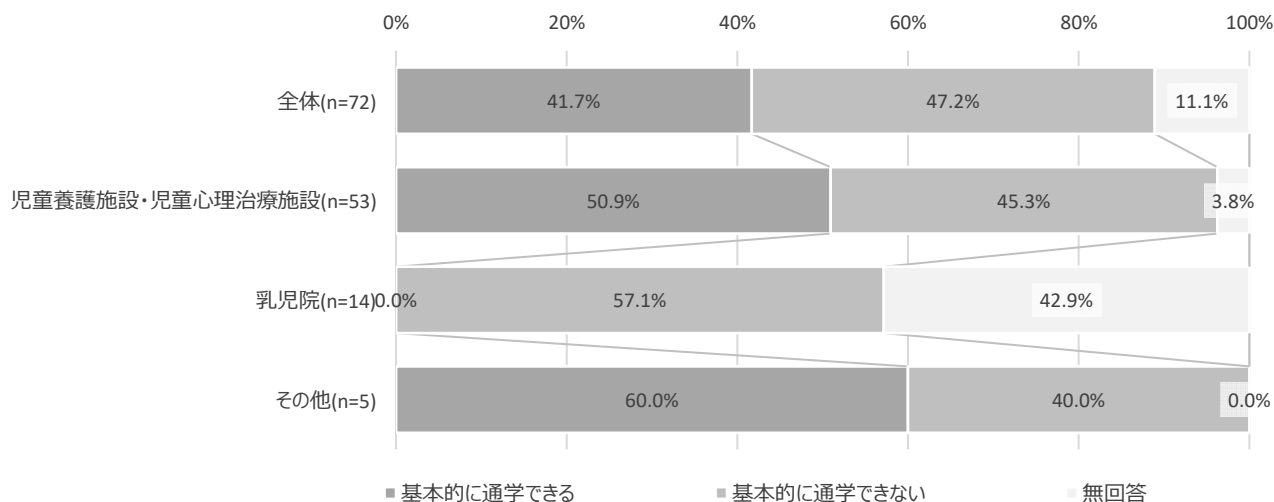
- 運動場で遊んでいる際、一緒にならないように心掛けても接触する事があった。
- 子どもが行きたい時、地域のイベントに一緒に行った。

### (3) 問 16.専用施設における原則

#### ア. 通学

通学についての原則の方針を聞いたところ、「基本的に通学できる」が児童養護施設・児童心理治療施設では 50.9%（27 件）、乳児院では 0%（0 件）、その他の施設種別では、60.0%（3 件）であった。

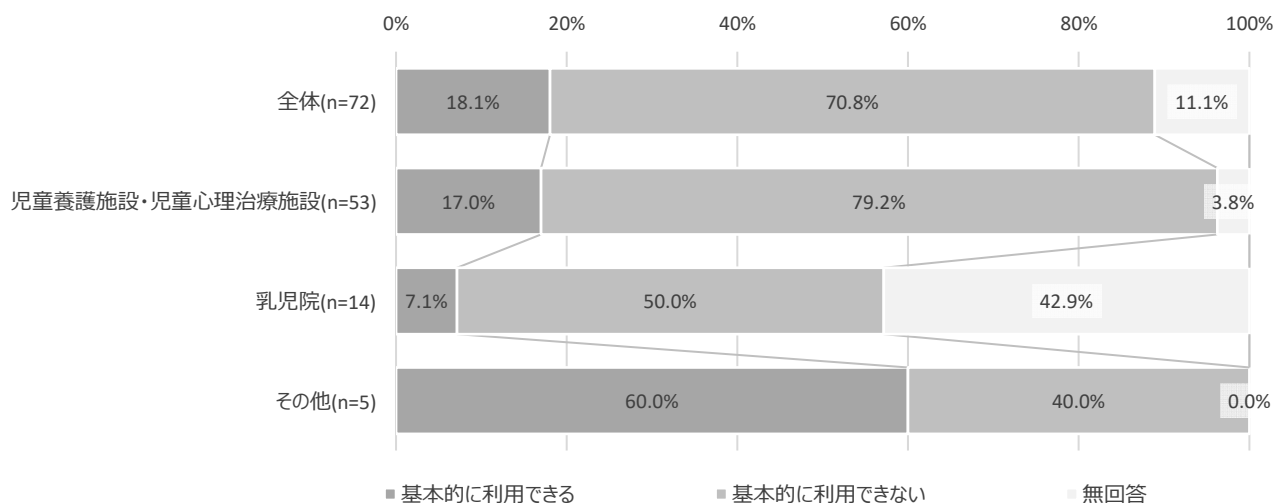
図表 6-28 専用施設における原則(通学)(施設種別別)(n=72)(単一回答)



#### イ. インターネットの利用

インターネットの利用についての原則の方針を聞いたところ、「基本的に利用できる」が児童養護施設・児童心理治療施設では 17.0%（9 件）、乳児院では 7.1%（1 件）、その他の施設種別では、60.0%（3 件）であった。

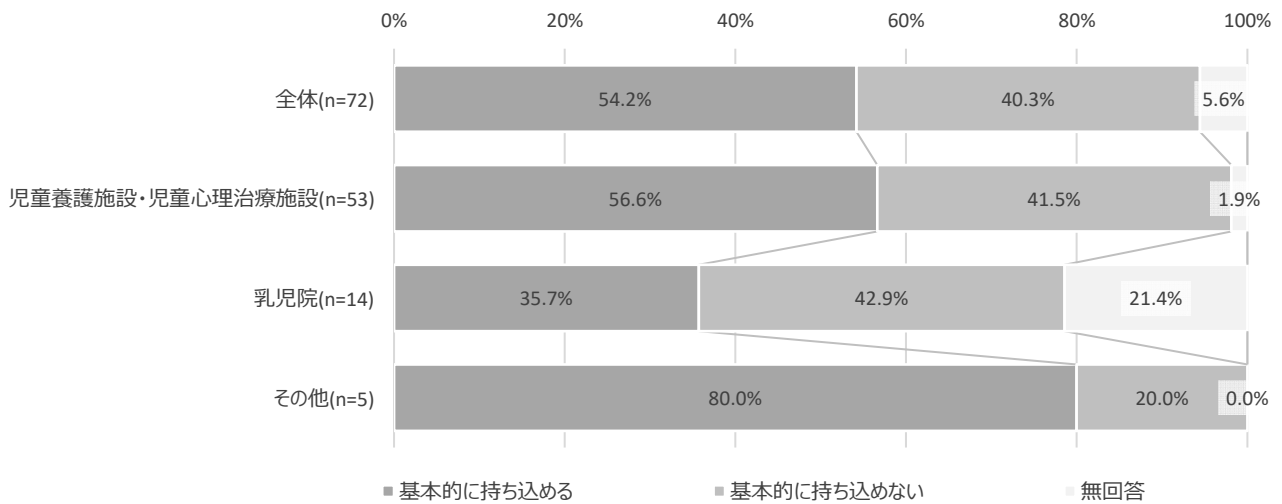
図表 6-29 専用施設における原則(インターネットの利用)(施設種別別)(n=72)(単一回答)



## ウ. 私物の持ち込み

私物の持ち込みについての原則の方針を聞いたところ、「基本的に持ち込める」が児童養護施設・児童心理治療施設では 56.6%（30 件）、乳児院では 35.7%（5 件）、その他の施設種別では、80.0%（4 件）であった。

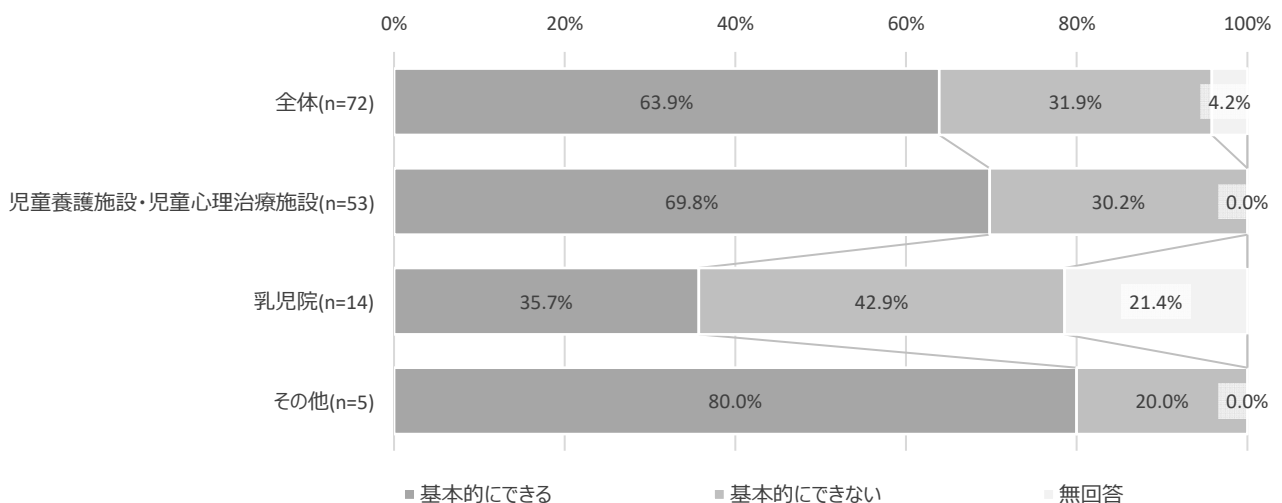
図表 6-30 専用施設における原則(私物の持ち込み)(施設種別別)(n=72)(単一回答)



## エ. 私服の着用

私服の着用についての原則の方針を聞いたところ、「基本的にできる」が児童養護施設・児童心理治療施設では 69.8%（37 件）、乳児院では 35.7%（5 件）、その他の施設種別では、80.0%（4 件）であった。

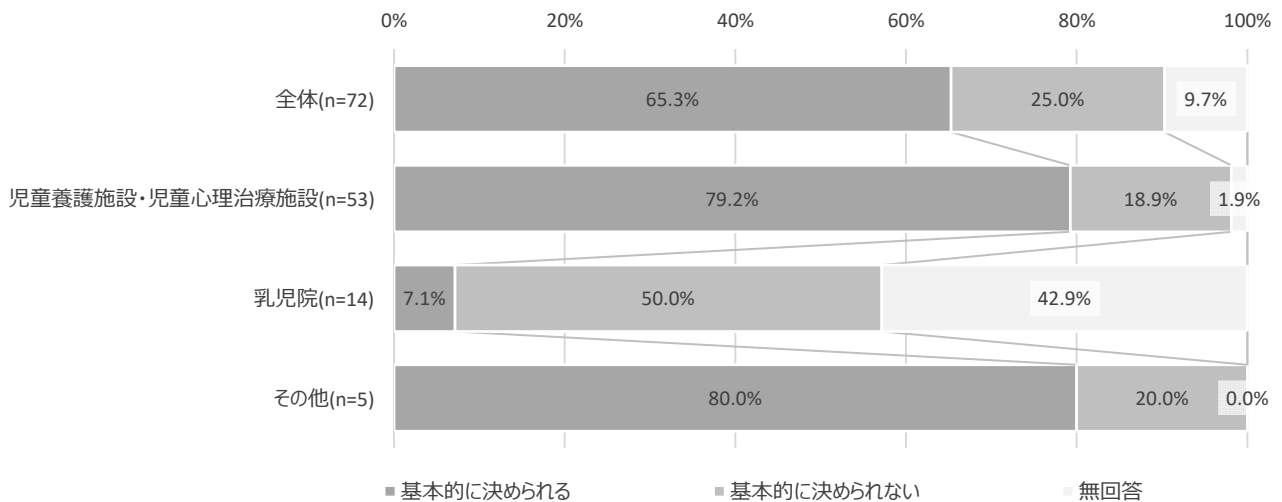
図表 6-31 専用施設における原則(私服の着用)(施設種別別)(n=72)(単一回答)



## オ. 過ごす場所の自由

専用施設内で過ごせる場所を子どもが自由に決められるかについて原則の方針を聞いたところ、「基本的に決められる」が児童養護施設・児童心理治療施設では 79.2%（42 件）、乳児院では 7.1%（1 件）、その他の施設種別では、80.0%（4 件）であった。

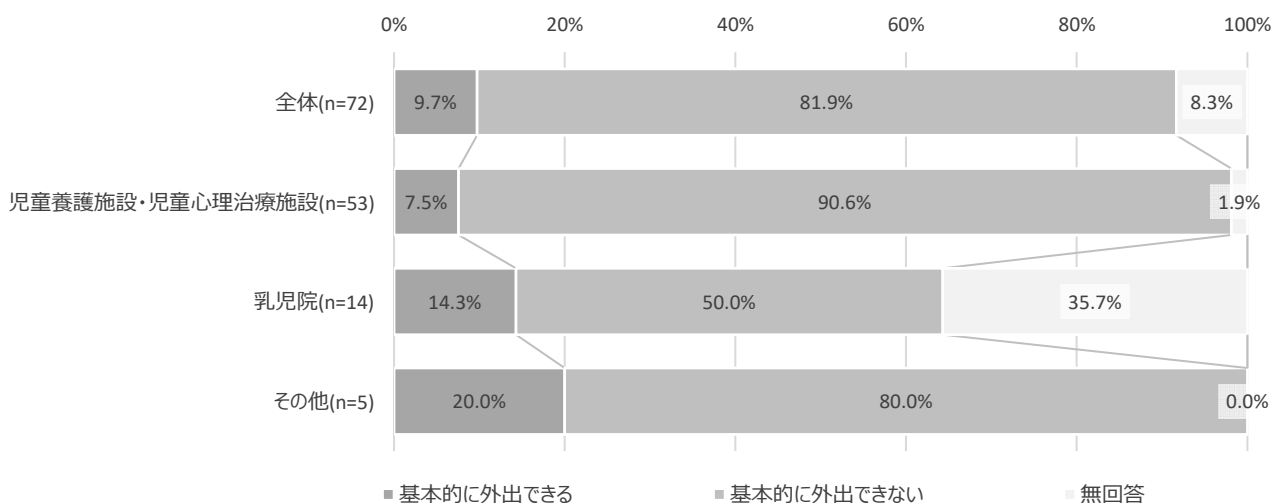
図表 6-32 専用施設における原則(過ごす場所の自由)(施設種別別)(n=72)(単一回答)



## カ. 自由に外出できるか

自由に外出できるかについての原則の方針を聞いたところ、「基本的に外出できる」が児童養護施設・児童心理治療施設では 7.5%（4 件）、乳児院では 14.3%（2 件）、その他の施設種別では、20.0%（1 件）であった。

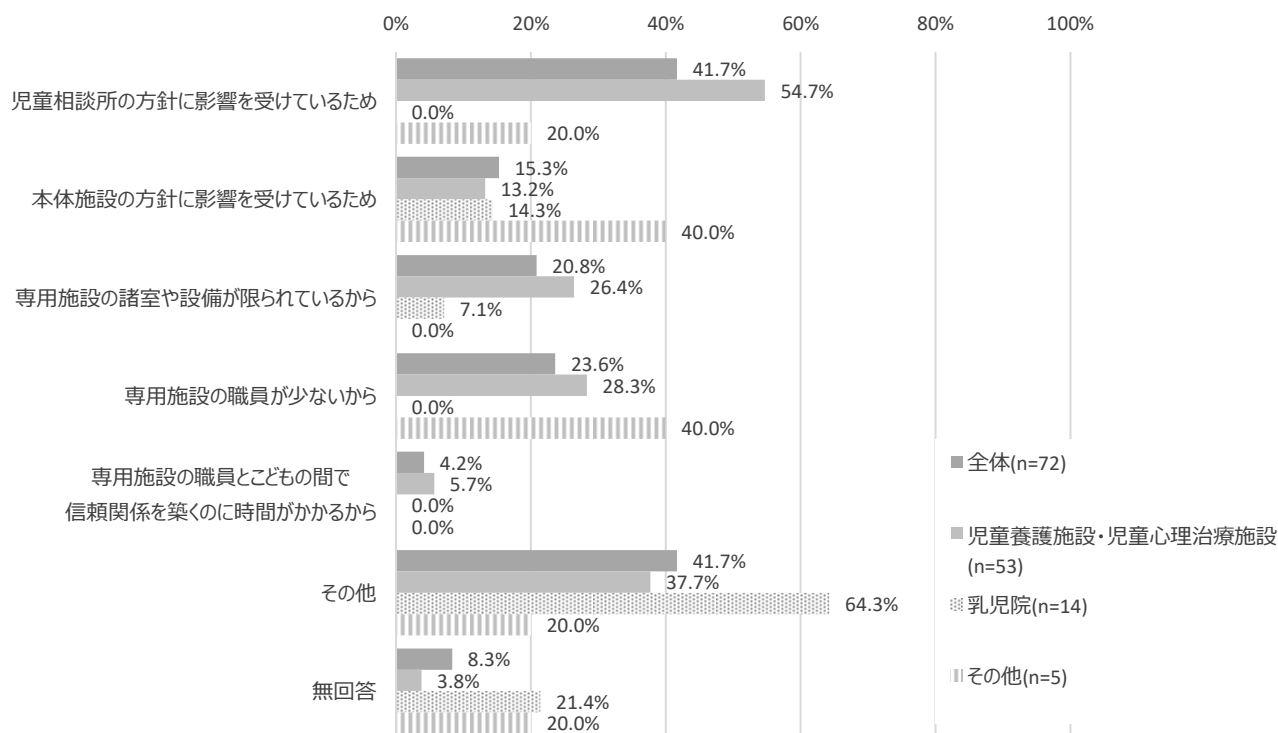
図表 6-33 専用施設における原則(自由に外出できるか)(施設種別別)(n=72)(単一回答)



#### (4) 問 17.できないものについての理由

問 16 で原則できないとなっているものについてその理由を聞いたところ、児童養護施設・児童心理治療施設では、「児童相談所の方針に影響を受けているため」が 54.7%（29 件）と最も多い。乳児院では「その他」が多かった。

図表 6-34 できないものについてその理由(施設種別別)(n=72)(複数回答)



#### 【「児童相談所の方針に影響を受けているため」の主な内容】

- 生活のルール等は児童相談所の一時保護施設のやり方を参考にしている。
- 児童相談所から移送ケースもあり、ルール・日課をそらえている。
- 親との交流制限等があるため。
- 措置理由により、家族に秘匿にする必要性などから行動制限がある。
- 保護者との関わりに制限があるケースはインターネットの利用は難しい。
- いずれも児童相談所の同意・許可が必要で、できないことがほとんどである。

#### 【「本体施設の方針に影響を受けているため」の主な内容】

- 低年齢児にネットは使用させていない。
- スマートフォンの利用は高校生以上にしている。
- 所在確認が必要なため。
- 保護児によるが、いつでもどこでも自由に外出というのは難しい。
- 私物の紛失・破損によるトラブルを避けるため。
- 私物の扱いは本体施設と同じくしている。

#### 【「その他」の主な内容】

- 県の方針のため。
- 地元の教育委員会が通学不可であるため。
- こどもの安全が確保できないから。
- 一時保護委託中の子ども同士で差が生まれるし、要望もエスカレートするため。

- 他児とのトラブル防止の為。
- 専用施設の目的が行動観察・アセスメントであること、家庭的な環境であることから、刺激をなるべく減らしているため。
- 保護者と連絡をとってしまい、情報漏洩の危険があるため。
- 私物については、退所後のトラブルを避けるため。
- ほとんどが虐待ケースのため非開示での保護中。その状態で不特定多数の場所に外出する事は危険と判断している。
- 外出時に同行できない。
- 乳幼児専用の一時保護であるため。（乳児院）

## (5) 問 18.専用施設の生活環境やルールの改善したい点

専用施設の生活環境やルールについて改善したい点を聞いたところ、主に以下の回答があった。

### (行動制限の緩和)

- こどもの行動範囲が規制されたものになっているので、改善したい。
- 長期の保護になることもあり、保護的な環境で過ごし続けるのはどうなのか。
- 人権侵害にならないルール作りをしたい。

### (外出の機会)

- 外出や買い物等を柔軟に対応できるようにしたい。
- 外出の機会を作っていきたい。

### (私物の持ち込み)

- 私服や私物の使用を認めていきたい。
- 私物の持ち込みは児童相談所の意向でさせてないが、せめて衣類については考え直していきたい。

### (インターネットの利用)

- 学校でタブレット授業をさせて欲しいと言う要望があるが、ゲーム依存の子どもなどネット環境を避けたい場合もあり、今後の課題である。
- インターネットの使用（youtube 等）を考えたい。

### (通学・通園の保障)

- 通学の機会確保。
- 委託児童の登校支援がしたい。
- こども園の通園ができるようにしたい。

### (学習機会・環境の充実)

- 長期の一時保護児童について、学力保障の観点から、学習への取り組み方について改善を図りたい。
- 学習時間の充実（学習ボランティア、原籍校との繋がり・連携）。
- 学習時間と学習職員の強化。
- 学用品の十分な確保。
- 学習に必要な時にはネット環境を利用出来るようにしていきたい。

### (余暇の充実)

- 外出やインターネット・SNS に制限がかかるので、なるべく楽しく過ごせるよう娯楽を増やせるようにしていきたい。
- 職員体制を強化して余暇支援の幅を広げていきたい。

### (お小遣い)

- お小遣いを使つての買い物。

- こどもたちのお小遣いに関して一定の給付が欲しい。

**(設備・環境の改善)**

- 複数の高月齢児が日常生活を過ごすにはスペースが狭いので、今後本体施設のスペースなども利用できるかを考えていかなければならない。(乳児院)
- 未就学児を対象としてスタートしたが、学童の利用も多く、個室やお昼寝スペースの確保など課題がある。
- 屋外、屋内で体が動かせる場所があればいい。

**(職員配置の見直し)**

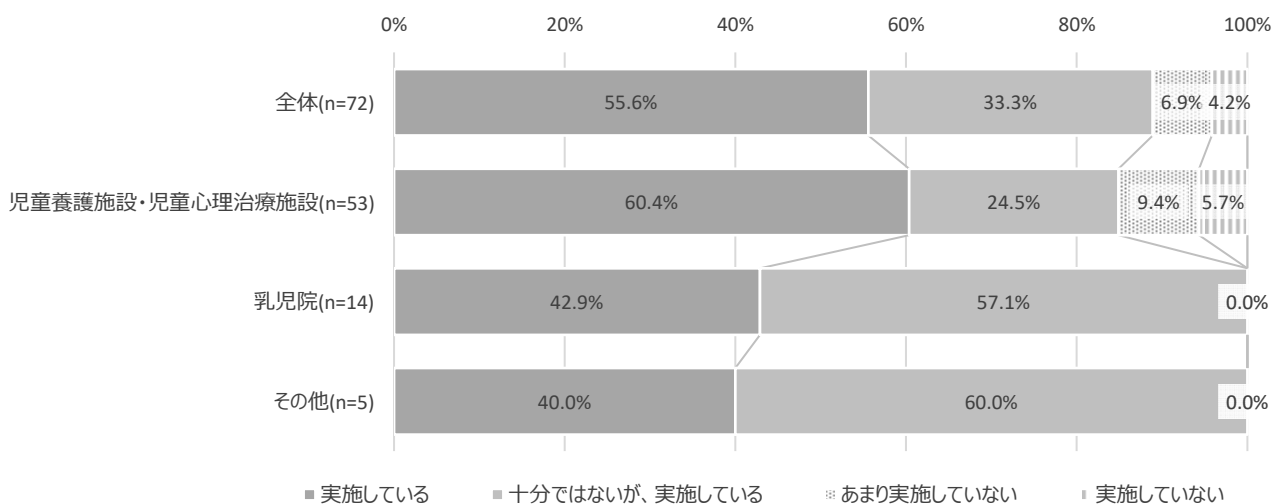
- 学習指導や心理的ケアを行う専門職員を配置し手厚いケアを実施したい。
- 心理士・看護師を配置したい。

**5. 専用施設でのアセスメント（行動観察）について**

**(1) 問 19.アセスメントの実施状況**

専用施設においてアセスメント（行動観察）を実施しているか聞いたところ、児童養護施設・児童心理治療施設では、「実施している」が 60.4%（32 件）と最も多い。乳児院とその他の施設種別では、「十分ではないが、実施している」が多く、それぞれ 57.1%（8 件）と 60.0%（3 件）であった。

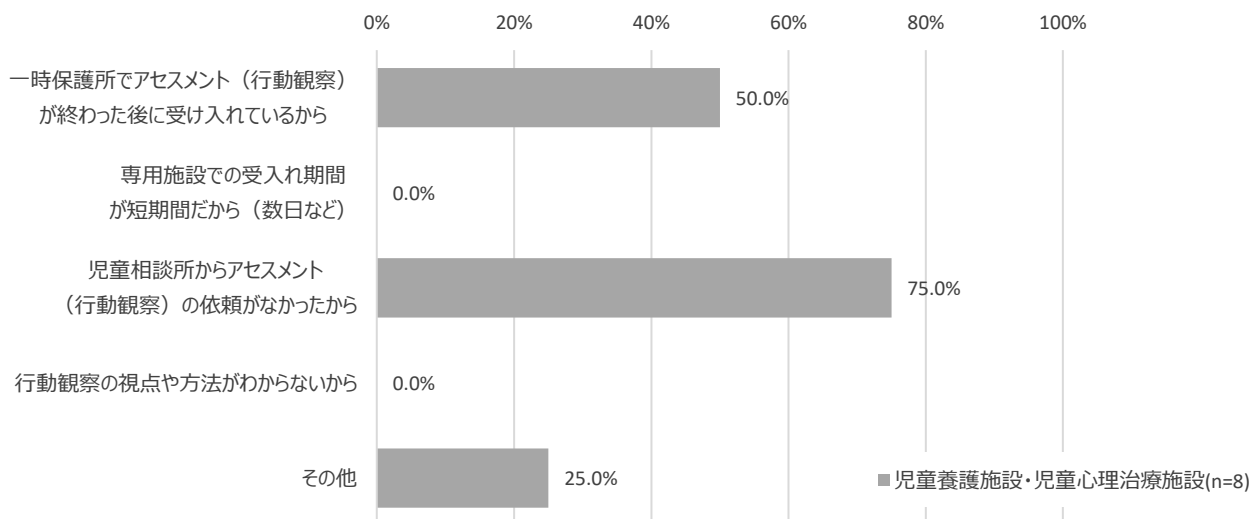
図表 6-35 アセスメントの実施状況(施設種別別)(n=72)(単一回答)



## (2) 問 20.アセスメントを実施していない理由

問 19 でアセスメントを「あまり実施していない」「実施していない」と回答した施設に、アセスメントを実施していない理由を聞いたところ、「児童相談所からアセスメント（行動観察）の依頼がなかったから」が 75.0%（6 件）が最も多く、次いで「一時保護所でアセスメント（行動観察）が終わった後に受け入れているから」が 50.0%（4 件）であった。

図表 6-36 アセスメントを実施していない理由(施設種別別)(n=8)(複数回答)



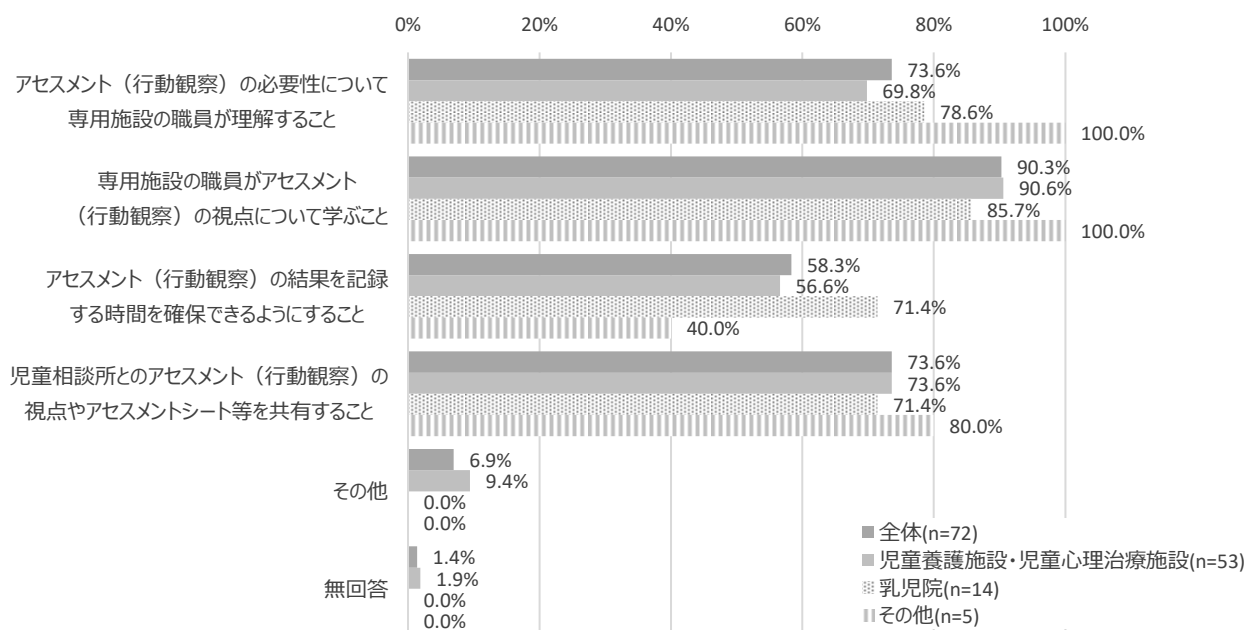
### 【「その他」の主な内容】

- 職具体制が不十分であるため。
- 児童相談所職員に表情等は伝えている。面接等も一定数実施。

### (3) 問 21.よりよいアセスメントのために必要だと思うこと

よりよいアセスメントのために必要だと思うことを聞いたところ、施設種別による違いはあまりみられず、全体で「専用施設の職員がアセスメント（行動観察）の視点について学ぶこと」が 90.3%（60 件）と最も多く、次いで「アセスメント（行動観察）の必要性について専用施設の職員が理解すること」「児童相談所とのアセスメント（行動観察）の視点やアセスメントシート等を共有すること」とともに 73.6%（53 件）だった。

図表 6-37 よりよいアセスメントのために必要だと思うこと(施設種別別)(n=72)(複数回答)



#### 【「その他」の主な内容】

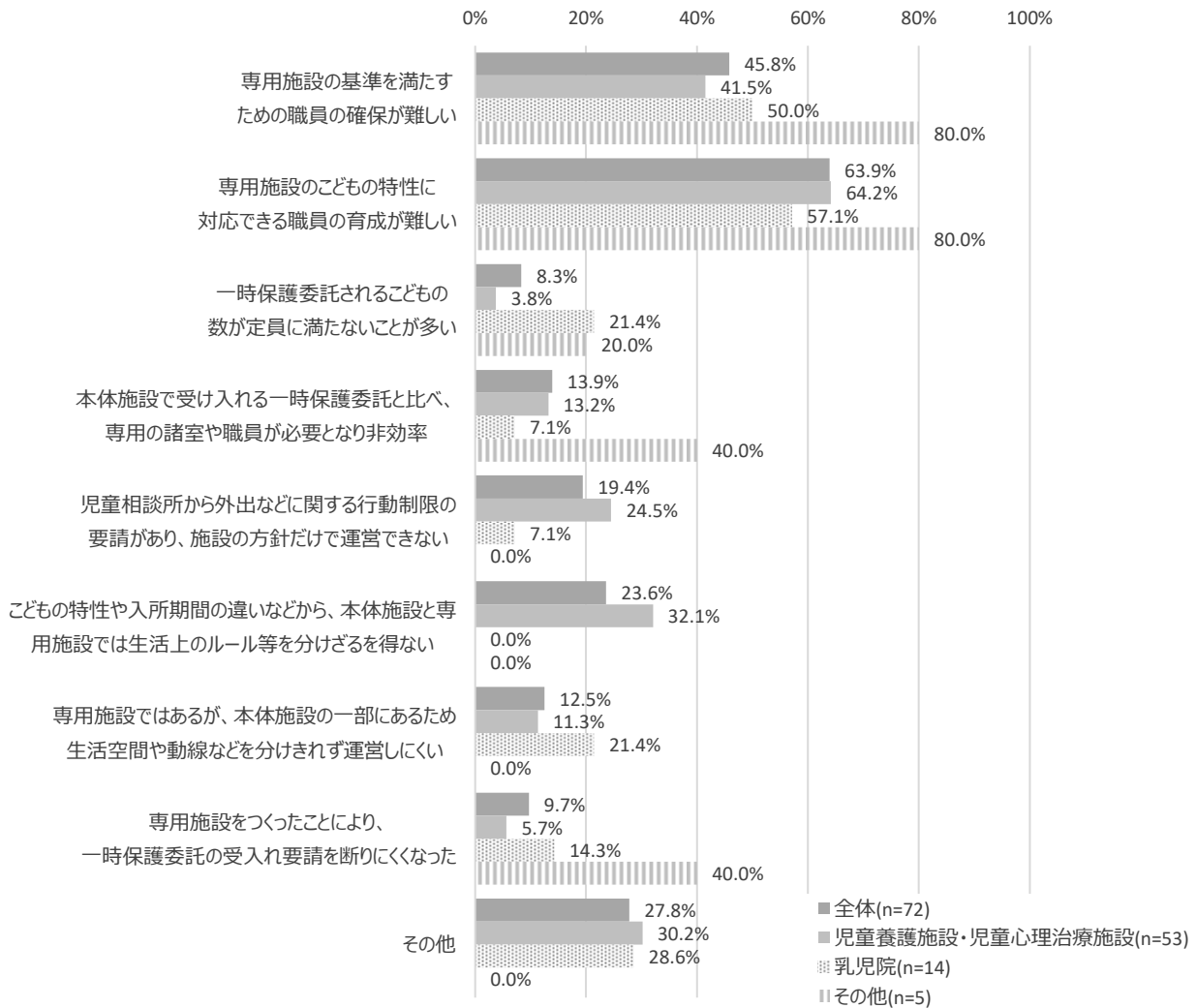
- 職員配置の増強。
- 担当児童相談所 CW との観察会議を定期的に行うこと。
- 行動観察の結果が次の生活拠点でどのように繋がっているかを知り改善すること。

## 6. 専用施設の運営における課題と質の向上の取組みについて

### (1) 問 22.専用施設の運営における課題

専用施設の運営における課題について聞いたところ、施設種別による違いはあまりみられず、全体で、「専用施設のこどもの特性に対応できる職員の育成が難しい」が63.9%（46件）と最も多く、次いで「専用施設の基準を満たすための職員の確保が難しい」が45.8%（33件）であった。

図表 6-38 専用施設の運営における課題(施設種別別)(n=72)(複数回答)



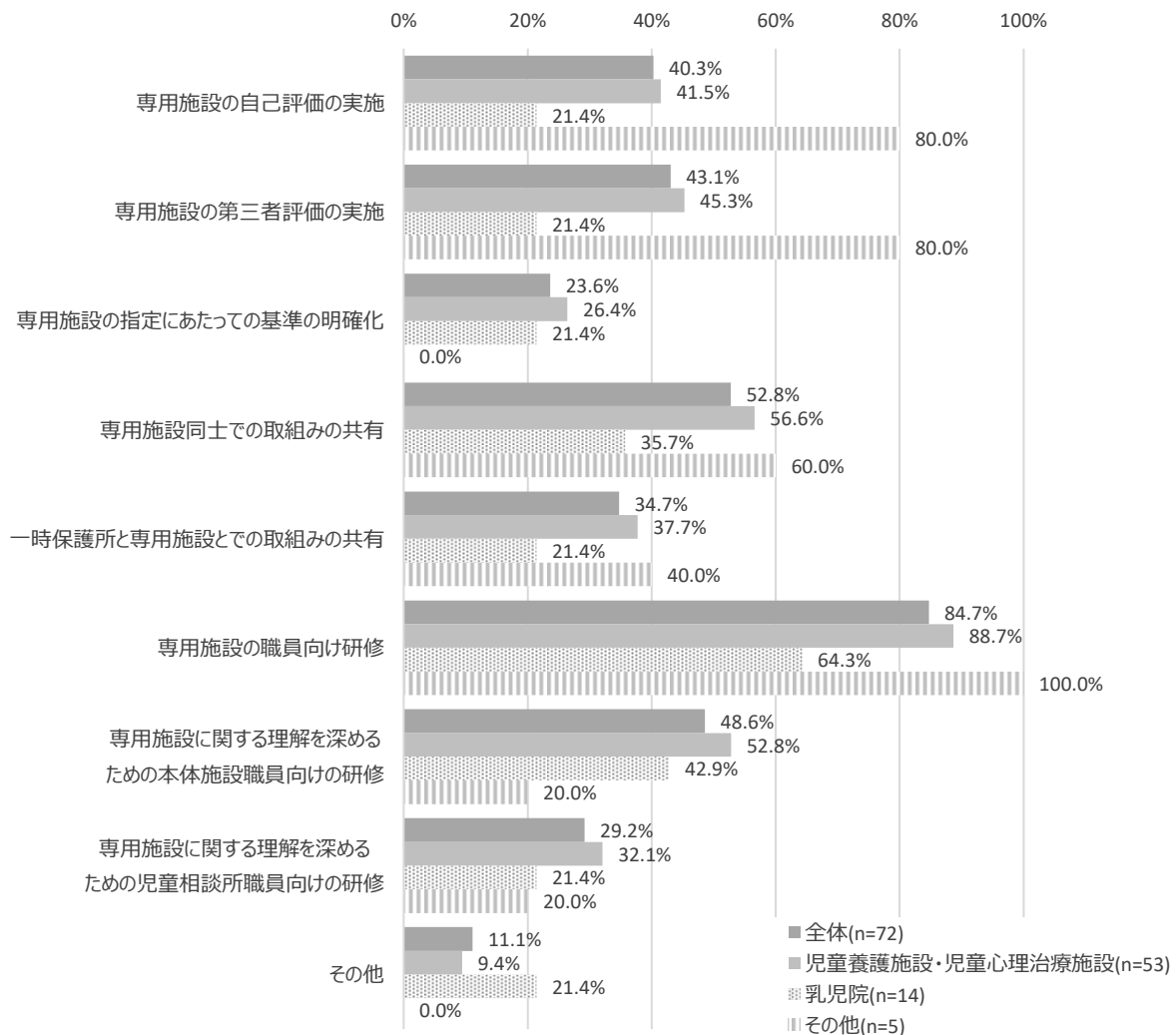
#### 【「その他」の主な内容】

- 現状では配置基準が不十分。
- 原籍校の送迎等含めると、入所人数にもよるが現行の人員配置では到底足りない。
- 基準の職員数ではこどもたちに十分な安心感を提供する勤務体制を組めない。
- 心理士、看護師の配置。
- 専用ユニットであるが、本体ユニットと分断され動線が作りづらい。
- ショートステイと併用しているが、ショートステイの利用率が高く、予定を入れておく際に保護依頼があると部屋のバッキング等がある。
- 新生児～2才児と月齢差が大きいので、スペース面と安全面から今の一時保護専用室だけでは対応が難しい。（乳児院）
- 児童相談所で入所時検診を実施してから一時保護委託をしてほしい。（乳児院）

## (2) 問 23.専用施設の質の向上のため必要だと思うこと

専用施設の質の向上のため必要だと思うことを聞いたところ、児童養護施設・児童心理治療施設では、「専用施設の職員向け研修」が 88.7%（45 件）と最も多く、次いで「専用施設同士での取組みの共有」が 56.6%（30 件）であった。乳児院では、「専用施設の職員向け研修」が 64.3%（9 件）と最も多く、次いで「専用施設に関する理解を深めるための本体施設職員向けの研修」が 42.9%（6 件）であった。その他の施設種別では「専用施設の職員向け研修」が 100.0%（5 件）と最も多くなっていた。

図表 6-39 専用施設の質の向上のため必要だと思うこと(施設種別別)(n=72)(複数回答)



### 【「その他」の主な内容】

- 配置基準の見直し。
- 職員の質の向上。
- 利用者からの意見徴収。
- 児童相談所との情報共有。
- 本体、専用施設ではなく、乳児院が果たすべき使命への理解力が必要。（乳児院）

## 7. 専用施設の評価項目（案）について

### (1) 問 25.評価項目の中で特に重要だと思うことや他の取組を聞きたいと思うこと

#### ア. こどもの権利擁護

こどもの権利擁護の観点について評価項目の中で特に重要だと思うことや他の専用施設の取組を聞きたいと思うことを聞いたところ、主に以下の回答があった。

##### (意見表明)

- 0・1 歳児の権利や意向の部分が、職員の代弁という形で示すようになるが、その正当性や根拠を示すことが難しい。
- 意見箱や第三者委員の存在を伝える程度なので、生活の中でできる（取り入れやすい）取り組みを知りたい。
- 緊急的な入所の場合でも、こどもの意向を反映する努力が必要である。こどもに必要とされる最善の環境が用意され、行動制限が最小限であることが重要である。

##### (権利ノート・パンフレット等)

- こども向けの冊子やパンフレットなど、どんな工夫や配慮がされているのか。
- こどもの権利ノートの作成や活用方法について知りたい。

##### (私物の持込み)

- どこまでの私物を可とするのか（特にスマホ）。

##### (職員の研修)

- こどもの権利擁護について、職員の研修を行っていききたい。

#### イ. こどもの意向把握

こどもの意向把握の観点について評価項目の中で特に重要だと思うことや他の専用施設の取組を聞きたいと思うことを聞いたところ、主に以下の回答があった。

##### (アドボケイト)

- アドボケイトの利用が始まっているが、協議をしながらの状況である。

##### (乳幼児への対応)

- 乳児院に相応しい「乳幼児の権利擁護」の項目を作成してもらいたい。

##### (面接)

- 専用施設の職員がこどもの意見を聞く機会として個別面接をどのように取り入れているのか。

##### (説明)

- 保護の理由や見通しをこどもが理解できるように伝えることに加え、進捗状況も丁寧に伝えることは大切だと思う。

## ウ. 専用施設の設備、環境

専用施設の設備、環境の観点について評価項目の中で特に重要だと思うことや他の専用施設の取組を聞きたいと思うことを聞いたところ、主に以下の回答があった。

### (受入れ環境)

- 日常生活の中で閉塞感がないように配慮する。

### (個室対応)

- 個室対応が必要である。
- こどもの部屋について、小学生以上は1人部屋に他施設はできているのか。

### (感染症対応)

- 感染症対策の視点はあるか。

### (余暇の環境)

- 遊具の配置について知りたい。
- 余暇に対する予算がついていない。

## エ. 職員体制

職員体制の観点について評価項目の中で特に重要だと思うことや他の専用施設の取組を聞きたいと思うことを聞いたところ、主に以下の回答があった。

### (職員体制の在り方)

- どのようなシフトで運営しているかを参考にしたい。
- 職員体制を他の施設はどのようにしているか。特に乳児のいる施設ではどうか。
- 小規であり、こどもたちの特性も多いと考えられるため職員体制のあり方を知りたい。
- 配置されている職員数で登校支援までできているのか。
- こどもの人数が少ない時はどう配置しているか。

### (職員の質の向上)

- 職員の専門性のレベルアップが必要。

### (人材確保、配置基準の見直し)

- 3名では24時間365日運営できない。最低でも5名は必要。
- 本体施設と同一の配置基準が求められる。
- 人数を増やしたい。
- 最低基準の見直しをしてもらいたい。

## オ. アセスメント

アセスメントの観点について評価項目の中で特に重要だと思うことや他の専用施設の取組を聞きたいと思うことを聞いたところ、主に以下の回答があった。

### (アセスメントシート、アセスメントの方法)

- 具体的な項目(視点)シートを用意しているか。
- 様々な背景を持つこどもたちに対し、丁寧にアセスメントをするための方法やアセスメントシートのありかたを知りたい。
- 多職種でアセスメントを行っているが、他施設はどのような職種の人が入っているのか。
- こどもの行動観察と見立てなど、専門性が必要である。

### (こどもの情報)

- 家庭の状況、生育歴等、できるだけ情報が欲しい。
- 多方面からの情報収集により把握した援助指針に基づく個別ケアが行われているか。

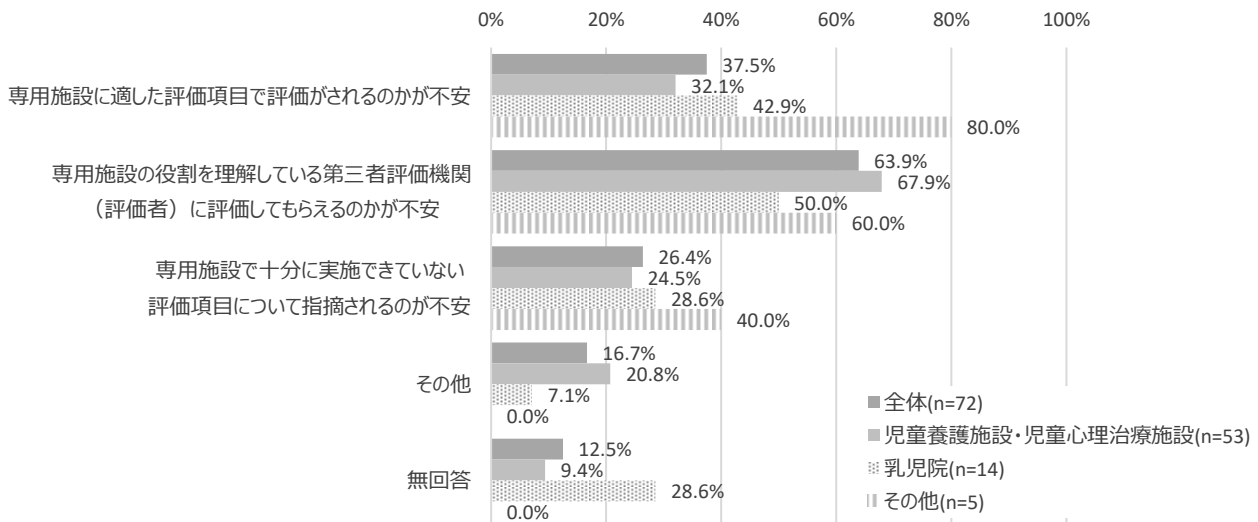
### (児童相談所との連携)

- 児童相談所のアセスメントフォームを共有している。
- 保護児童の生活の様子や発言等を受け、児童相談所に対して積極的に意見や所見を伝えられているか。
- 児童相談所との観察会議を週 1 回で実際どれくらい行われているか。

## (2) 問 26.第三者評価を実施する場合に懸念されること

専用施設で第三者評価を実施する場合に懸念されることについて聞いたところ、児童養護施設・児童心理治療施設、乳児院では、「専用施設の役割を理解している第三者評価機関（評価者）に評価してもらえるのかが不安」が最も多く、それぞれ 67.9%（36 件）、50.0%（7 件）であった。その他の施設種別では、「専用施設に適した評価項目で評価がされるのかが不安」が 80.0%（4 件）であった。

図表 6-40 第三者評価を実施する場合に懸念されること(施設種別別)(n=72)(複数回答)



### 【「その他」の主な内容】

- 専用施設の特性上できないことの項目で指摘されるのが不安。
- 専用施設の特性や特色を理解してもらった上で総合的に評価してほしい。
- 現行制度の第三者評価が形骸化してきており、内容あるものと理解されておらず、現場職員の負担感増のみの印象を与えている。
- 評価の為の取り組みになってしまわないかが不安。
- 評価の指摘を受けた点について改善できるかが心配である。
- 本体施設と専用施設の線引きが曖昧なため、混同してしまう。

## 8. その他

### (1) 問 28. 専用施設の質の向上のために、取り組んでいきたいこと、改善していきたいこと

専用施設の質の向上のために、取り組んでいきたいこと、改善していただきたいことについて聞いたところ、主に以下の回答があった。

#### (安心できる生活環境の提供)

- 生活の場であることを意識し、より家庭的な生活環境を整えることで、安心できる暖かい雰囲気を用意した専用施設でありたい。
- 現状では、ケアに必要なハード面、ソフト面も不十分である。

#### (居住環境の整備)

- 新生児と高月齢児が混在するスペースとなっているため、感染症の対策が十分でき、こどもの健康が確保されるような取り組みをしていきたい。(乳児院)

#### (個別対応の時間、環境)

- こどもと個別に話しをする時間を設けたり、話したりする場所を作りたい。
- こどもと1対1で関係性をつくり、こどもと良い関係をつくり、保護された経験が少しでもイヤなものではないようにしていきたい。

#### (意見表明支援)

- 意見表明等支援事業(アドボケイト)との関わり。

#### (通学支援)

- 学齢期児童に対して教育保障ができるよう、通学に関するサポート(送迎等)を継続していく。
- 保護されたこどもが、本体施設に在籍しているこどもと接するとしても、専用施設が所在している地域の学校に通学できるよう支援できると良い。

#### (学習機会の保障)

- 異年齢の複数のこどもを少人数の職員で対応しなければならないので、学齢児への学習の支援があればと思う。
- こどもの学習環境を整えたり、学習に取り組む意欲を持てたりするような教材や関わり方を考えていきたい。
- 運動(スポーツ)も含め、こどもの学習サポート体制を強化したいと感じている。

#### (アセスメント強化)

- 丁寧な行動観察を行い、次の養育者や機関に有効な引継ぎができるようにする。
- より適切な行動観察、児童相談所への情報提供。

#### (児童相談所との連携強化)

- 児童相談所との情報の共有をもっと濃く行いたい。
- こどもが安心できるためには、現状や見通しについて、きちんと説明されることが不可欠である。方針が示されないまま、保護が長期化する傾向があり、児童相談所に働きかけていきたい。
- 児童相談所およびその一時保護施設、他の専用施設が相互にその特性を理解でき、一時保護施設と専用施設とでこどもの特性との適合性を高める仕組み(取り組み)があると良い。

#### (職員の研修)

- 新しい施設で職員の経験も少ないので、研修やOJTを通してスキルアップを計りたい。
- 発達についての研修を受けて、特性のあるこどもも受け入れて支援できるようにしたい。
- 本体施設職員への教育(理解・制度の学習なども含め)

- 幼児のみを対象としているため、適切なアセスメントによる個別の発達支援、愛着の基盤作りをしっかりと行える職員の専門性の向上に努めていきたい。
- 年々、対応の難しいこどもの入所が増えている。専門性を高める人材育成が必要と考えている。

#### **(配置基準の見直し)**

- 3名では24時間365日運営できない。最低でも5名は必要。本体から応援に行くことは、本体児童に使うべき措置費と人員を専用施設にとられていることになる。
- 専用施設の役割として緊急一時保護機能とアセスメント機能が求められているが、現状の職員配置基準では、その機能を十分に有することは難しい。少なくとも地域小規模児童養護施設と同等の職員配置基準となるようにしてもらいたい。

### III. 意見交換会での主な意見

#### 1. 専用施設で実施したいができていないこと及びその理由

##### (1) 通学・施設内の学習

###### ア. 通学

- ・ 各規約を管轄の児童相談所と作っており、虐待等でなく保護者が居場所を知っている開示ケースでは、職員による送迎が可能な範囲で、幼稚園も含めて通園・通学させている。
- ・ 小中学生は市内のこどもであれば通学の送迎をしている。高校生はバス・電車で通学できる場合は許可している。一時保護施設は通学できないため、通学できるこどもは専用施設に来る傾向がある。
- ・ 受験を考えると通学した方が良いと考え、職員・管理職が送迎して通学させている。
- ・ 児童相談所の方針で2か月経ったこどもは通学させている。
- ・ こどもの希望があれば通学させている。近くは徒歩で、遠方は車で送迎している。
- ・ 児童相談所が通学を判断しており、通学する場合は児童相談所職員が送迎している。
- ・ 進路に関わるようなテストを受けなければならないときは職員が送迎して通学させることもある。
- ・ 都道府県の方針により一時保護期間が短いため、通学を想定していない。
- ・ こどもが県内全域から集まることと、職員配置の問題により通学支援はできていない。

###### イ. 施設内での学習

- ・ テスト問題を学校から送ってもらい、施設でテストを受けることもできる。
- ・ 学校の教材を持ち込んで勉強することができる。
- ・ 学校で用意されたプリント学習を行っている。ただ、本人の学力状況にあったプリントとなっていないケースもあるので、学校の先生に伝えるようにしている。
- ・ リモート授業が可能な場合は対応できるようにしている。
- ・ 年齢から1～2年下げた学習レベルからチャレンジしてもらい、それを踏まえて本人にあった学習レベルに変えている。
- ・ 学習時間に座っていることができないこどももいる。こどもの状況に合わせた学習支援を行っている。
- ・ 学習が遅れており、通学を希望しないこどもも多い。施設内での学習は1時間としており、こどもが自信を持てるように指導している。
- ・ 学習支援員の配置が難しく、日中は基本的に1人で対応している。学習支援ボランティアを募集しているが採用できていない。

##### (2) スマホ・インターネットの利用

- ・ 電子機器の持込みは禁止している。ただし、施設のパソコン等はインターネットに接続して使うことができる。パソコンの使用後は、職員が履歴を確認している。
- ・ スマホは高校生が通学で必要な場合のみ持たせている。
- ・ 施設からパソコンを貸し出し、Youtube を見られるようにしている。使用可能な時間帯や投稿禁止などのルールを作っている。

- ・ SNS で見知らぬ人と合う、SNS の長時間利用などの問題で一時保護されている子どもも多い。そのため、施設内では利用できないようにしている。
- ・ 親権者に居場所を非開示で一時保護している中で、親と連絡を取る危険性があるので、スマホは利用できないようにしている。

### (3) 私物の持込み

- ・ 専用施設から一時保護施設に行くことも多いため、私物の取扱いは管轄の児童相談所のルールに準じている。ゲーム機は紛失・破損のリスク、持っている子どもと持っていない子どもがいる問題から使用させていない。一時保護施設と同じ制限にしており、化粧品は一部のみ許可、私服は華美なものでは使用できる。
- ・ むいぐるみ等は持ち込みを許可しており、居室のみで使用できる。

### (4) 外出・本園の子どもとの関わり

#### ア. 外出

- ・ できるだけ毎日、職員と一緒に近くの散歩や買い物などに出かけている。子どもの希望を聞いて、外出先を考えているが、職員数がネックで連れていくことができないこともある。
- ・ 子ども 1 人に対して職員 1 人をつけ、祭りに出かけて買い物や食事をしたこともある。
- ・ 定期的に公園等に外出する。外出は専用施設として判断しているが、人の多い場所に行く外出については児童相談所に了承を得るようにしている。
- ・ 近くの外出はできているが人が集まるところには行けないので、事前に子どもに理解してもらうように伝えている。
- ・ 近隣には外出できている。ただ、飛び出しのある子どもがいるときは職員を 1 対 1 でつけていく必要があるが、職員が足りずに外出できないこともある。
- ・ 園庭で外遊びができるが、保護者との接触リスクや万引き等のトラブルの可能性があるので公園の使用や散歩はできていない。
- ・ 市外への外出には児童相談所の許可がいる。
- ・ 児童相談所から許可がないので、日常的に外出することはできていない。イベントの時などは児童相談所に都度確認を取っているが、専用施設にいたことが分かってはいけない子どもがいる場合は出かけられないことが多い。
- ・ 余暇活動の充実ができていない。外遊びができない。コロナのときは職員体制を厚くして対応できていたが今はできていない。

#### イ. 本園の子どもとの関わり

- ・ 本園の子どもと専用施設の子どもが交わることはほとんどない。
- ・ 本園の子どもとは生活を分けていて、外遊びの時間も時間によって区分している。
- ・ 本園の季節行事には参加できないが、本園の子どもたちの声が聞こえてしまうのが懸念点である。
- ・ 本園の子どもと同様に行事に参加している。
- ・ 専用施設から本園に入る際のハードルを下げる目的もあり、日常的に本園の子どもと一緒に遊び、行事にも参加している。
- ・ 専用施設の子どもと本園の子どもと一緒に遊ぶことはあり、行事も一緒に参加している。ただ、同じ学校の子どもが一時保護されている場合は気づかれぬように気を付けている。
- ・ 本園の子どもと専用施設の子どもが交わることはある。ただ、専用施設は本園と比べて、通学や外出、お小遣

いなどの制限があり、本体施設のこどもと一緒にいるとストレスを感じやすいので、本園と専用施設は離れた場所に設置している。

## 2. 専用施設をつくってよかったこと

### (1) 多様な一時保護の受け皿が増えた

- ・ 県内の保護児童の受け皿が増えたことはよかった。
- ・ 本体施設での委託を断っていたので、専用施設を作ったことでニーズに応えられるようになった。
- ・ 一時保護委託から専用施設になったことで、より重いケースのこどもを預かれるようになった。
- ・ 児童相談所から養護ケースを受け入れている。一時保護施設に比べて開放的な環境で過ごすことができ、家庭的な支援ができています。

### (2) 措置児童と保護児童を分けて対応できる

- ・ 措置児童と保護児童を分けて対応できる。
- ・ 生活リズムの違う措置児童と保護児童を分けることで生活が落ち着いた。

### (3) 職員のスキル向上

- ・ 様々なこどもの特性に対応しなければならないため、職員のスキル向上になった。
- ・ 短期間でアセスメントをしなければならないため、職員のアセスメント能力が向上した。専用施設を経験した職員が本体施設をみることで、施設全体のアセスメント能力も向上した。
- ・ 児童相談所と連携を取ることが増え、包括的なケアの視点を学べる。
- ・ 本園の職員は長期間預かるこどものイメージしか持てなかったが、本園の職員が専用施設の応援に入ってくれるようになり、一時保護のこどもに対する法人内の理解が深まった。

### (4) 働く場の多様化

- ・ 職員の働く場の選択肢が増えた。本園では業務量が多く、バーンアウトしてしまう職員もいるが、一度専用施設に異動して、また元の職場に戻ることで、働き続けることができる。また、専用施設で身につけたスキルをもとに本園に戻って働くことができる。
- ・ 本園のこどもとはうまくいっていない職員でも、専用施設では 2 か月程でこどもが入れ替わるので、専用施設では働けている。職員の働く場が増えたことはよかった。

### (5) 児童相談所との連携強化

- ・ 児童相談所とのコミュニケーション頻度が増加し、互いの大変さをわかることで関係性がよくなり、同じ方向を向いてこどもたちのケアができるようになった。
- ・ 一時保護児童に関するやり取りをする中で、児童相談所との連携が深まり、措置児童の情報交換もするようになった。児童相談所と施設職員同士も互いに顔が見える関係になり、密な連携が可能になった。

### 3. 専用施設の質の向上に向けて必要な取組について

#### (1) 職員配置基準の見直し

- ・ 職員配置基準を引き上げる必要がある。
- ・ 心理士、看護師、学習指導員の配置が必要。医療的な支援が必要な子どもも入所することがある。様々な専門性を持った職員の配置が職員のスキルアップにもつながる。
- ・ 子どもを泊まりで、緊急で預かっていることを考えると、現状の職員配置では厳しい。
- ・ 2.5 人の配置基準ではどう考えても専用施設の役割を果たすことが難しい。地域小規模施設並みの人員配置にしてほしい。

#### (2) 職員の待遇改善

- ・ 職員の待遇の向上が必要である。現状は各施設に委ねられている。
- ・ 本体施設と比べても、専用施設職員の処遇が低い。

#### (3) 職員のメンタルケア

- ・ さまざまな子どもが来るので、職員がメンタルを崩してしまうこともあり、メンタル面でのサポートが必要である。
- ・ 専用施設は機密性が高く、他の職員から見てどのような支援や行動観察をしているのか分かりづらい。今後は職員の支援の内容の確認やストレスチェックも必要である。

#### (4) 専用施設が増えること

- ・ 専用施設が増えることで、子どもによって環境を選べる選択肢が増えるようになるとよい。
- ・ 職員配置基準が増えれば、専用施設をやりたいという施設も増える。そうすれば、養護ケースを一時保護施設ではなく、専用施設で見ることができるので、子どもの安心安全な生活につながるのではと思う。

#### (5) 専用施設向けの研修・交流の機会

- ・ 措置児童と一時保護児童で支援の仕方が異なるが、専用施設向けの研修がないので、研修があるとよい。特にアセスメントの視点に関して、何か指標があるとよい。
- ・ 全国的な研修の機会が必要である。
- ・ 管理者や SV だけでなく、現場でケアを行う職員向けの研修を実施してほしい。一時保護の子どもと児童養護の子どもでは関わり方が異なる。
- ・ 施設によってできること、できないことの差を少しでもなくしていくために、交流の機会に互いを知ることができるとうい。
- ・ 専用施設同士の横のつながりが重要。自分たちの取組が正しいのか、不安を感じながら日々行っている。他の施設との意見交換の機会があると良い。

#### (6) 専用施設の第三者評価

- ・ 全国の専用施設で支援の内容が異なっているので、評価が非常に難しい。地域による違いを考慮しながら項目を作ってもらいたい。
- ・ 職員の気づきを得られることが評価の 1 つの目的である。
- ・ 第三者評価についての研修の機会や、ガイドラインをかみ砕いたマニュアルがあると良い。
- ・ 支援の標準化のために、第三者評価は義務にした方が良いのではないか。

## 第7章 一時保護施設の第三者評価に関する研修会の開催

### I. 研修会実施概要

#### 1. 目的

本調査研究で作成した、一時保護施設における第三者評価基準案ならびに改訂版の一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引きについての周知を行うため、自治体及び一時保護施設を対象とした研修会を開催した。

#### 2. 実施概要

研修会の実施概要は以下のとおりである。

図表 7-1 意見交換会概要

対象	全国の児童相談所設置自治体（主管課）及び一時保護施設
実施日	令和7年3月25日（火）15時～17時
実施方法	ZOOM
参加施設数	主管課または一時保護施設 84自治体・施設
プログラム	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 研修会の趣旨</li><li>○ 一時保護施設で第三者評価を行う意義</li><li>○ 【改訂版】一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）について ～第三者評価の目的、実施方法、留意点等</li><li>○ 第三者評価基準（案）について ～第三者評価基準の構成、見方、活用方法等</li><li>○ 第三者評価を有効に活用するために</li><li>○ 質疑</li></ul>

## 第8章 本調査研究の考察

### I. 一時保護施設の第三者評価について

#### 1. 第三者評価の実施状況

##### (1) 一時保護施設における第三者評価の実施状況

一時保護施設への調査において、第三者評価を受審したことがあるとの回答が63.2%（84か所）であり、2020年度に実施した調査の45.5%から大きく増加した。

図表 8-1 <参考>一時保護施設における第三者評価の実施状況

No.	カテゴリー名	2020年度		2019年度		2018年度	
		N	%	N	%	N	%
1	実施している（今年度中含む）	51	45.5	29	30.2	22	24.7
2	実施していないが、今後実施予定	10	8.9	7	7.3	5	5.6
3	実施していない	49	43.8	58	60.4	62	69.7
	無回答	2	1.8	2	2.1	0	0.0

三菱 UFJリサーチ&コンサルティング

厚生労働省 2020年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「児童相談所における第三者評価に関する調査研究」

第三者評価の実施件数（受審した件数）も毎年度増加し、また、2020年度からの6年の間に数回受審しているところも増加しており、一時保護施設における第三者評価が定着してきている。

主管課調査でも、70.7%が第三者評価を受審したことがあると回答した。

第三者評価の受審のきっかけとして、主管課調査では「自治体（主管課）で第三者評価の受審を主導した」が56.6%であったものの、「児童相談所・一時保護施設側から第三者評価の受審を希望した」との回答も41.5%あったが、一時保護施設調査では、第三者評価の受審のきっかけとして、「自治体が第三者評価の受審を主導し、受審するよう指示があった」が71.4%となっており、主管課主導により管内の一時保護施設への第三者評価を計画的に拡げていっていると推察される。また、第三者評価のタイミングについて、主管課調査で「自治体として計画的に第三者評価の受審を実施」との回答が81.1%あり、今後も着実に第三者評価が実施されていくことが期待できる。

##### (2) 受審してよかったこと

第三者評価を受審してよかったこととして主管課調査では「外部の客観的な視点から一時保護施設の現状を把握することができた」の回答が98.1%、一時保護施設調査でも「外部の客観的な視点から改善点や業務への気づきを得ることができた」が92.9%となっており、自治体にとっても一時保護施設にとっても第三者評価がよい機会になっていることが確認できた。

実際に「改善のための具体的な取組につながった」が主管課調査で66.0%、一時保護施設調査で67.9%となっており、一時保護施設の質の向上のための取組みとして機能しているといえるが、一方で、第三者評価で

感じた課題として「改善に向けた取組みにつながらない、改善が難しい課題が多い」の回答も主管課調査で 20.8%、一時保護施設調査で 31.0%であり、より効果的な取組みとしていくための課題分析と工夫が必要であると考えられる。

また、受審のための準備や訪問調査当日の対応等に関する負担感も課題となっている。準備や当日対応の負担が過度にならないようにするとともに、それだけの負担があっても、受けてたい、受けてよかったと思える第三者評価とすることが大切であり、第三者評価の質の確保が求められている。

## 2. 第三者評価の方法

### (1) 評価項目

第三者評価の評価項目は、「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）」や「手引き（案）」をもとに自治体で独自にアレンジした評価項目を利用したとの回答が、主管課調査ならびに一時保護施設調査においてともに 6 割程度であった。「評価者が作成した評価項目」との回答も 2～3 割程度あったが、評価機関調査において独自に作成した評価項目の内容について聞いたところ、「手引き案をもとに評価機関で独自にアレンジしている」との回答が 8 割であったことから、ほとんどの一時保護施設において、手引き（案）の評価項目をもとに評価が実施されていることが確認されており、第三者評価の推進において評価項目が提示されている意義は大きく、本調査研究で見直しを行った評価項目についても今後同様に活用されるものと考えられる。

しかし、「アレンジ」の内容によっては、第三者評価で確認すべき事項が自治体や一時保護施設によって異なっている可能性がある。

主管課調査において、第三者評価の実施に必要な準備・支援として「一時保護施設の第三者評価に用いる評価項目や評価方法の提示」は 50.7%にとどまっており、評価項目を全国統一のものとするべきかについては検討が必要である。

なお、本調査研究は、一時保護施設の設備及び運営基準の制定と一時保護ガイドラインの改正を受けて評価項目の見直しを行ったものであるが、今後も法制度の改正等にあわせた見直しを行う仕組みが必要である。

### (2) 評価方法

第三者評価で実施した内容は、全ての調査で「職員の自己評価」「管理者や指導教育担当職員のヒアリング」「施設見学」「こどもへのアンケート調査」の回答率が高い結果となったが、その他の選択肢については実施状況に差がみられた。評価機関調査での訪問調査当日に要した時間では 10～15 時間かかったとの回答が約 4 割で最も多く、15 時間以上と回答した機関が 13%あった一方、5 時間未満の回答もあり、訪問調査の内容が自治体・評価機関等によって大きく異なる状況が確認された。

一時保護施設調査において、第三者評価で「実施した内容」と「必要だと思う評価方法」について聞いたところ、「こどもへのヒアリング」「児童相談所相談部門へのヒアリング」「食事や自由時間の見学」「食事の試食」について実施した内容と比べて必要だと思う評価方法が 10 ポイント以上高くなっており、適切な評価とするために、一部の職員からのヒアリングだけでなく、こどもや児童福祉司等の相談部門の意見を聞いたり、こどもの様子等を客観的に見ることなどが求められている。

数日に渡るような訪問調査は受審施設にも評価者にも負担となるため、限られた訪問調査の時間をどのように使うべきかの工夫が必要である。

### (3) 一時保護中の子どもへの調査

一時保護施設への調査において、第三者評価で実施した内容で「子どもへのアンケート」との回答が 78.6%、「子どもへのヒアリング」が 58.3%であった。第三者評価において子どもの声を聴いている施設が多くある一方で、いずれも実施していない一時保護施設もあったが、第三者評価においては「必ず子どもの意見を聞くこと」とする必要があるのではないか。

子どもへのヒアリングを実施している場合でも、ヒアリングを行う子どもを「職員が選び、子どもに協力を依頼した」一時保護施設が 30.6%（15 か所）であったが、子どもにとっては意見表明の機会でもあるため、話をするかどうかは子ども本人の意向を尊重するべきである。

### (4) フィードバック

「訪問調査当日にフィードバックがあった」が 50.0%に対し、必要だと思う評価方法として「評価結果のフィードバック」が 71.4%となっており、受審する側からは当日のフィードバックを必要とする意見が多い。

受審した一時保護施設からすれば、評価者がどのように感じたのか不安があるはずである。また、訪問調査を通じ、一時保護施設側も疑問や気づき等があるはずである。訪問調査当日にフィードバックで評価者と一時保護施設が対話の機会をもつことは、不安や疑問を解消したり、何をすればよいかを少しでもイメージできること、そして「良い点」のフィードバックは職員のモチベーションにもつながるため、非常に重要である。

一時保護施設調査では、「評価者が再度施設に来訪し、評価結果についての説明があった」との回答が 51.2%であった。フィードバックの機会としては重要である一方で、遠方の評価者に依頼せざるを得ない場合は、時間や費用面の制約があると推察される。

一時保護施設調査で第三者評価を効果的なものにするために必要なこととして、「評価結果や評価理由について説明がある」の回答が 75.0%となっており、その機会は必要であるものの、どのタイミングかつどのような方法で説明を行うのが効果的かについて検討が必要である。

### (5) 自治体職員の同席

主管課調査において、第三者評価における自治体職員の同席の状況について聞いたところ、「同席していない」が 49.1%であり、評価結果のフィードバックへの同席も 39.6%であった。

一時保護施設の第三者評価の評価対象には、一時保護施設だけでは対応が難しい事項も多く含まれているため、評価結果は一時保護施設と主管課が共有し、課題等について共通認識をもつことが改善等に向けた第一歩となる。そのため、フィードバックに自治体職員の同席することは非常に重要である。

なお、「子どもへのヒアリング」「若手職員へのヒアリング」に自治体職員が同席しているとの回答もあったが、課題等についての話をしにくくなるため、ヒアリング対象以外の職員（自治体職員、管理職等）の同席は禁止を原則とするべきである。

### (6) 評価結果の公表

主管課調査では、第三者評価の結果を「公表している」のが 77.4%、「公表していない」が 18.9%であった。「一時保護施設」という特性上、評価結果の全てを公表することが必ずしも適切ではないため公表する範囲は各自治体での判断が必要であるが、第三者評価を実施したことと評価者、評価結果の概要については公表する必要があるのではないか。

## (7) 第三者評価に関する費用

一時保護施設の第三者評価には、現在国から上限 314 千円の補助（児童入所施設措置費事務費）があるが、主管課調査で「国からの補助上限額内で実施した」のは 35.8%（19 件）にとどまった。

評価機関調査では、「国からの補助上限額内で実施した」が 47.8%ではあるものが、自治体内や近接自治体に第三者評価機関がない場合には、交通費等が必要となり、補助上限額内での実施は難しい可能性が高いと推察される。

## 3. 第三者評価の評価者

### (1) 一時保護施設の第三者評価の評価者

主管課調査と一時保護施設調査から、第三者評価の評価者として回答があったのは、個人を除くと 40 団体であった。

令和 6 年 4 月 1 日時点の一時保護施設数が 154 か所であり、3 年毎の第三者評価とすると、毎年 50 件程度の評価の実施が見込まれるため、評価団体数としては実施可能な体制が整ってきているといえる。

しかし、評価機関の所在地でみると、東京都、神奈川県に各々 3 団体あるなど、全都道府県に評価機関が存在するわけではない。また、評価機関調査で令和 5 年度に第三者評価を実施した一時保護施設の所在地を聞いたところ、「団体所在地と同じ都道府県内の施設」との回答が 73.9%（17 団体）であり、「団体と同じ又は隣接する都道府県以外の施設」の第三者評価の実績があると回答したのは、3 団体にとどまっており、自治体によっては評価者の確保が難しい状況であると考えられる。

一方で、一時保護施設は自治体によって特徴が様々であるため、別の一時保護施設を知っている自治体以外に所在する評価者が評価を行うことの意義もあり、自治体外の評価者に依頼することのメリットも大きい。

主管課調査において、第三者評価実施に必要な準備・支援として、「評価者（評価機関）のリストの公表」との回答が 76.0%と最も多くなっており、自治体内の評価者以外に依頼しやすくなるような仕組みづくりが求められている。

### (2) 評価者の選定方法と条件

評価者の選定方法として、「個別に依頼（指名等による随意契約、謝金支払い等）」が 54.7%（29 件）であったが、「価格点のみで選定」も 26.4%（14 件）あった。

評価者の参加資格条件として、「一時保護施設における第三者評価の実績があること」が 35.3（6 件）あったが、最も多かったのは「社会的養護関係施設における第三者評価の実績があること」で 41.2%（7 件）、また「福祉サービスに関する第三者評価の実績があること」も 29.4%（5 件）であった

また、評価機関調査において、評価者に含まれる専門家や経験者について聞いたところ、「児童相談所の勤務経験者」が 34.8%（8 団体）、「一時保護施設の第三者評価の経験者」が 39.1%（9 団体）となっており、一時保護施設を知らない評価者が第三者評価を実施している（せざるを得ない）状況が確認された。

### (3) 評価者に求められること

一時保護施設調査で、第三者評価を効果的な方法とするために必要なことについて聞いたところ、「評価者の一時保護施設に対する理解」の回答が 86.9%であった。また、「施設の課題とともに具体的な改善案の提案がある」の回答が 76.2%となっており、評価者の一時保護施設に対する理解・ノウハウが求められており、「一

時保護施設を理解している評価者の確保」は大きな課題である。

本調査研究で実施した第三者評価のモデル実施では、評価者として「現一時保護施設の管理者」にも参加してもらったが、自身の一時保護施設における課題や取組み等を踏まえた視点で評価ができ、受審する一時保護施設と悩みを共有できることや評価の説得力、結果に対する納得感、改善に向けた具体的な提案や対話ができることなど、現役の一時保護施設の職員が評価者にいることのメリットは非常に大きいものであった。

評価者として参加する職員側にも、他の一時保護施設を知る機会となるため、一時保護施設全体の質の向上にもつながる仕組みではないだろうか。

#### (4) 研修の必要性

評価者に「一時保護施設に対する理解」が求められている一方で、評価機関調査における「一時保護施設の第三者評価において課題と感じていること」として「評価者が一時保護施設を学ぶ機会が少ない」との回答が52.2%と最も多くなっている。また、評価機関調査では、第三者評価の質の確保や評価機関の拡充のために必要だと思う取組としても、「評価者の質の担保・向上に向けた評価者向けの研修の実施」との回答が69.6%と最も多い。

評価機関調査において、令和5年度に実施した第三者評価先としては「社会的養護関係施設」が78.3%、「保育所・認定こども園」が65.2%となっており、これらの施設と一時保護施設の違いをしっかりと理解してもらうことが重要である。

第三者評価の評価者向け研修は全国社会福祉協議会や日本福祉大学等で開催されているが、研修の内容や実施主体等について、一時保護施設の特性和も踏まえた実現可能な方法の検討が必要である。

### 4. 自己評価

#### (1) 自己評価の実施状況

一時保護ガイドラインにおいて「一時保護施設職員による自己評価については毎年度実施」することが望ましいとされているが、一時保護施設調査における自己評価の実施状況は、「毎年度実施している」一時保護施設は39.1%あったが、「実施していない」一時保護施設も27.1%あることが確認された。

自己評価を実施することで、「日々の業務を振り返ることができる」や「職員間で状況や課題を共有できる」などの「良かったこと」の回答も多く、効果的かつ必要な取組みであるといえる。

第三者評価で行う自己評価について、職員の負担軽減の点からは、対象者を限定して行う方法も考えられるが、自己評価による効果の面からは、会計年度職員等も含めて全職員が実施することが重要であると考えられる。

#### (2) 自己評価の方法

自己評価をしている一時保護施設では、第三者評価の評価項目を活用して実施しているところが多いが、その評価にあたっては、様々なこどもアンケートや意見箱に投函された意見、職員アンケート、過去の第三者評価の結果等、客観的な情報を用いた評価が行われていた。

また、年2回の自己評価を行ったり、毎年度実施方法を変えながら改善に繋がる工夫をするなど、様々な方法で行われており、一時保護施設間でそれらの取組みが共有されることが望ましい。

第三者評価においては、自己評価の方法についても確認し、実践例の紹介やよりよい方法の提案等を行うことで、自己評価を有効に活用できる一時保護施設が増えていくことが期待される。

## II. 一時保護専用施設について

### 1. 専用施設の設置状況

#### (1) 専用施設の設置状況

主管課調査により、令和6年9月1日時点において専用施設を設置しているのは30自治体、施設数は81施設であり、最も多い自治体では9か所の専用施設があった。

専用施設調査における施設の設置時期をみると、毎年10施設程度が新しく設置されており、着実に施設数が増えている。

#### (2) 専用施設の整備方針とその理由

今後の専用施設の整備方針は、「整備を進めたい」と回答した自治体は全体では30.7%にとどまったが、すでに設置済みの自治体では「整備を進めたい」が43.3%となっており、未設置の自治体の同回答と比較すると22ポイントの差があった。未設置の自治体では「検討はしていない・整備方針は未定」との回答が51.5%であり、具体的な検討を行っていない自治体も多い状況であった。

自治体調査では、専用施設の整備を進めたい理由として、「一時保護児童が通学できる環境を確保するため」が60.9%と最も多かったが、専用施設調査では、「基本的に通学できる」と回答した児童養護施設・児童心理治療施設（以下、「児童養護施設等」という。）の専用施設では約半数しかなく、専用施設に期待することとその実態にはずれが生じているといえる。

また、「整備する予定がない」と回答した理由としては、一時保護の受け皿に余裕があるという回答がある一方で、場所や人の確保が難しいという意見もあった。

#### (3) 専用施設側の設置理由

専用施設調査では、専用施設を設置した理由として最も多かったのは、「施設の多機能化の1つとして専用施設の設置を選択した」であった。

意見交換会では、専用施設を設置したことで、職場の選択肢が増えた、アセスメント力があがった、児童相談所との連携が強くなったなど、職場環境や育成の点でのメリットについての意見が多くあげられた。

### 2. 専用施設の概況

#### (1) 専用施設の概要

1つの本体施設につき、専用施設数は「1施設」が88.9%となっており、本体施設と一体的に運営している施設が多いと推察される。

一施設あたりの定員数は「6人」が多く、児童養護施設等の専用施設においては半数が男女別であった。なお、専用施設との意見交換会において、当初は男女一緒としていたが、運営してから男子だけ又は女子だけとしているという意見もあった。

専用施設の1人あたりの平均保護日数の平均値は約40日であるが、最長の一時保護期間が90日以上と回答した専用施設が約7割であり、一時保護委託の期間が長期化しているケースもあることが確認された。

## (2) 職員体制

「一時保護実施特別加算費実施要綱」における職員配置基準は、専任職員 2 名及び管理宿直等職員（非常勤可）であるが、要綱の基準以上の職員を配置している施設が全体では 53.8%、児童養護施設等の専用施設では 60.0%であり、乳児院の 40.0%と比べて基準以上の職員を配置している施設が多かった。

基準以上の職員を配置している施設の加配数は、専任の常勤職員が平均 3.26 人、専任の非常勤職員が平均 1.92 人であり、常勤職員 7 名を加配している施設もあった。

本体施設の職員の応援・サポート体制として、約 7 割の施設が「専用施設の夜勤や宿直に本体施設の職員がはいっている」と回答しているが、意見交換会でも、「専用施設単体だけでは職員がまわらない」との意見が多く、要綱の配置基準の職員体制だけでは運営が難しい状況であると推察される。

## 3. 一時保護委託にあたっての児童相談所とのかかわり

### (1) 専用施設への入所経緯

乳児院の専用施設の場合は、児童相談所の一時保護施設を経由せずに直接一時保護委託となる施設が多いが、児童養護施設等の専用施設の場合には、一時保護施設を経由してから一時保護委託となる施設・ケースも多いことが確認された。

その理由として、まずは一時保護施設で「アセスメント」を行うという方針があるためと考えられる。

しかし、一時保護施設が定員超過で受入れが難しく、まず一時保護委託とし、一時保護施設の空きができ次第一時保護施設に移動するという児童相談所もあるなど、児童相談所によって専用施設の位置づけ（一時保護委託に期待すること）が異なると推察される。

「緊急入所が多い」「身柄付き通告の一時保護」など一時保護施設と同じような対応を求められている専用施設もあり、専用施設にも一時保護施設と同様の高い専門性が必要となっている状況にある。

### (2) 児童相談所からの説明

乳児院の専用施設では、一時保護委託を受けるにあたっての児童相談所からの説明について「十分に説明されていないと思うことがときどきある」「十分に説明されていないと思うことがよくある」との回答のみとなっており、直接一時保護委託となるケースが多いため、こどもに関する情報等が少ないことがその理由の 1 つと考えられる。

一時保護の理由や一時保護委託とする理由については、「十分に説明されていると思う」の回答が多かったが、一時保護期間や一時保護解除の見通しについては、「十分に説明されていないと思うことがときどきある」「十分に説明されていないと思うことがよくある」の回答が多くなっており、専用施設としては見通しが立っていない状況で受け入れている状況も多いと考えられる。

いずれの設問においても「十分に説明されていないと思うことがよくある」の回答が一定数あり、「施設側から聞かないと教えてもらえない」といった意見もあり、専用施設が少しでも安心して一時保護委託を受けることができるよう、児童相談所側の工夫が求められている。

## 4. 専用施設におけるこどもの生活状況

### (1) 本体施設とのかかわり

専用施設を設置した理由として、半数程度の施設が、「施設内での入所措置のこどもと一時保護委託のこどもの生活空間を分けたかった」と回答しており、本体施設での一時保護委託の受入れには様々な難しさがあることが推察され、専用施設の設置はそれらの課題解決の1つの方策であると考えられる。

要綱において専用施設に必要な諸室として定められているのは、居室、居間、食堂、その他生活に必要な浴室、便所等であり、それ以外については本体施設の共有も可能である。しかし、本体施設と共有しているスペースとしては、「屋外運動場」が7割弱、「屋内運動場」が3割程度、児童養護施設等の専用施設では「学習室」を共有しているのは6%であった。専用施設専用の運動場や学習室があるのであれば望ましい結果だが、共有されておらず専用施設のこどもが使えない状況である可能性もありうる。本体施設との共有可としたうえで、一時保護施設の設備及び運営に関する基準で定められた設備の基準を守られるようにする必要があるのではないかな。

なお、専用施設のこどもと本体施設のこどもと一緒に過ごす場面についても、児童養護施設等の専用施設では「一緒に過ごすことはない」と回答した施設が52.8%もあり、意見交換会では本体施設のこどもと専用施設のこどもが接触しないようにしているとの意見もあった。その場合には専用施設のこどもを対象としたイベントや外出行事が行われているのか、確認が必要である。

### (2) 生活上の制限（児童養護施設等の専用施設）

児童養護施設等の専用施設で、「基本的に通学できる」との回答は約半数（27施設）であり、通学ができない専用施設も多く、前述の通り、主管課が専用施設に期待することと実態にずれがあるのが現状である。

インターネットの利用については、2割弱の9施設が「基本的に利用できる」との回答であった。

私物は「基本的に持ち込めない」が約4割、私服の着用は「基本的にできない」が約3割となっており、専用施設においても私物や私服の利用が認められていない施設もまだ一定数あることが確認できた。

専用施設内で過ごす場所を自由に決められるかについては「基本的に決められない」との回答が10施設からあり、施設内での生活上の制約が大きいと推察される。また、自由に外出できるかについては、児童養護施設等の専用施設のうち4施設が「基本的に外出できる」と回答しており、専用施設によってこどもの生活の自由度が大きく異なる状況であった。

できない（制限がある）ものについて、その理由で最も多かったのは「児童相談所の方針に影響を受けているため」であった。また、専用施設の運営における課題として「児童相談所から外出などに関する行動制限の要請があり、施設の方針だけで運営できない」が挙げられた。児童相談所から専用施設に期待されていると思うこととして、「一時保護施設よりも行動制限の少ない環境で過ごすこと」よりも、「一時保護施設の定員超過を解消するための場所（一時保護施設と同じような環境での生活）」との回答のほうが多く、児童相談所が一時保護施設と同じ役割を専用施設に期待し、一時保護施設と同じような制限を求めている可能性がある。また、「生活のルール等は一時保護施設のやり方を参考にしている」「一時保護施設から移送されてくるこどもがいるので、一時保護施設とルールや日課を揃えている」といった意見もあり、一時保護施設の制限等の考え方が専用施設にも広がっている状況が伺える。

一時保護ガイドラインの改正等を踏まえ、一時保護施設におけるこどもの権利擁護や制限・ルールの見直しが行われているが、専用施設においても同ガイドライン等に基づく取り組みが必要である。専用施設的生活環境やルールについて改善したい点について具体的な内容が多くあげられており、実際に変えていくことができる力のある専用施設も多いのではないかな。しかし、専用施設における改善を進めるためには、同ガイドラインについての児童相

談所の理解と一時保護施設における実践が必要である。

## 5. 専用施設でのアセスメント（行動観察）

### （1）アセスメントの実施状況

児童相談所から期待されていることとして「専用施設でのアセスメント（行動観察）」との回答が約 6 割であり、約 9 割の施設がアセスメントを「実施している」「十分ではないが実施している」との回答であった。

よりよいアセスメントのために必要だと思うこととして、約 9 割の施設が「専用施設の職員がアセスメントの視点を学ぶこと」と回答し、7 割以上の施設が「児童相談所とのアセスメントの視点やアセスメントシートを共有すること」と回答していることから、アセスメントの必要性や視点を学べる研修の機会や一時保護施設の観察会議のような場をつくるなどの児童相談所と連携した取組みが期待されている。

アセスメントを実施していない施設も 8 施設あり、専用施設でのアセスメントは求められていないと考えられている可能性があることが懸念される結果であった。

## 6. 専用施設の課題、質の向上に必要だと思うこと

### （1）職員の確保と育成

専用施設の運営における課題として、「専用施設のこどもの特性に対応できる職員の育成が難しい」との意見が最も多く、専用施設の質の向上のために必要だと思うこととしても「専用施設の職員向けの研修」が最も多い回答となっており、専用施設における職員育成の難しさや、職員を育成する仕組み・環境の少なさが課題であることが確認できた。

意見交換会において、「専用施設を設置したことで職員のアセスメント力があがった」との意見があったが、専用施設には、一時保護施設と同様のアセスメント力や対応力等が必要であり、本体施設向けの研修以外の研修等の機会が必要である。

また、専用施設の質の向上のために必要なこととして、「専用施設同士での取組みの共有」を求める意見も多い。

専用施設の職員も参加できる一時保護施設職員向けの研修の充実や専用施設職員向けの研修等、専用施設の横のつながりがつくれるような機会や仕組みづくりが期待されている。

### （2）本体施設との関係

専用施設の設置理由の 1 つとして、施設内での入所措置のこどもと一時保護委託のこどもとの生活空間を分けたいという考えがあり、さらに意見交換会では、こどもにとっても、本体施設のこどもと専用施設のこどもでは生活のルールや生活リズムが異なっており、それが互いにストレスになることから、本体施設と専用施設を離れた場所にしているとの意見もあった。

一方で、実際の運営においては「本体施設の一部にあるため、生活空間や動線などを分けきれず運営しにくい」「本体施設で受け入れる一時保護委託と比べ、専用の諸室や職員が必要となり非効率」といった課題もあげられており、本体施設の一部で運営することのメリットとデメリットがあるといえる。

### (3) 自己評価や第三者評価

専用施設の質の向上のために必要なこととして、約4割の施設が「自己評価」や「第三者評価」の実施と回答した。

第三者評価については、適切な評価がなされるのかという、評価項目や評価者に対する懸念や、課題を指摘されることへの不安感などがあげられた。

専用施設によって、児童相談所から求められている役割等が様々であることや、本体施設との関係から専用施設単体で第三者評価をすることが適切かなど、第三者評価を適正かつ効果的なものとするためには、丁寧な検討が必要である。専用施設の質を確認するための仕組みを検討していくために、まずは統一された客観的な指標で各専用施設の状況を確認できるようにすること、そしてその結果を踏まえ、指標を精査していくプロセスが必要である。本調査研究で作成した専用施設の評価項目案が、各施設での自己評価等を通じてよりよいものになっていくことを期待する。

## 7. 専用施設のあり方

### (1) 専用施設の位置づけの再整理

本調査研究の結果、施設によって専用施設としての位置づけが様々である状況が確認された。一時保護施設の定員超過の解消を目的とする専用施設には、一時保護施設の代替機能が求められ、こどもの生活における制限等の考え方も一時保護施設に近い。一方で、専用施設には一時保護中のこどもが通学できる環境が期待されているところもあり、専用施設に期待する役割に矛盾が生じている。

自治体毎に事情の違いがあり、それに応じた役割が期待されるのは仕方ない点がある一方で、その役割を担うために必要となる職員配置や生活環境等も異なると考えられる。

専用施設における課題や基準等のあり方についての検討を行うためには、まず専用施設の位置づけを再整理する必要がある。

### (2) 専用施設の質の向上のために

専用施設を設置したことにより、社会的養護施設における職員育成や職場環境、児童相談所との関係性等において、良い方向の変化があったとの意見も多く確認された。

意見交換会においても、専用施設をよりよい施設にしていきたい、という想いを強く持つ施設が多く、アンケート調査においては自己評価や第三者評価の実施について前向きな意見も多く、他の専用施設とのつながりがほしい、研修を充実してほしいなど、質を高めるための取組みの必要性が伺えた。

しかし、児童相談所や本体施設との関係から、専用施設単体で変えていくことが難しいという大きな課題があることが確認された。

専用施設における質を確保する仕組みづくりにあたっては、まず、①専用施設の位置づけを明確にすること、②その位置づけを児童相談所や本体施設を含む関係機関間で共有することが必要である。

また、一時保護施設におけるこどもへの制限等の考え方も大きく変わってきており、様々な改善等の取組みが進められている。一時保護ガイドラインに示されていることは、専用施設においても実践されるべきこととしてとらえたい一方で、課題の整理や基準の見直し等の検討も必要である。

## 資料編

---

- アンケート調査票① 児童相談所主管課
- アンケート調査票② 一時保護施設
- アンケート調査票③ 評価機関
- アンケート調査票④ 専用施設



**児童相談所設置自治体（主管課）調査**

一時保護施設における第三者評価の実施状況に関する調査  
調査票

貴自治体名			
電話番号		E-mail	

※ 本調査票では、児童相談所付設の一時保護施設（一時保護所）を「一時保護施設」、児童養護施設等における一時保護専用施設（一時保護実施特別加算費実施要綱に基づいて設置されたもの）を「専用施設」と表記しています。

**I. 貴自治体の基本情報について**

問1 貴自治体内の一時保護施設数を教えてください。（数字を記入）

<input type="text"/>	施設	※上記の通り「児童相談所付設の一時保護施設数」を記入
----------------------	----	----------------------------

**II. 一時保護施設における第三者評価の実施状況等について**

問2 貴自治体では、一時保護施設を対象とした第三者評価を受審したことがありますか。（あてはまる番号1つに○）

1. 受審したことがある
2. 受審したことがない → <b>問 19 へ</b>

**【問 2 で「1. 受審したことがある」とお答えした方にお伺いします。問 3～問 18 をお答えください。】**

問3 2018 年 4 月～2024 年 3 月に受審した第三者評価について、受審時期と受審した一時保護施設名、評価者（評価機関や有識者名等）についてそれぞれ教えてください。

※直近のものから順に、上からご記入ください。

※枠が足りない場合には、適宜追加いただくか、欄外にご記載ください。

	受審時期	受審対象の一時保護施設名	評価者 (外部評価機関名または有識者名等)
①	( ) 年		
②	( ) 年		
③	( ) 年		
④	( ) 年		
⑤	( ) 年		
⑥	( ) 年		
⑦	( ) 年		





**問12** 問 11 でご回答いただいた評価方法はどのように決められましたか。(あてはまる番号 **1つ**に○)

- |  |
|--|
| 1. 貴自治体（主管課）が指定した（評価方法について具体的な仕様を定めた）        |
| 2. 評価者（評価機関）が提示した方法で実施した                     |
| 3. 評価者（評価機関）と貴自治体（主管課）が協議のうえで決定した            |
| 4. その他（ <span style="float: right;">）</span> |
| 5. 自治体（主管課）では把握していない・わからない                   |

**問13** 第三者評価の訪問調査に、貴自治体（主管課）の職員が同席したものはありますか。(あてはまる番号**すべて**に○)

- |                        |   |
|------------------------|---|
| 1. 管理者や指導教育担当職員へのヒアリング | 7. 食事や自由時間の見学                                 |
| 2. こどもへのヒアリング          | 8. 食事の試食                                      |
| 3. 若手職員へのヒアリング         | 9. 評価結果のフィードバック                               |
| 4. 児童相談所相談部門職員へのヒアリング  | 10. その他（ <span style="float: right;">）</span> |
| 5. 施設見学                | 11. 同席していない                                   |
| 6. 観察会議や申し送り会議等の傍聴     |   |

**問14** 評価の結果について、貴自治体（主管課）の職員と評価者（評価機関）とのコミュニケーションの機会がありましたか。(あてはまる番号**すべて**に○)

- |  |
|--|
| 1. 訪問調査当日に、フィードバックがあった                       |
| 2. 評価者（評価機関）が再度施設に来訪し、評価結果についての説明があった        |
| 3. 評価結果について、リモートで説明を受けた                      |
| 4. 評価結果の報告書案を確認し、気になる点等について質問や意見等を行った        |
| 5. その他（ <span style="float: right;">）</span> |
| 6. 評価結果が届いただけで、特に説明等はなかった                    |

**問15** 第三者評価の結果は、貴自治体のホームページ上で公表していますか。(あてはまる番号 **1つ**に○)

- |            |
|------------|
| 1. 公表している  |
| 2. 公表していない |

#### IV. これまでの第三者評価についての感想と望ましい第三者評価の在り方について

問16 第三者評価を受審してよかったことは何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 外部の客観的な視点から一時保護施設の現状を把握することができた
2. 改善のための具体的な取組につながった
3. 受審施設のよい点が確認できた
4. こどもの意見を知ることができた
5. 職員の意見を知ることができた
6. 職員のモチベーション向上につながった
7. 評価結果を、予算取りの必要性を説明する根拠資料等として活用できた
8. その他 ( )
9. 特にない

問17 第三者評価の結果を受けて、貴自治体として行った取組があれば具体的にご記入ください。

問18 第三者評価を受審して課題に感じたことはありますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 受審のための手続きや準備に関する主管課の負担が大きい
2. 受審のための準備に関する一時保護施設職員の負担が大きい
3. 当日の対応などにかかる一時保護施設職員の負担が大きい
4. 評価者の一時保護施設についての理解が足りない
5. 適切な評価者の選定が難しい
6. 評価者（評価機関）が提示する額の予算確保が難しい
7. 評価結果に関する説明（報告書の内容を含む）が不十分で、評価の理由がわからない
8. 評価結果やその理由について、評価者に確認等を行う機会がない
9. 課題を指摘されるのみで、具体的な改善方法の提案がされない
10. 改善に向けた取組みにつながらない、改善が難しい課題が多い
11. 評価結果をうまく活用できていない、活用方法がわからない
12. その他 ( )
13. 特にない

→ 問 20 へ

**【問2で「2.受審したことがない」とお答えした方にお伺いします。】**

**問19** 第三者評価を受審していない理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 事務指導や監査等で確認しているから
2. 第三者評価以外で外部の意見を聞く機会があるから → 具体的に ( )
3. 受審にかかる職員の負担が大きいから
4. 予算の確保が難しいから
5. 適切な評価者(評価機関)がないから
6. 第三者評価の実施方法がわからないから
7. 第三者評価の受審にメリットを感じないから
8. その他 ( )
9. 特に理由はない

**V. 一時保護施設の第三者評価基準の見直しについて**

現在、一時保護施設の設備・運営基準ならびに改訂版の一時保護ガイドライン(令和6年3月30日こ支庁第165号)を踏まえ、一時保護施設の第三者評価項目の見直しを行っており、現時点の第三者評価の評価項目(案)を同封しています。

**問20** 同封の評価項目(案)について、ご意見等ございましたらご回答ください。

① 評価項目(案)のうち、表現の修正や削除に関する提案・ご意見

※欄が不足する場合には、欄を追加いただくか、欄外または別紙にてご回答ください。

評価項目 No.	ご意見等



**VI. 専用施設の状況**

**問22** 貴自治体内の専用施設数を教えてください。(数字を記入)

	施設	→ 「0」の場合は、問 24 へ
--	----	------------------

**問23** 貴自治体内の専用施設について、法人名、本体施設名と種別、専用施設名、定員数をそれぞれご回答ください。(本体施設の種別については、下の番号より当てはまるものを1つ選んでください。

※9を選択された場合は、施設種別を表の該当欄に記載ください。)

【本体施設の種別】

1. 児童養護施設	6. 自立援助ホーム
2. 乳児院	7. ファミリーホーム
3. 児童心理治療施設	8. 障害児入所施設
4. 児童自立支援施設	9. その他 ※下表の概要欄に
5. 母子生活支援施設	

※枠が足りない場合には、適宜追加いただくか、欄外・別紙などでご回答ください。

法人名			
本体施設名			
本体施設の種別		番号 ( ) → 9 を選択した場合 (施設種別 : )	
①	専用施設名	定員数	( ) 人
②	専用施設名	定員数	( ) 人

法人名			
本体施設名			
本体施設の種別		番号 ( ) → 9 を選択した場合 (施設種別 : )	
①	専用施設名	定員数	( ) 人
②	専用施設名	定員数	( ) 人

法人名			
本体施設名			
本体施設の種別		番号 ( ) → 9 を選択した場合 (施設種別 : )	
①	専用施設名	定員数	( ) 人
②	専用施設名	定員数	( ) 人

**問24** 現時点での、貴自治体における今後の専用施設の整備方針について教えてください。(あてはまる番号1つに○)

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 整備を進めたい</li><li>2. 整備する予定はない</li><li>3. 施設側から設置希望があれば指定する方針</li><li>4. 検討はしていない・整備方針は未定</li><li>5. その他 ( )</li></ol> |
|---|

**問25** 【問24で「1. 整備を進めたい」とお答えした方にお伺いします。】

その理由を教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 一時保護施設が定員超過しており、受け入れ先を確保するため</li><li>2. 一時保護児童が通学できる環境を確保するため</li><li>3. 一時保護施設よりも、行動制限等の少ない生活環境を確保するため</li><li>4. 一時保護委託児童について、施設入所児童とは別の生活スペースを確保するため</li><li>5. その他 ( )</li></ol> |
|---|

**問26** 【問24で「2. 整備する予定はない」とお答えした方にお伺いします。】

理由を具体的にご記入ください。

----------------------

**【すべての自治体にお伺いします。】**

**問27** 専用施設の質を維持・向上させるために必要だと思う取組についてご回答ください。(あてはまる番号すべてに○)

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 専用施設の指定基準の策定</li><li>2. 専用施設の職員を対象とした研修の実施</li><li>3. 定期的な自己評価の実施</li><li>4. 専用施設を対象とした第三者評価の受審</li><li>5. 本体施設の第三者評価時に、専用施設の第三者評価も受審</li><li>6. 専用施設の協議会の設置</li><li>7. 専用施設を対象とした全国会議等の開催</li><li>8. その他 ( )</li></ol> |
|--|



**一時保護施設調査**一時保護施設における第三者評価の実施状況に関する調査  
調査票

貴施設名			
電話番号		E-mail	

※ 本調査票では、児童相談所付設の一時保護施設（一時保護所）を「一時保護施設」、児童養護施設等における一時保護専用施設（一時保護実施特別加算費実施要綱に基づいて設置されたもの）を「専用施設」と表記しています。

**I. 第三者評価の受審状況について**

**問1** 貴施設は第三者評価を受審したことがありますか。（あてはまる番号1つに○）

- |              |                |
|--------------|----------------|
| 1. 受審したことがある |                |
| 2. 受審したことがない | → <b>問14</b> へ |

**【問1で「1. 受審したことがある」と回答した方にお伺いします。】**

**問2** 2018年4月～2024年3月に受審した第三者評価について、受審した時期と評価機関または評価者について教えてください。 ※直近のものから順に、上からご記入ください。

	第三者評価受審時期	評価者（外部評価機関名、有識者名等）
①	（ ）年（ ）月	
②	（ ）年（ ）月	
③	（ ）年（ ）月	
④	（ ）年（ ）月	
⑤	（ ）年（ ）月	

**問3** 貴施設が第三者評価を受審した（受審し始めた）主なきっかけを教えてください。（あてはまる番号すべてに○）

- |  |  |
|--|--|
| 1. 自治体（主管課）が、第三者評価の受審を主導し、受審するよう指示があった |  |
| 2. 一時保護施設側から、第三者評価の受審を希望した             |  |
| 3. 児童福祉審議会等で、第三者評価の実施について提案・意見があった     |  |
| 4. 他一時保護施設や有識者等、外部から第三者評価の受審を勧められた     |  |
| 5. 第三者評価に関するモデル実施等に協力した                |  |
| 6. わからない                               |  |
| 7. その他（ ）                              |  |

**II. 直近の第三者評価について ※以降問 8 まで問 2 で回答した直近の評価についてご回答ください。**

**問4** 第三者評価で使用した評価項目について教えてください。(あてはまる番号 1 つに○)

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き(案)<br/>平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護の第三者評価に関する調査研究」<br/><a href="https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2019/04/koukai_190426_9.pdf">https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2019/04/koukai_190426_9.pdf</a></li> <li>2. 一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き(案)をもとに、自治体で独自にアレンジした評価項目(一部の評価項目を削除・変更などをしたもの)</li> <li>3. 自治体で独自に作成した評価項目</li> <li>4. 評価者(評価機関)が作成した評価項目</li> <li>5. その他( )</li> </ol> |
|--|

**問5** 第三者評価において実施したものを教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

【事前準備】	【訪問調査当日】
1. 職員の自己評価	6. 管理者や指導教育担当職員へのヒアリング
2. 一時保護施設職員へのアンケート	7. こどもへのヒアリング
3. こどもへのアンケート	8. 若手職員へのヒアリング
4. 児童相談所相談部門職員へのアンケート	9. 児童相談所相談部門の職員へのヒアリング
5. その他( )	10. 施設見学
	11. 観察会議や申し送り会議等の傍聴
	12. 食事や自由時間の見学
	13. 食事の試食
	14. その他( )

**問6** 【問5で「7. こどもへのヒアリング」とお答えした方にお伺いします。】

ヒアリングを行うこどもの決め方について教えてください。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 職員が選び、こどもに協力を依頼した</li> <li>2. 職員からこどもにヒアリングの目的を説明し、こどもから希望者を募った</li> <li>3. 評価者がこどもにヒアリングの目的を説明し、こどもから希望者を募った</li> <li>4. その他( )</li> </ol> |
|---|

**問7** 評価の結果について、一時保護施設職員と評価機関・評価者とのコミュニケーションの機会がありましたか。(あてはまる番号すべてに○)

- |  |
|--|
| 1. 訪問調査当日に、フィードバックがあった                       |
| 2. 評価者（評価機関）が再度施設に来訪し、評価結果についての説明があった        |
| 3. 評価結果について、リモートで説明を受けた                      |
| 4. 評価結果の報告書案を確認し、気になる点等について質問や意見等を行った        |
| 5. その他（ <span style="float: right;">)</span> |
| 6. 評価結果が届いただけで、特に説明等はなかった                    |

**問8** 貴施設の第三者評価の結果は、貴自治体のホームページ上で公表されていますか。(あてはまる番号1つに○)

- |            |             |
|------------|-------------|
| 1. 公表されている | 2. 公表されていない |
|------------|-------------|

### III. これまでの第三者評価についての感想と望ましい第三者評価のあり方について

---

**問9** 第三者評価を受審してよかったことは何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

- |   |
|---|
| 1. 職員間で状況や課題を共有できた                            |
| 2. 外部の客観的な視点から改善点や業務への気づきを得ることができた            |
| 3. 改善のための具体的な取組につながった                         |
| 4. 自施設のよい点を確認できた                              |
| 5. こどもの意見を知ることができた                            |
| 6. 他の職員の意見を知ることができた                           |
| 7. 職員のモチベーション向上につながった                         |
| 8. 評価結果を、自治体（主管課）レベルで検討してもらうための根拠資料として活用できた   |
| 9. 児童相談所の相談部門との連携強化等に活用できた                    |
| 10. その他（ <span style="float: right;">)</span> |
| 11. 特にない                                      |

**問10** 第三者評価の結果を受けて行った取組があれば具体的にご記入ください。

--



**問13** 第三者評価を効果的なものとするために必要だと思うことについてご回答ください。(あてはまる番号すべてに○)

1. 評価者の一時保護施設についての理解
2. 評価者の第三者評価に関する実績・ノウハウ
3. 施設の課題とともに具体的な改善案の提案がある
4. 施設の良いところを知ることができる
5. 評価理由のわかりやすさ
6. 評価結果や理由について説明がある
7. 評価結果や理由について、評価者に確認等を行う機会がある
8. 評価結果の活用方法について助言がある
9. 第三者評価後も、改善に向けた取組み等について相談ができる
10. 所管課や相談部門の協力姿勢
11. その他 ( )

**【問1で「2.受審したことがない」とお答えした方にお伺いします。】**

**問14** これから第三者評価を受審するにあたって、不安や疑問に感じている点などがあればご記入ください。

#### IV. 自己評価について

---

##### 【すべての施設にお伺いします。】

問15 貴施設は自己評価を実施していますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 第三者評価の受審時のみ実施している → <u>問 17 へ</u>
2. 毎年度実施している
3. 毎年度ではないが、第三者評価受審時以外でも実施している
4. 実施していない → <u>問 18 へ</u>

##### 【問 15 で「2. 毎年度実施している」「3. 毎年度ではないが、第三者評価受審時以外でも実施している」と回答した方にお伺いします。】

問16 自己評価の方法について具体的にご記入ください。

使用している評価項目	
誰が評価しているか (全職員、管理者等)	
評価で活用している資料 等 (こどもアンケート等)	
その他、工夫していること 等	

##### 【問 15 で「1. 第三者評価の受審時のみ実施している」「2. 毎年度実施している」「3. 毎年度ではないが、第三者評価受審時以外でも実施している」と回答した方にお伺いします。】

問17 自己評価を実施してよかったことは何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 日々の業務を振り返ることができる
2. 職員間で状況や課題を共有できる
3. 改善のための具体的な取組につながる
4. 職員のモチベーション向上につながる
5. 第三者評価の結果を踏まえた、改善等の取組み状況を確認できる
6. その他 ( )

## V. 一時保護施設の第三者評価基準の見直しについて

現在、一時保護施設の設備・運営基準ならびに改訂版の一時保護ガイドライン（令和6年3月30日こ支庁第165号）を踏まえ、一時保護施設の第三者評価項目の見直しを行っており、現時点の第三者評価の評価項目（案）を同封しています。

**問18** 同封の評価項目（案）について、ご意見等ございましたらご回答ください。

① 評価項目（案）のうち、表現の修正や削除に関する提案・ご意見

※欄が不足する場合には、欄を追加いただくか、欄外または別紙にてご回答ください。

評価項目 No.	ご意見等

② 評価項目として、追加したほうがよいと思われる項目や視点等

--





## II. 一時保護施設における第三者評価の実施状況について

問6 貴団体における一時保護施設の第三者評価の実績について教えてください。(数字を記入)

令和5年度	( )件	令和2年度	( )件
令和4年度	( )件	令和元年度	( )件
令和3年度	( )件		

問7 令和5年度に貴団体が第三者評価を実施した一時保護施設の所在地(貴団体の所在地との関係)について教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 1. 団体所在地と同じ都道府県内  | 3. 1.や2.以外の都道府県 |
| 2. 団体所在地に隣接する都道府県 |                 |

問8 貴団体が実施する一時保護施設の第三者評価の方法について教えてください。(あてはまる番号1つに○)

- |   |
|---|
| 1. 団体として標準的な評価方法があり、基本的にその方法で実施する           |
| 2. 団体として標準的な評価方法があるが、自治体の意向に合わせた評価方法で評価を行う。 |
| 3. 団体としての標準的な評価方法はなく、自治体が指定した評価方法で評価を行う     |
| 4. その他( )                                   |

問9 貴団体が実施する一時保護施設の第三者評価において、貴団体が独自で作成した第三者評価の評価項目を用いることはありますか。(あてはまる番号1つに○)

- |       |       |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

【問9で「1. ある」とお答えした方にお伺いします。】

問10 独自で作成した第三者評価の項目の内容について教えてください。(あてはまる番号1つに○)

- |  |
|--|
| 1. 一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き(案)をもとに、評価機関で独自にアレンジしている(一部の評価項目の削除・変更などをしたもの)<br>平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護の第三者評価に関する調査研究」<br><a href="https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2019/04/koukai_190426_9.pdf">https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2019/04/koukai_190426_9.pdf</a> |
| 2. 1.とは関係なく、評価者(評価機関)が作成<br>→ 何をもとに作成したかを具体的に<br>( )   |

※「2.」と回答された場合、可能であれば、貴団体が作成された評価項目をご共有ください。



**問16** 第三者評価で実施した内容について、教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

【事前準備】	【訪問調査当日】
1. 職員の自己評価 2. 一時保護施設職員への事前アンケート 3. こどもへの事前アンケート 4. 児童相談所相談部門職員への事前アンケート 5. その他 ( )	6. 管理者や指導教育担当職員へのヒアリング 7. こどもへのヒアリング 8. 若手(着任1～2年目)職員へのヒアリング 9. その他一時保護施設職員へのヒアリング → 具体的に ( ) 10. 児童相談所相談部門職員へのヒアリング 11. 施設見学 12. 観察会議や申し送り会議等の傍聴 13. 食事や自由時間の見学 14. 食事の試食 15. 評価結果のフィードバック 16. その他 ( )

**問17** 問16の【訪問調査当日】に要した時間を教えてください。(数字を記入)

時間 ※訪問調査において、評価者が一時保護施設に滞在した時間

#### IV. 一時保護施設における第三者評価について

**問18** 一時保護施設の第三者評価の実施にあたって、課題と感じていることがあれば教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1. 評価者の確保が難しい
2. 評価者が一時保護施設を学ぶ機会が少ない
3. 事前調査に際し評価機関側の負担が多い
4. 評価結果のとりまとめ（報告書の作成等）にかかる負担が大きい
5. 評価に関する委託費用が安すぎる（団体として持ち出しがある）
6. 評価項目がわかりにくい
7. 評価項目が多い
8. 規模や地域資源等により施設の特徴が異なるため、評価が難しい
9. 建物・設備にかかわる評価項目等、一時保護施設内で解決できない課題の評価が難しい
10. 評価にあたっての自治体や一時保護施設とのコミュニケーションが円滑に進まない
11. 評価結果についての、自治体や一時保護施設との合意が難しい
12. その他（ )

**問19** 一時保護施設の第三者評価の質の確保や評価機関の拡充のために必要だと思う取組・支援があればご回答ください。(あてはまるものすべてに○)

1. 第三者評価の項目・評価基準の統一
2. 第三者評価の方法（事前準備や訪問調査当日の内容）の統一
3. 第三者評価の評価者についての条件（資格、経験、研修の受講等）の設定
4. 評価者の質の担保・向上に向けた評価者向けの研修の実施
5. 第三者評価機関の認定制度の設定（認定機関のリストの公表）
6. 第三者評価の委託額の引き上げ
7. 定期的な評価項目の見直しの仕組み
8. その他（ )

## V. 一時保護施設の第三者評価基準の見直しについて

現在、一時保護施設の設備・運営基準ならびに改訂版の一時保護ガイドライン（令和6年3月30日こ支庁第165号）を踏まえ、現在、一時保護施設の第三者評価項目の見直しを行っており、現時点で想定している第三者評価の評価項目（案）を同封しています。

**問20** 同封の評価項目（案）について、ご意見等ございましたら教えてください。

① 評価項目（案）のうち、表現の修正や削除に関するご意見・ご提案

項目 No.	ご意見等

※欄が不足する場合、適宜追加いただくか、欄外または別紙でご回答ください。

② 評価項目として、追加したほうがよいと思われる項目や視点等

--

**問21** 一時保護施設の第三者評価についてのご意見等があれば自由にお書きください。

--

ご協力ありがとうございました。

※同封の返信用封筒にに入れて、12月6日（金）までにご投函ください。

## 一時保護専用施設調査

### 一時保護専用施設における質の向上に向けたアンケート調査 調査票

貴施設名 (本体施設名)	
貴法人名	
電話番号	
E-mail	

- ※ 本調査票は、一時保護専用施設を有する本体施設宛にお送りしております。  
※ 本調査票では、児童相談所付設一時保護施設を「一時保護所」、一時保護専用施設を「専用施設」(一時保護実施特別加算費実施要綱に基づいて設置されたもの)と表記しています。

#### I. 貴本体施設の基本情報について

問1 貴施設の所在地(都道府県)を教えてください。

	都・道・府・県
--	---------

問2 貴施設の種別を教えてください。(あてはまる番号1つに○)

1. 児童養護施設	6. 自立援助ホーム
2. 乳児院	7. ファミリーホーム
3. 児童心理治療施設	8. 障害児入所施設
4. 児童自立支援施設	9. その他児童福祉法に基づく児童福祉施設
5. 母子生活支援施設	→ 具体的に ( )

問3 貴団体の法人種別を教えてください。(あてはまる番号1つに○)

1. 特定非営利活動法人(NPO法人)	4. 株式会社
2. 一般社団法人	5. その他 ( )
3. 社会福祉法人	

## II. 専用施設について

問4 貴施設に設置している専用施設数を教えてください。

	施設
--	----

問5 貴施設に、専用施設を設置した理由について教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

1.	一時保護所の定員超過や一時保護枠の確保を理由として、都道府県等から設置の要請を受けた
2.	一時保護中に通学が可能な環境確保を理由として、都道府県等から設置の要請を受けた
3.	一時保護所より行動制限の少ない生活環境の提供を理由として、都道府県等から設置の要請を受けた
4.	一時保護所の定員超過を解消できるよう、自ら設置を希望した
5.	一時保護中に通学が可能な環境を提供するため、自ら設置を希望した
6.	一時保護所より行動制限の少ない生活環境を提供するため、自ら設置を希望した
7.	施設内での入所措置のこどもと一時保護委託のこどもの生活空間を分けたかった
8.	一時保護委託のこども専任の職員を配置したかったから
9.	施設の小規模化・地域分散化に伴い、施設の空室ができたから
10.	施設の多機能化の1つとして専用施設の設置を選択した
11.	その他 ( )

問6 貴専用施設の定員数および受入れの対象・条件等を教えてください。

(問4で「1施設」と回答された場合は、①のみにご記入ください。)

専用施設①	開設年	定員	受入れの対象・条件等		
	[ ]年 ※西暦	1. 4人 2. 5人 3. 6人	年齢 (複数回答可)	1. 乳児 2. 幼児 3. 小学校低学年 4. 小学校高学年	5. 中学生 6. 高校生 7. その他 ( )
	専用施設名 (ユニット名)		性別	1. 男子 2. 女子	3. 男女一緒 4. その他 ( )
	[ ]		その他条件	具体的に ( )	
専用施設②	開設年	定員	受入れの対象・条件等		
	[ ]年 ※西暦	1. 4人 2. 5人 3. 6人	年齢 (複数回答可)	1. 乳児 2. 幼児 3. 小学校低学年 4. 小学校高学年	5. 中学生 6. 高校生 7. その他 ( )
	専用施設名 (ユニット名)		性別	1. 男子 2. 女子	3. 男女一緒 4. その他 ( )
	[ ]		その他条件	具体的に ( )	

※専用施設名(ユニット名)欄は、名称等がない場合は空欄で構いません。

**問7** 令和5年度の専用施設における一時保護委託の受入れ状況を教えてください。(数字を記入)

	延受入れ人数	1人あたりの平均保護日数	最長の保護日数
専用施設①	人	日	
専用施設②	人	日	

**問8** 貴専用施設の職員配置（専用施設のシフトに入っている職員）について教えてください。

	配置状況※	要綱の基準以上に配置している職員数
専用施設①	1. 要綱の基準通り 2. 要綱の基準以上を配置	1. 専任の常勤職員 ( )人 2. 専任の非常勤職員 ( )人 3. 本体施設兼務の職員 ( )人
専用施設②	1. 要綱の基準通り 2. 要綱の基準以上を配置	1. 専任の常勤職員 ( )人 2. 専任の非常勤職員 ( )人 3. 本体施設兼務の職員 ( )人

※要綱：「一時保護実施特別加算費実施要綱」

要綱における職員配置基準：一時保護児童専任職員2名及び管理宿直等職員（非常勤可）

**問9** 問8で回答された職員以外で、本体施設の職員の応援・サポートはありますか。(あてはまる番号すべてに○)

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本体施設の職員が日常的に専用施設に訪問し、一時保護中のこどもとコミュニケーションをとっている</li> <li>2. 一時保護専用施設の夜勤や宿直に、本体施設の職員が入っている</li> <li>3. 本体施設の職員が夜間の見回り等をしている</li> <li>4. 看護師や心理職等の特定の専門職は、専用施設の業務も担っている</li> <li>5. トラブル発生時など、緊急時に応援を依頼することがある</li> <li>6. こどもの通学時の送迎を、本体施設の職員が支援している</li> <li>7. 外出時など、通常よりも人手がかかる場合に、応援を依頼することがある</li> <li>8. その他 ( )</li> <li>9. 特に応援・サポートはない</li> </ol> |
|--|

### III. 児童相談所と専用施設との関わりについて

**問10** 貴専用施設へのこどもの入所経路について教えてください。(あてはまる番号1つに○)

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一時保護所を経由せずに、直接受け入れる場合が多い</li> <li>2. 一時保護所を経由してから、受け入れることが多い</li> <li>3. 一時保護所を経由せずに来る場合も、一時保護所を経由してくる場合もどちらもよくある</li> <li>4. その他 ( )</li> </ol> |
|--|

**問11** 一時保護委託を受け入れるにあたり、下記について、児童相談所から十分に説明がありますか。  
 (各々あてはまる番号1つに○)

内容	児童相談所からの説明の状況
こどもに関する情報	1. 十分に説明されていると思う 2. 十分に説明されていないと思うことがときどきある 3. 十分に説明されていないと思うことがよくある
一時保護の理由	1. 十分に説明されていると思う 2. 十分に説明されていないと思うことがときどきある 3. 十分に説明されていないと思うことがよくある
貴専用施設に委託する理由	1. 十分に説明されていると思う 2. 十分に説明されていないと思うことがときどきある 3. 十分に説明されていないと思うことがよくある
一時保護期間や一時保護解除の見通し	1. 十分に説明されていると思う 2. 十分に説明されていないと思うことがときどきある 3. 十分に説明されていないと思うことがよくある

**問12** (問11で「2. 十分に説明されていないと思うことがときどきある」、「3.十分に説明されていないと思うことがよくある」と回答した方にお伺いします) そのように思う理由を教えてください。

**問13** 専用施設の役割として、児童相談所から主に期待されていることは何だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 一時保護所の定員超過を解消するための場所 (一時保護所と同じような環境での生活)
  2. 一時保護所よりも行動制限の少ない環境で過ごすこと
  3. 一時保護中のこどもが通学できるようにすること
  4. 専用施設でのアセスメント (行動観察)
  5. わからない
  6. その他 ( )

#### IV. 貴専用施設におけるこどもの生活状況等について

問14 専用施設と本体施設でスペースを共有しているものがあれば教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

1. 学習室	4. 相談室
2. 屋内運動場	5. 食堂
3. 屋外運動場	6. その他 ( )

問15 専用施設にいるこどもと、本体施設にいるこどもと一緒に過ごすことはありますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 一緒に過ごすことはない	
2. 施設内のイベントや外出行事のときは一緒に過ごしている → 具体的に ( )	
3. 日常的に一緒に過ごす時間がある → 具体的に ( )	
4. その他 ( )	

問16 以下の項目について、専用施設での原則の方針を教えてください。(各々あてはまる番号1つに○)

(1) 通学	1. 基本的に通学できる	2. 基本的に通学できない
(2) インターネットの利用	1. 基本的に利用できる	2. 基本的に利用できない
(3) 私物の持ち込み	1. 基本的に持ち込める	2. 基本的に持ち込めない
(4) 私服の着用	1. 基本的にできる	2. 基本的にできない
(5) 専用施設内で過ごせる場所をこどもが自由に決められるか(学習の時間中に居室に行くなど)	1. 基本的に決められる	2. 基本的に決められない
(6) 自由に外出できるか	1. 基本的に外出できる	2. 基本的に外出できない

問17 問16で専用施設での原則の方針について、できないとなっているものについて、そのようになっている主な理由を教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

1. 児童相談所の方針に影響を受けているため →具体的に ( )
2. 本体施設の方針に影響を受けているため →具体的に ( )
3. 専用施設の諸室や設備が限られているから
4. 専用施設の職員が少ないから
5. 専用施設の職員とこどもの間で信頼関係を築くのに時間がかかるから
6. その他 ( )



## VI. 専用施設の運営における課題と質の向上の取組みについて

問22 専用施設の運営において、課題だと感じられていることを教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

1. 専用施設の基準を満たすための職員の確保が難しい
2. 専用施設のこどもの特性に対応できる職員の育成が難しい
3. 一時保護委託されるこどもの数が定員に満たないことが多い
4. 本体施設で受け入れる一時保護委託と比べ、専用の諸室や職員が必要となり非効率
5. 児童相談所から外出などに関する行動制限の要請があり、施設の方針だけで運営できない
6. こどもの特性や入所期間の違いなどから、本体施設と専用施設では生活上のルール等を分けざるを得ない
7. 専用施設ではあるが、本体施設の一部にあるため、生活空間や動線などを分けきれず運営しにくい
8. 専用施設をつくったことにより、一時保護委託の受入れ要請を断りにくなった
9. その他 ( )

問23 専用施設の質の向上のために必要だと思うことを教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

1. 専用施設の自己評価の実施
2. 専用施設の第三者評価の実施
3. 専用施設の指定にあたっての基準の明確化
4. 専用施設同士での取組みの共有
5. 一時保護所と専用施設とでの取組みの共有
6. 専用施設の職員向け研修
7. 専用施設に関する理解を深めるための本体施設職員向けの研修
8. 専用施設に関する理解を深めるための児童相談所職員向けの研修
9. その他 ( )







---

こども家庭庁 令和6年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業  
一時保護施設の第三者評価に関する調査研究  
報告書  
令和7年3月

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社  
政策研究事業本部  
住所：大阪市北区梅田 2-5-25  
電話：06-7637-1460

---